

国指定史跡武藏国分寺跡  
附東山道武藏路跡  
保存管理計画（第2次）

平成24年4月

国分寺市教育委員会



## 序

国分寺市は、天平の昔、諸国に国分寺が配置されたときに、武藏国の国分寺が建てられたまちです。金堂や七重塔など往時の堂塔は国府に向かって南面し、その背後には縁あふれる国分寺崖線が横たわり、ふもとからは随所に清らかな湧水が流れ出て、今も絶えることがありません。

武藏国分寺跡は大正 11 年に国の史跡となり、早くから保護の措置が図られて参りました。その後も、現在に至るまで 9 回の追加指定を重ね、平成 22 年 8 月には都と地方を結ぶ官道である東山道武藏路跡も武藏国分寺跡の附として国史跡に指定されました。

国分寺市では、昭和 40 年度以降、史跡地内の公有化事業に着手し、昭和 49 年度から市立第四中学校建設問題を契機として寺域の確認調査（第Ⅰ期調査）、さらに、昭和 61 年度からは史跡整備に先行する主要遺構の確認を目的とする調査（第Ⅱ期調査）をそれぞれ実施し、これらの調査によって武藏国分寺跡は広大な寺域を有することが判明しました。その後、平成元年 3 月には、本計画の前身となる『国指定史跡武藏国分寺跡 保存管理計画策定報告書』を策定しています。

史跡の保存管理計画は、武藏国分寺跡とその周辺地域の自然・歴史的環境等を次世代へと確実に継承していくために、これらがもっているそのものの価値（本質的価値）と重要な意味のある箇所を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針や、現状変更等の取扱基準等を定めたものです。この保存管理計画に基づいて、史跡保護のために土地・建物等の改変や様々な土地利用に対して規制をかける一方で、国庫補助金による土地の公有化事業や保存整備事業を行います。

最初の保存管理計画を策定してから二十余年の年月が経過し、史跡を取り巻く状況が大きく変化していることから、市では史跡を確実に守り、「歴史文化のまち 国分寺」のシンボルとして後世へ伝えるために、このたび『国指定史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡保存管理計画（第 2 次）』を策定いたしました。

今後は、本計画に基づいて史跡の保護・整備・活用を行い、市民の皆様や各方面の方々のご理解・ご協力を頂きながら、私たちの貴重な歴史遺産を後世に残し、伝えて参りたいと考えております。

最後になりましたが、本書の発刊に際しまして、多大なご協力を賜りました史跡武藏国分寺跡保存整備委員会の委員の皆様、地元の皆様、文化庁・東京都をはじめとする関係者各位に心から御礼申し上げます。

平成 24 年 4 月

国分寺市教育委員会  
教育長 松井 敏夫

## 例　　言

1. 本書は、東京都国分寺市に所在する国指定史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡の保存管理計画（第2次）である。
2. 本計画の策定は、国分寺市教育委員会が行った。
3. 本計画は、「国分寺市史跡武藏国分寺跡整備計画策定委員会（平成23年10月1日より国分寺市史跡武藏国分寺跡保存整備委員会に改称）」における審議によりとりまとめられた。
4. 本計画の策定にあたり、次の諸機関にご指導ご協力いただいた。記して謝意を表する。  
文化庁文化財部記念物課 東京都教育庁地域教育支援部管理課 府中市教育委員会
5. 本計画の策定に係る事務は、国分寺市教育委員会ふるさと文化財課が担当した。

くにしていしせきむさしこくぶんじあと  
国指定史跡武藏国分寺跡

つけたりとうさんどうむさしみちあと  
附東山道武藏路跡

ほぞんかんりけいかく  
保存管理計画（第2次）

平成24年4月

国分寺市教育委員会



## 目 次

序

例 言

I.はじめに	.....p.3
1. 保存管理計画（第2次）策定の経緯と目的	.....p.3
2. 計画策定の経過	.....p.4
II. 史跡武藏国分寺跡附 東山道武藏路跡の概要	.....p.6
1. 立地と周辺環境	.....p.6
2. 武藏国分寺と東山道武藏路の概要	.....p.7
3. 調査・研究の歴史	.....p.8
4. 遺跡の構成	.....p.12
5. 史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡の指定概要	.....p.17
6. 指定地の公有化状況	.....p.19
7. 指定地の整備状況	.....p.25
III. 保存管理	.....p.31
1. 基本方針	.....p.31
2. 史跡を構成する諸要素	.....p.32
3. 地区区分	.....p.39
4. 現状変更について	.....p.43
5. 史跡の追加指定について	.....p.49
6. 埋蔵文化財包蔵地について	.....p.51
IV. 整備活用	.....p.53
1. 基本方針	.....p.53
2. 事前の発掘調査	.....p.54
3. 整備計画	.....p.54
4. まちづくりとの調和	.....p.54
5. 維持管理・運営活用	.....p.57
V. 今後の課題	.....p.59
1. 都市計画道路国3・4・1号線の見直しの推進	.....p.59
2. (仮称)郷土博物館の位置付け	.....p.59

## 図版目次

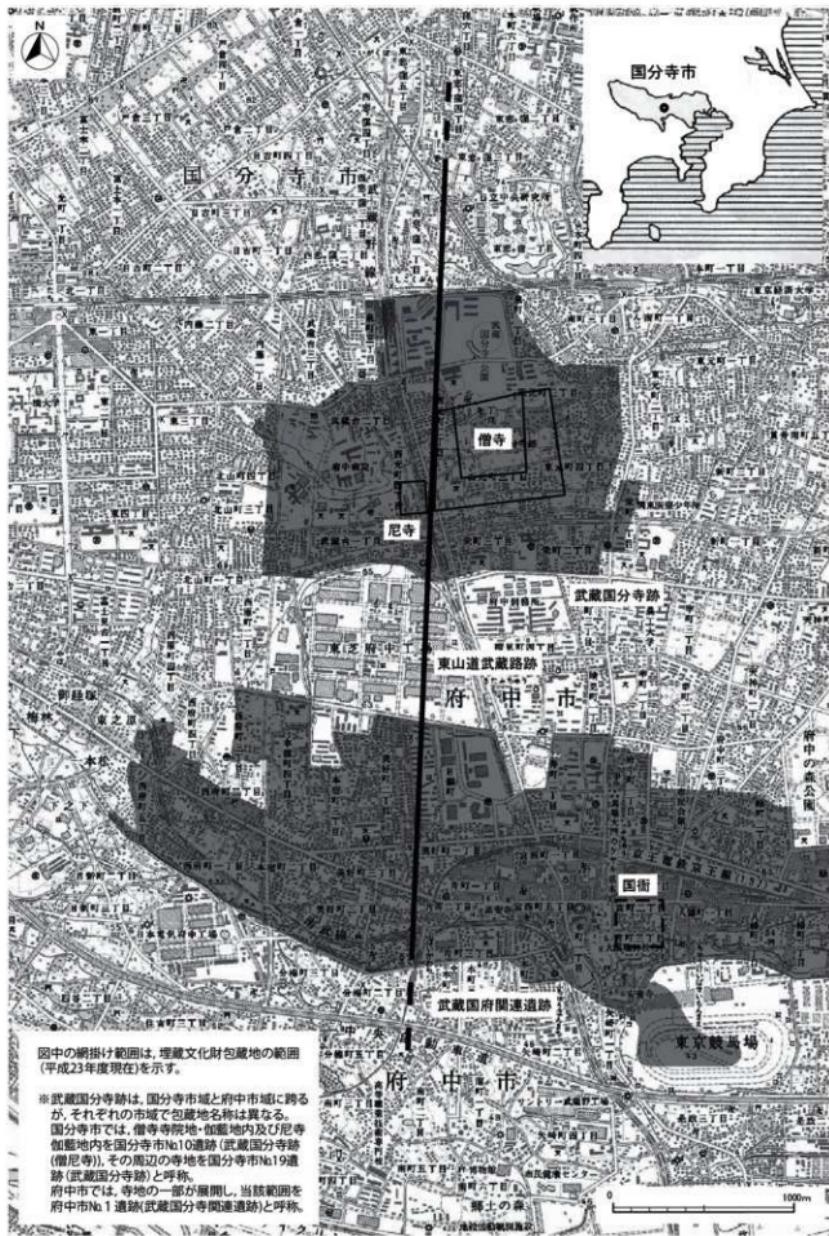
- 第1図 遺跡の位置 p.1  
第2図 史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡 指定地平面図 p.2  
第3図 史跡指定経緯図 p.18  
第4図 土地所有者状況図（平成24年4月現在） p.20  
第5図 指定地周辺土地利用現況図 p.21  
第6図 国分寺村地籍図 明治7年（推定）僧寺金堂・講堂付近 p.22  
第7図 国分寺村地籍図 明治7年（推定）七重塔付近 p.23  
第8図 国分寺村地籍図 明治7年（推定）尼寺付近 p.24  
第9図 整備状況図（平成24年4月現在） p.27  
第10図 武藏国分寺跡史跡公園築造工事竣工図（昭和47年度） p.28  
第11図 市立歴史公園 武藏国分尼寺跡 整備計画図 p.29  
第12図 市立歴史公園 史跡武藏国分寺跡（僧寺北東地域） 整備平面図 p.30  
第13図 史跡指定地地区区分図 p.40  
第14図 土地利用方針ゾーニング（「史跡武藏国分寺跡周辺地区まちづくり計画」より） p.41  
第15図 史跡指定拡大計画（「史跡武藏国分寺跡〔僧寺地区〕新整備基本計画」より） p.49  
第16図 国分寺市・府中市遺跡地図 p.52  
第17図 僧寺跡の全体整備計画  
(平成23年度第3回史跡武藏国分寺跡保存整備委員会資料より) p.55

## 表目次

- 第1表 史跡指定地地区区分と保存管理方法 p.39  
第2表 土地利用方針（「史跡武藏国分寺跡周辺地区まちづくり計画」より） p.42  
第3表 現状変更取扱い基準と許可区分 p.47  
第4表 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧 p.52

## 巻末資料 p.61～

- 資料1 武藏国分寺跡の全体保全構想について（建議） p.62  
資料2 「国分寺市史跡武藏国分寺跡整備計画策定委員会」委員名簿 p.64  
資料3 史跡武藏国分寺跡保存管理計画（第2次）の策定について（諮問） p.65  
資料4 史跡武藏国分寺跡附東山道武藏路跡 保存管理計画（第2次）の策定について（答申） p.66  
資料5 大正11年十月官報写し p.68  
資料6 東京府史蹟（大正8年）抜粋写し p.71  
資料7 東京府史蹟勝跡調査報告書第一冊「武藏國分寺址の調査」（大正12年）抜粋写し p.74  
資料8 多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）抜粋 p.94  
資料9 文化財保護法による現状変更等に関する手続きの流れ・様式集 p.97



図中の網掛け範囲は、埋蔵文化財包蔵地の範囲  
(平成23年度現在)を示す。

※武藏国分寺跡は、国分寺市域と府中市域に跨るが、それぞれの市域で包蔵地名稱は異なる。

国分寺市では、僧寺寺院地・伽藍地内・尼寺伽藍地内を国分寺市No.10遺跡(武藏國分寺跡(僧尼寺))、その周辺の寺地を国分寺市No.19遺跡(武藏國分寺跡)と呼称。

府中市では、寺地の一部が展開し、当該範囲を府中市No.1遺跡(武藏國分寺関連遺跡)と呼称。

第1図 遺跡の位置



第2図 史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡 指定地平面図

## I. はじめに

### 1. 保存管理計画（第2次）策定の経緯と目的

#### （1）当初の保存管理計画

武藏国分寺跡は、大正11年10月12日に国の史跡指定を受け、以降、計9回の追加指定が行われ、現在に至っている。指定地内には、発掘調査によって存在が明らかになった尼寺跡を内包している。

国分寺市教育委員会では、昭和49年から始まった広域学術調査による寺域確認調査の成果を踏まえ、附属機関である国分寺市史跡武藏国分寺跡整備計画策定委員会の審議を経て、平成元年3月に保存管理計画（以下、保存管理計画（第1次）という）を策定した（『国指定史跡武藏国分寺跡 保存管理計画策定報告書』）。

以後、保存管理計画（第1次）に基づき、現状変更の取扱いのほか、公有化事業、環境整備事業、維持管理事業を実施しているところである。

#### （2）国分寺市文化財保護審議会からの建議

こうしたなか、平成20年に、僧寺伽藍中枢部の北東にあたる国分寺崖線下地域における史跡・自然・歴史環境の保全に伴い、国分寺市文化財保護審議会から「武藏国分寺跡の全体保全構想について（建議）」（平成20年8月8日付国文審発第2号）が国分寺市教育委員会に提出された（p.62巻末資料1）。当該建議の概要は以下のとおりである。

##### ①寺跡の保存範囲に関する事項

史跡の追加指定について、「史跡武藏国分寺跡〔僧寺地区〕新整備基本計画」（平成15年3月）に記された方針にのっとり、積極的な対応を進めること。

##### ②寺跡と一体的な自然・歴史環境の保全に関する事項

武藏国分寺跡の北側崖線縁辺部に残る自然環境、歴史的環境について、保全の危機に至った場合には積極的な保護の措置をとること。

##### ③出土文化財や調査資料の史跡と一体的な保全に関する事項

武藏国分寺跡の出土文化財および調査関連資料は、災害に強い恒久的な施設において、史跡と一体的に保存、活用されるよう、積極的な対応を進めること。

##### ④国指定史跡武藏国分寺跡保存管理計画の修正に関する事項

保存管理計画について、上記3点の趣旨を踏まえて、速やかに所要の修正を行うこと。

よって、ここで、④に基づき、①～③の趣旨を踏まえて、保存管理計画（第1次）について修正を行い、保存管理計画（第2次）を策定することとした。

#### （3）史跡をめぐる状況の変化

指定地およびその周辺では、尼寺跡の公有化事業及び環境整備事業の完了、僧寺跡の公有化事業及び環境整備事業の進展、周辺地区では、西国分寺地区特定住宅市街地総合整備促進

事業の完了、「史跡武藏国分寺跡周辺地区まちづくり計画」の策定と施策の展開、等々の状況変化があって、保存管理計画（第1次）の記述と不整合になっている箇所があるため、必要な字句等の整理を行うものとした。

#### （4）参道口、東山道武藏路跡の追加指定

平成17年3月2日、6回目の追加指定で、府中市栄町に所在する参道口が国史跡となり、国史跡指定範囲が国分寺市・府中市の2市に及ぶこととなった。また、平成22年8月5日には9回目となる追加指定で、それまで東京都指定史跡であった泉町地区及び姿見の池地区の東山道武藏路跡、旧第四小学校跡地地区に所在する古代東山道武藏路遺構の3箇所が、附として国史跡指定区域に加わることとなり、指定名称が、「武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡」に改められた。よって、当該追加指定区域に係る保存管理計画を追加することとした。

#### （5）構成の見直し

保存管理計画（第1次）では、策定当時の土地利用形態（現況地目）をベースに、それぞれの保存管理方法を定めた。しかし、保存管理計画（第2次）では、史跡を構成する諸要素（①本質的価値を構成する要素、②自然・歴史環境としての要素、③その他の要素）を抽出して整理し、それぞれの要素について保存管理方法を定めることとした。また、現状変更の取扱い基準について、整理をおこなった。

## 2. 計画策定の経過

保存管理計画（第2次）の策定については、教育委員会からの諮問（p.65巻末資料3）を受けて、国分寺市史跡武藏国分寺跡整備計画策定委員会（平成23年10月1日より国分寺市史跡武藏国分寺跡保存整備委員会に改称）において審議された。

その後、史跡武藏国分寺跡保存整備委員会からの答申（p.66巻末資料4）を受け、平成24年第4回教育委員会定例会で計画を決定した。

### 国分寺市史跡武藏国分寺跡整備計画策定委員会における審議経過

平成21年度 第2回 平成21年8月21日

- ・ 諮問受理、審議の進め方決定

第3回 平成21年12月7日

- ・ 目次案、修正検討資料について審議

第4回 平成22年1月25日

- ・ 修正本文案について審議

※東山道武藏路の附指定が予定されたため、その内容を追加。

平成 22 年度 第 1 回 平成 22 年 9 月 10 日

- ・修正本文案について継続審議

第 2 回 平成 22 年 11 月 16 日

- ・修正本文案について継続審議

※文化庁・東京都より、構成について、近年の保存管理計画に合わせ、大幅な見直し（①史跡を構成する要素、本質的価値を明示して、その保存管理方法を定めること。②現状変更の取扱について定めること。）を求める指導・助言。

第 3 回 平成 23 年 1 月 17 日

- ・変更目次案、史跡を構成する要素について審議

第 4 回 平成 23 年 2 月 28 日

- ・史跡を構成する要素・地区区分について審議

※東京都より参道口（府中市域）についても、本計画に含めるよう指導・助言。

平成 23 年度 第 1 回 平成 23 年 9 月 15 日

- ・全体構成案（挿図・表は一部のみ）について審議。

第 2 回 平成 23 年 11 月 15 日

- ・全体構成案について継続審議

第 3 回 平成 24 年 1 月 18 日

- ・保存管理計画（第 2 次）素案について審議

※素案市民説明会開催 平成 24 年 2 月 17 日・18 日

第 4 回 平成 24 年 3 月 9 日

- ・保存管理計画（第 2 次）について最終審議→答申

教育委員会での決定に至る経過

平成 24 年 3 月 22 日 第 3 回教育委員会定例会

- ・答申報告

平成 24 年 4 月 26 日 第 4 回教育委員会定例会

- ・審議→決定

なお、本文中の参道口（府中市域）に該当する箇所については、府中市教育委員会と協議の上、整理を行った。

## II. 史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡の概要

### 1. 立地と周辺環境

武藏国分寺跡は、国分寺市西元町一～四丁目を中心とする付近一帯に所在し、推定東山道武藏路跡に接して東に僧寺跡、西に尼寺跡が存在する。

国分寺市域は関東平野の南西部に位置する武藏野台地上に立地し、遺跡付近は多摩川の河岸段丘崖である国分寺崖線（ハケ）が東西に横断し、南側は標高約 65 m の立川段丘面、北側は同約 76 m の武藏野段丘面とに地形は区分されている。このうち、武藏国分寺跡の伽藍中心部は立川段丘上に、寺域の北側一部分は武藏野段丘上に位置している。

崖線下沿いは湧水が豊富で緑も多く、自然環境が良好な形で保全されている。特に、真姿の池は、昭和 60 年に青梅市の御岳渓流とともに環境庁の名水百選に選定された『お鷹の道・真姿の池湧水群』の一部で、さらに東京都の都市計画国分寺縁地に、池の周辺は国分寺崖線縁地保全地域にそれぞれ指定されている。また、周辺の雑木林は、下草の刈り払いが行われて管理が行き届いており、国分寺の雑木林景観がよく保存されていることから、東京を代表する湧泉として文化財的価値が評価され、平成 10 年 3 月 13 日には東京都指定名勝となっている。池の名の由来は、「嘉祥元(848)年、不治の病に苦しんだ玉造小町が、病氣平癒祈願のため国分寺を訪れて 21 日間参詣すると、一人の童子が現れ、小町をこの池に案内し、池の水で身を清めるようにといって姿を消したので、そのとおりにしたところ、たちどころに病は癒え、元の美しい姿に戻った。それから人々はこの池を真姿の池と呼ぶようになった。」という、現在の国分寺に伝わる『医王山縁起』の記載に基づくものである。伝承の真意は定かではないものの、真姿の池湧水群は、僧寺伽藍地（寺域）内の北東一角に位置することから、古代においても寺の経営を支える重要な水源となっていたものと想像される。

このような豊かな自然を背景として、国分寺崖線周辺には武藏国分寺跡以外にも、旧石器・縄文時代の遺跡が数多く存在し、なかでも国指定重要文化財の勝板式土器が出土した多喜窪遺跡は、縄文時代中期の集落遺跡として著名である。また、武藏国分寺の南方約 2.7km 離れた同じ立川段丘面の南端部には、武藏国總社の大國魂神社が鎮座し、その境内周辺は史跡武藏国府跡に指定されている。

武藏国分寺の選地にあたっては、国分寺建立の詔で、国華にふさわしい好所を選ぶことが命じられており、国府に近いことや交通の便の良いところ、あるいは南面する土地であること等の条件があるが、加えて、国分寺崖線下の湧水の存在も重要な要素と考えられる。

## 2. 武藏国分寺と東山道武藏路の概要

### (1) 武藏国分寺

武藏国分寺は、天平 13(741) 年に聖武天皇により発布された国分寺建立詔で、鎮護国家を祈念して全国 60 余国に設置された国分寺の一つである。当時の文献史料からは、承和 2(835) 年に伽藍を構成していた堂宇の一つ七重塔が雷火によって焼失し、その 10 年後に男衾郡の前大領壬生吉志福正が再建を願い出て許可されたことが『続日本後紀』に記されている以外には、国分寺の造営をめぐる具体的な過程は明らかではないが、近年の発掘調査成果では、出土瓦の様相から武藏国分寺は天平宝字年間(757 ~ 64)頃の創建と考えられている。

一方、古代寺院としての武藏国分寺の終焉については、発掘調査では 10 世紀前半頃には寺城区画溝の埋没後、区画の内側に竪穴住居が出現することから、徐々に衰退に向かっていた様子が伺えるが、『小右記』には治安 3(1023) 年に国分寺修造の宣旨が下されたことが記されている。また、宗教法人国分寺所蔵の『医王山縁起』は、元弘 3(1333) 年、新田義貞と鎌倉幕府軍との間で行われた分倍河原の合戦において国分寺が焼失し、建武 2(1335) 年に義貞の寄進で薬師堂が再建されたことを伝えている。

その後も法燈は継承され、江戸時代になると幕府から与えられた寺領によって復興の足掛かりができ、享保・宝曆年間に至って、仏殿・薬師堂・仁王門等が建立されて寺觀が整い、現在に至っている。なお、現在の国分寺は新義真言宗豊山派に属する。

### (2) 東山道武藏路

645 年に起こった大化改新(乙巳の変)を契機に、大和地方を中心に形成された律令国家は、それまでの国造による地方支配に替わる新たな行政区画として五畿七道を制定し、全国各地に国司を派遣した。七道は行政区であると同時に畿内と地方とを結ぶ官道でもあり、武藏国は当初、東山道諸国に配属された。ただし、武藏国は畿内から近江・美濃・信濃・上野などを経て、出羽・陸奥に至る東山道の本道からは南へ大きく外れる位置にあるため、上野国新田駅付近で本道から分岐し、武藏国府に至る往還路が整備された。『続日本紀』宝亀 2(771) 年巳卯条に「上野国邑楽郡より五箇駅を経、武藏国に至る」と記されたこの道路は東山道武藏路に比定されているが、それは現在の呼称であって、道路が機能していた当時どのような名称であったかは不明である。

さて、東山道武藏路も、当時の文献史料上からは造道過程や時期等の詳細を追究することはできないが、埼玉県所沢市に所在する東の上遺跡で道路側溝の底面から 7 世紀後半頃の遺物が出土することから、その頃には道路が造られたものと考えられている。なお、『続日本紀』の記載によると、宝亀 2(771) 年に武藏国は東山道から東海道諸国へ所属替えとなるため、武藏路は東山道としての役割を終えるが、『続日本後紀』天長 10(833) 年に悲田処が設置された記事などから、その後も武藏国内を南北に縱貫する主要交通路として使用されていた。しかし、律令国家の衰退とともに道路の維持管理が困難になり、都と地方を結ぶ官道としては機能しなくなつたが、中世においては、ほぼこの東山道武藏路の路線は、上州から相州へと通じる鎌倉街道上ツ道に踏襲されている。

### 3. 調査・研究の歴史

#### (1) 武藏国分寺跡

##### a. 確石分布調査（発掘調査以前）

武藏国分寺の遺跡としての関心は、古くは江戸時代にまで遡る。江戸時代の後期には、科学的な探究心の高まりによって、江戸近郊の名所・旧跡を探訪することが流行したが、武藏国分寺跡にも数多くの文人・好事家が訪れた様子や、彼らの関心対象が遺跡にとどまらず、文字瓦や古瓦を再利用した硯などの珍品にあったことが、文化6(1809)年の太田南畝『調布日記』、文化12(1815)年の斎藤鶴磯『武藏野話』、天保7(1817)年の斎藤月岑『江戸名所図会』などによって記されている。

その後、明治以降になると、遺跡の詳細調査が行われるようになった。まず、明治36年には、重田定一（東京帝室歴史博物館歴史課長）・柴田常惠（後の内務省史蹟調査考査員）によって確石の分布状況が初めて調査された。続いて大正8年には、史蹟名勝天然紀念物保存法が制定され、翌年、内務省と東京府により史蹟指定区域を定めるための実踏調査（確石・古瓦の分布、土壇の残存状況など）が行われた（p.71 卷末資料6 参照）。この時、重田らの考察した崖線下の平地に広がる僧寺伽藍に加えて、崖線上の薬師堂付近、西方の小字黒鐘の畑中にも安定した確石分布が発見され、これらを加えた区域が国分寺の規模とされた。

これらの調査を踏まえて、大正11年10月12日に武藏国分寺が国史跡に指定されることとなったが、史跡保存の主旨を徹底するために、東京府では稻村坦元（府嘱託）・後藤守一（府史蹟調査嘱託）が史跡指定の翌年に、『東京府史蹟勝地調査報告書』第一冊で「武藏国分寺址の調査」（p.74 卷末資料7 参照）を著し、実踏調査結果を公表した。

その中で武藏国分寺は、確石・古瓦の分布状況から次の四つに区分して捉えられている。すなわち、第一区画は心礎と10個の確石の存在から「大塔」（現七重塔）地区、第二区画は「金堂」及び「大門」（南大門）地区で、「金堂」地区の詳細図には、金堂・講堂・僧房（現西僧坊）・（現經蔵）の各建物の想定範囲が示されている。また、第三区画は現仁王門付近から階段をあがった崖上にある確石群から「北院」（現北方建物付近）、第四区画は「西院」で、この地から1253年（建長五）の銘文のある鉄造阿弥陀如来坐像（国指定重要文化財、府中市善明寺所蔵）が掘り出されたことから、尼寺跡の候補地とされた。なお、その南方平坦地にも鐘撞堂と呼ばれる、確石1個と古瓦が集中する範囲が示されている。

##### b. 僧寺の発掘調査

これらの調査は、現況地表面観察に基づくものであったため、成果の内容もおのずと限界があったが、昭和31年には、武藏国分寺における初めての本格的な発掘調査が、石田茂作（東京国立博物館学芸部長）を委員長に、藏田蔵・藤田国雄・増田精一・内藤政恒・滝口宏らを委員とする日本考古学協会の仏教遺跡調査特別委員会によって行われた。これは飛鳥・白鳳・奈良時代の寺址調査の一環として行われたもので、僧寺の金堂跡・講堂跡を対象に実施された。以後、発掘調査は、昭和33年の日本考古学協会による僧寺中門跡の調査、昭和39年～44年の滝口宏らによる僧寺鐘楼・中門・塔、尼寺推定金堂・尼坊、僧寺伽藍地区画溝な

どの調査、昭和 48 年の武藏国分寺跡調査会による僧・尼寺中間地域の調査などと、断続的に行われてきた。

その後、昭和 48 年、市立第 4 中学校建設問題\*を契機に、曲折を経て広域学術調査を実施する市常設の武藏国分寺遺跡調査会が組織され、昭和 49 年から昭和 61 年までの 12 年間で、僧尼寺の寺域範囲が確認された。この調査は昭和 49 年に定められた、次の「武藏国分寺保存の基本方針」に基づいて行われた。

- 中心建物のみでなく、付属雑舎群や周辺集落を含め、広域学術調査によって武藏国分寺跡を解明し、保存計画策定のための基礎資料とする。
- 発掘調査の成果を遺跡保存のための整備に結びつける。
- 遺跡の整備（史跡公園化）を推進し、かつ出土品の収蔵・展示・公開のための資料館を建設する。

昭和 61 年度からは、国分寺市遺跡調査会によって、昭和 49 年の基本方針を念頭に置きつつ、史跡保存整備工事のデータ収集のための発掘調査（事前遺構確認調査）を継続している。

また、平成 15 年度から僧寺跡の整備に先行する事前遺構確認調査を実施し、現在も継続中である。

#### \*市立第 4 中学校建設問題

僧寺の南にある市立第 4 中学校付近は、当時まだ雑木林や畠だった。僧寺に近いこともあり、遺構が残っている可能性が高かったが、昭和 48 年に中学校の建設が開始された。これに対し、大きな保存運動がおこり、文化財の保護という考えが広まるようになった。建設前の短い期間ではあったが、発掘調査が行われ、武藏国分寺に関連する掘立柱建物跡や堅穴住居跡が発見された。これらの中には、鍛冶工房跡も存在したことから、付近一帯が寺を營繕する施設（修理院）と考えられた。

#### c. 尼寺の発掘調査

尼寺跡は、前述のとおり、『東京府史蹟勝地調査報告書』第一冊において、「西院」と表記された一角に相当するが、昭和 39 年に史跡地に無断宅地分譲が行われたことを契機として、その直後、昭和 39 ~ 44 年に国分寺町教育委員会が調査團を編成し、初めて発掘調査が実施された。

この時の調査によって、それまで尼寺の有力な候補地であった崖上の地ではなく、鐘撞堂とされた南方平坦地で金堂と尼坊が検出され、中心伽藍の所在が判明した。

その後、平成 4 ~ 7 年度には、史跡整備に先行する事前遺構確認調査が行われ、崖上の地には、中世の寺院跡（伝祥応寺）および塚（旧土塔）が存在することが明らかとなった。

## (2) 東山道武藏路跡

昭和 50 年代から、国分寺市や府中市において、南北に一直線上に結ばれる 2 条の平行した溝の存在が注目され始め、国分寺市では SF 1 道路跡と呼称して調査を継続してきた。その後、全国的に古代道路についての認識が深まり、また SF 1 道路跡の延長線上にあたる各地においても構造の類似した溝跡の検出が相次ぐ中で、本道路跡が北関東地方と武藏国を結んだ武藏国を南北に縱断する東山道武藏路であるという見解が定着していった。

このような中で、市内西国分寺地区（泉町 2 丁目）では、国鉄中央鉄道学園跡地において「住宅街地整備総合支援事業」及び「土地区画整理事業」による開発が計画された。その開発予定地内は、国分寺市 No. 19 遺跡として登録された埋蔵文化財包蔵地内であったため、開発に先立ち遺跡の発掘調査が行われた。調査は、事業主体によって 2 つの調査組織が地区を分割して行い、国分寺市開発二部、東京都住宅局、東京都住宅供給公社、住宅・都市整備公団の委託を受けた西国分寺地区遺跡調査会が、平成 5 年 11 月 5 日から平成 8 年 3 月 31 日まで、東京都多摩都市整備本部武藏野事務所（後の北多摩整備事務所・東京都建設局多摩ニュータウン整備事務所）の委託を受けた（財）東京都教育文化財団東京都埋蔵文化財センターが、平成 7 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日まで、それぞれ実施した。広域に及ぶ調査の結果、両地区で総延長約 340 m を測る東山道武藏路遺構が一直線に検出され、その歴史的文化遺産としての価値が叫ばれ、保存の必要性が高まったことを受けて、事業者の協力のもと、平成 10 年 3 月、『東山道遺構の保存・活用整備計画策定調査報告書』を策定し、保存されるに至った。

またこの間、西恋ヶ窪 1 丁目 8 番地内に所在する姿見の池周辺地域では、『緑地復元整備計画』が策定され、その対象地が東山道武藏路の通過する位置に該当することから、急速、試掘調査を行うこととなった。調査では、試掘坑を 3 箇所設定し、その内の 1 箇所から道路遺構と考えられる硬質な土層が、野川により形成された旧河床上面の砂礫層で検出された。そこで、道路遺構の東西両側溝の通過想定位置（幅約 12 m）を含む形で、南側に 457 次調査トレンチ、北側に 458 次調査トレンチを設定し、平成 9 年 11 月 10 日から平成 10 年 1 月 19 日まで発掘調査を実施したところ、古代から近世の遺構、遺物が発見されたため、周辺一帯を埋蔵文化財包蔵地として指定した。

この 2 箇所での東山道武藏路の発見は、西国分寺地区のもつ歴史的特性や都市環境との調和を図りつつ、歴史学習の場として、また市街地整備における貴重な空間として整備し活用されることとなった。そして、南端の都道（多喜窪通り）から、JR 中央線を越えた姿見の池まで延長約 500 m の範囲が、平成 13 年 3 月 5 日、東京都史跡に指定され、このうち、西国分寺住宅東側の幅 15 m、長さ約 400 m の範囲を都市計画法上の公開空地（史跡保存空地）として、道路幅と側溝を路面に表示し、さらに都地区画整理事業で市に帰属した中央線寄りの約 998 m<sup>2</sup> を国分寺市立歴史公園として位置づけた。

その後、平成 17 年には、西元町 2 丁目内に所在する旧市立第四小学校が売却される計画が浮上し、当該地も東山道武藏路の通過箇所にあたることから、土地利用計画の検討を行ふべく、平成 18 年 10 月 20 日～11 月 24 日に確認調査を実施した。この結果を受けて、翌 19 年に国分寺市教育委員会は『第四小学校周辺地区地区計画』を告示し、東山道武藏路・史跡空地 1～3 を地区施設として定め、土地利用事業者の公募・決定を経て、地区施設以外

の事業用地については記録保存の発掘調査を行うこととした。調査終了後、建設工事は進められたが、道路遺構部分については、平成 22 年 2 月 25 日に、『旧第四小学校跡地に所在する古代東山道遺構の保存・活用整備計画』のに基づき、翌 22 年度に整備工事を実施した。なお、平成 22 年 8 月 5 日には、国指定史跡武藏国分寺跡に附として東山道武藏路が追加指定され、史跡名称が「国指定史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡」となった。さらに、翌 23 年 4 月 1 日には、先に開園している泉町地区と合わせて、国分寺市立歴史公園史跡東山道武藏路（武藏国分寺跡北方地区）として開園した。

### （3）参道口

武藏国分寺に関わる遺跡の大半は国分寺市域に含まれるが、遺跡の西・南側は府中市域側にも展開している。当該府中市域側の範囲は「武藏国分寺関連遺跡」の名称で埋蔵文化財包蔵地として周知され、各種開発に伴い事前の発掘調査が行われている。

こうしたなか、府中市栄町 3 丁目 17 番地に所在する「都営府中栄町三丁目第 2 地地区」では、都営住宅建て替え事業の計画が上がり、東京都住宅局・東京都南部住宅建設事務所の全面的な協力のもとに、平成 11 年 2 月 18 日から平成 12 年 6 月 23 日にかけて府中市遺跡調査会が発掘調査を実施した。

調査範囲は、僧寺中軸線上で金堂跡より南へ 478 m にあたり、発掘調査で中心伽藍方面と東山道武藏路方面に分岐する道路状遺構と、僧寺に続く道路の両脇に門柱状遺構が発見された（p.16 参照）。発掘調査対象地のうち、この道路・門柱部分については、僧寺寺域の南限を区切る施設として極めて学術上貴重であることから、保存の対象となり、平成 17 年 3 月に国指定史跡として追加指定された。

## 4. 遺跡の構成

### (1) 規模と構造

これまでの調査で明らかになった武藏国分寺の構造は、僧尼寺を含む南北中軸線上の僧寺金堂に設計の中心を置き、中央部を占める僧寺が寺院地・伽藍地(寺域)・中枢部の三重に、南西隅を占める尼寺が伽藍地(寺域)・中枢部の二重にそれぞれ区画されている。

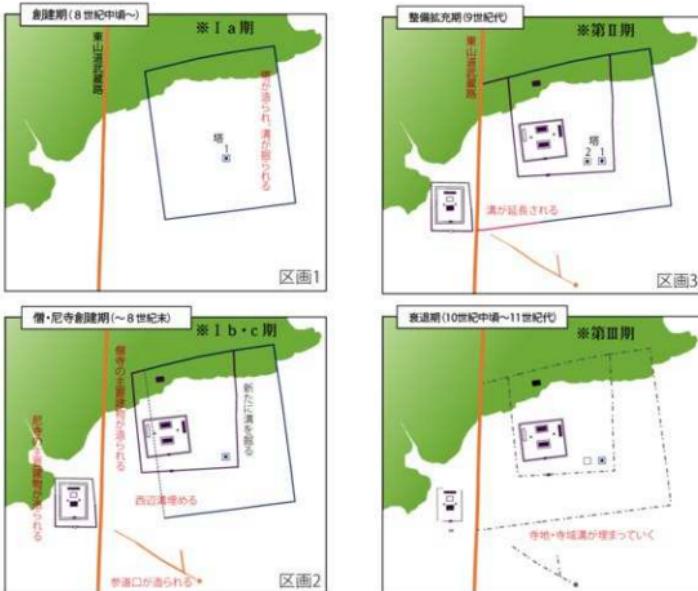
また、これらの周辺に集落が分布する寺地の範囲を含めると、東西 1.5km、南北 1.0km の規模に及ぶ。

僧尼寺の中枢部を除く区域には、多数の掘立柱建物や竪穴住居の分布が確認されているが、それらの大半は寺の管理運営機関である「院・所」を構成する遺構群であり、政所院・太衆院、苑院・花園院、東院、修理院、中院等の付属諸院等の存在が考えられる。これらは遺構及び出土遺物の検討によって、大きく三期の変遷をたどったことが想定される。

創建期(第Ⅰ期)は8世紀中～後半代にあたり、天平13(741)年の国分寺創建詔布直後に塔周辺を中心とする伽藍地で造営に着手したI a期、天平19(747)年の郡司層の協力要請を受けての造寺計画の変更と造営が終了するI b期(天平宝字2(758)年以前)、以降のI c期に小区分される。I b・I c期は僧尼寺の金堂・講堂の創建段階に相当する。

整備拡充期(第Ⅱ期)は、承和12(845)年の塔再建と僧尼寺の大改修等が行われた9世紀中～後半代にあたる。

衰退期(第Ⅲ期)は、寺院地及び伽藍地区画溝の埋没を契機として竪穴住居が伽藍地内に出現し、国分寺の存在意義が失われてくる10～11世紀代にあたる。

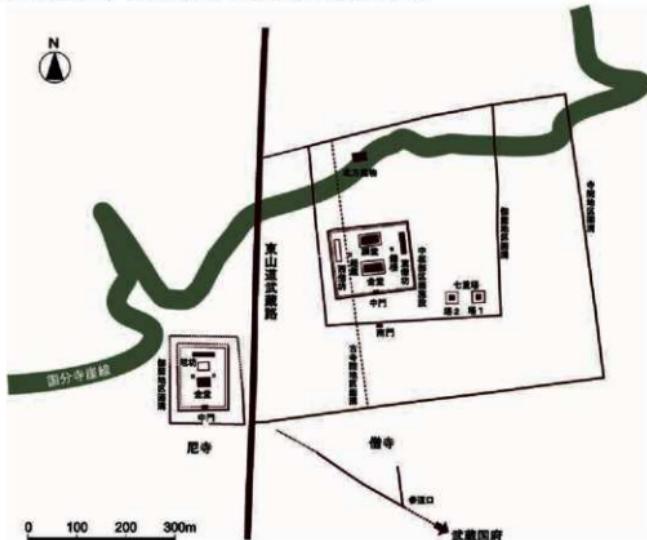


## (2) 僧寺伽藍

僧寺の主要伽藍が考古学的に解明された経緯は、昭和31・33年の日本考古学協会仏教遺跡調査特別委員会(石田茂作委員長)による発掘調査で、金堂基壇の規模や講堂西側の縦ぎ足し基壇の存在を明らかにしたのを嚆矢とする。その後、尼寺跡の無許可宅地造成を契機として、市教育委員会による昭和39～44年までの断続的な調査が行われ、中門・北方建物の規模や七重塔の再建、伽藍地(寺域)区画施設等が判明し、続いて昭和49年以降には寺域確認調査を柱として市に常駐調査組織(現国分寺市遺跡調査会)が設置され、中枢部区画施設の規模や伽藍地(寺域)区画の変遷等を解明すべく、市内の各所で調査が行われた。これらの調査によって、僧寺伽藍地(寺域)は幅2.1～3.0m、深さ0.8～1.5mの素掘り溝で区画され、その規模は北辺384.1m、東辺428.3m、南辺356.3m、西辺365.4mを測ることが判明した。

また、伽藍配置は、南辺の西寄り3分の1等分線を中軸線として、伽藍地区画に設けた南門、中枢部区画に設けた中門、中枢部区画内南側の金堂、その背後の講堂、中枢部区画外の北方建物が一直線に並び、金堂・講堂の両側には鐘楼・經蔵(未確認)と東西僧坊が配される。中枢部を区画する施設は掘立柱塀(柱間2.4m)と素掘り溝で構成され、中門より両翼に延びて北へ折れ、東西僧坊を取り込み、講堂の背後で閉じる。回廊を有さず、僧坊等までを囲繞する特異な構成をとるのは、後述する尼寺も同様である。なお、中枢部区画の規模は東西約156m、南北約132mを測る。塔は中枢部区画の外に位置し、金堂の中心より直線距離で約220m離れた伽藍地(寺域)区画の南東隅に存在する。

以上の伽藍を構成する主要の建物は、瓦葺き礎石建物で、金堂・講堂・鐘楼と塔は基壇を有することが判明している。このうち、金堂は間口7間(約36.1m)、奥行4間(約16.6m)の東西棟建物で、諸国国分寺中最大級の規模を誇る。



### (3) 尼寺伽藍

昭和 39 年に、史跡指定区域内で無許可の宅地造成が行われたことを契機として、市教育委員会によって昭和 39 ~ 44 年まで、断続的な調査が行われた。尼寺の伽藍については、それまで北方崖線上等に広がる礎石・古瓦の散布地か、崖線下の礎石・古瓦散布地のいずれかが候補地であったが確証は無く、不詳であった。発掘調査の結果、金堂と尼坊が南北に並んで確認され、崖線下の地に尼寺伽藍が存在することが明らかになった。その後、平成 4 ~ 7 年には史跡整備に伴う事前遺構確認調査が行われ、金堂・尼坊の規模や中枢部区画、中門、東門等の存在が判明した。

それらの調査によると、尼寺伽藍地（寺域）は、幅 2.1 ~ 3.0 m、深さ 1.5 m の素掘り溝で区画され、北辺は中近世の削平により残存していなかった。伽藍地南東隅および南西隅は調査で確認されてはいないが、概ね東西約 150 m、南北推定 160 m 以上の規模を有する。

伽藍配置は、東西の二等分線を中軸線とし、伽藍地（寺域）区画に設けた南門（未確認）、中枢部区画に設けた中門、中枢部区画内南側の金堂、その背後の講堂（未確認）、尼坊が一直線に並ぶプランであったと考えられる。

中枢部を区画する施設は掘立柱塀（柱間 2.4 m）と素掘り溝で構成される。中門より両翼に延びて、北へ折れ、尼坊の背後で閉じる。回廊を有さず、尼坊等までを囲繞する構成は僧寺と同一である。中枢部区画の規模は東西約 89.1 m、南北約 118.8 m である。中門は僧寺と同じく 2 時期あり、中門基壇下から古期の堀柱穴が確認されたことで、当初は棟門で、後に基壇付きの八脚門へ建て替えられたことが判明した。

金堂の中央東方に棟門（柱間 3.6 m）が開き、伽藍地（寺域）区画溝に設けられた通路を経て東山道武藏路へと接続する。中枢部区画内の金堂中央前面と尼坊南西・南東前面には、儀式空間を莊嚴する各 4 本の幡もしくは幡の竿柱（いわゆる幡竿支柱）が並んでいる。

なお、尼寺伽藍地北方の伝鎌倉街道の切り通しに東面して、三方を土壁で囲んだ平坦地に礎石・古瓦が散布する範囲は古くより祥応寺跡と伝えられてきた。近年明らかになった本多良雄家文書によれば、江戸時代享保年間、国分寺村に大破して廢寺となっていた深川海福寺末寺の黒金山祥応寺を本多新田（現在の中央線国分寺駅北口付近一帯）に引寺したものであることが伺える。発掘調査の結果、礎石・古瓦の散布する範囲で特定の建物規模を確認することは出来なかったが、板碑や土師質土器が出土し、14・15 世紀代にかかる一堂形式の寺院であることが確認された。なお、その下層からは平安時代後期の竪穴住居の存在が確認されている。

### (4) 付属諸院

政所院・太衆院

僧寺伽藍地内北東部、すなわち中枢部の東側、塔の北側地域では、大型で南北棟の掘立柱建物跡が並ぶ。これらはⅠ期からⅡ期へと長期間存続し、「納」・「東」の墨書き土器が出土していることから、政所院・太衆院に想定される。ただし、他国の国分寺では、政所院は独立せず、太衆院の一部として機能していた事例が多い。

苑院・花園院

僧寺寺院地の南東隅地域は、寺院地南辺溝から北へ 1 町、同東辺溝から西へ 3 町ほどの範

囲は、小穴や小溝などが僅かに確認されるのみで、遺構分布が希薄な地域となっている。このことから、南向きの日当たりの良いこの付近一帯が、苑院・花園院に想定される。  
東院

尼寺伽藍地南辺溝より出土した須恵器環に、「東院」と書かれた墨書き土器がある。その製品は9世紀中頃のもので、当該期に東院と呼ばれた施設が存在していたことが伺われる。出土位置より尼寺の付属施設と考えられ、掘立柱建物が数棟まとまっている尼寺伽藍地内の東側地域が想定されるが、実態は不明である。

#### 中院

法隆寺所蔵の『大菩薩藏經卷十三』の奥書に、承和14(847)年の紀年銘とともに「武藏國分寺中院僧最安」とあり、その存在が知られる。今のところ、中院の性格は全く不明であり、僧寺北方建物付近に想定する考えもある。

#### 修理院

寺院地内西部地域では、9世紀前半～11世紀後半に至る掘立柱建物跡40棟、竪穴住居跡89軒等が発見されている。これらの遺構群は小溝で区画された中に整然と配置され、その中に鍛冶工房跡を含むことから營繕関係施設の修理院に想定される。

### (5) 東山道武藏路

東山道武藏路は、都と地方を結ぶ古代東山道の枝道(支路)の一つで、上野国から武藏国府へと南下する幅約12mの直線道路である。『続日本紀』宝亀2(771)年十月巳卯条には、上野国邑楽郡から武藏国に至る間に5つの駅が存在すると記載されているが、設置された駅家の詳細は不明である。この官道が国分寺市内を通過していたことが、近年の発掘調査によって明らかとなっている。その位置は、北は小平市上水本町地区より市内へ入り、戸倉1丁目、東恋ヶ窪6・4・3丁目、西恋ヶ窪1丁目、泉町2丁目、西元町2丁目の各地区を縦貫し、南は府中市武藏台地区へと抜け、市内での総延長は約3kmにも及ぶことが想定される。しかし、平成23年10月現在、西恋ヶ窪1丁目地区以南の約1.8km部分が埋蔵文化財包蔵地(国分寺市No.58遺跡)として周知されているに過ぎず、市域北側の様相は明確ではない。

遺存状況が良好であった泉町2丁目地区で調査された東山道武藏路遺構は、凡そ次の4時期にわたる変遷が明らかにされている。

#### 第1期

側溝で区画された道路幅約12mを測る。国分寺市では従来SF1と呼んできた直線道路である。道路側溝は、底面の高さが一定でなく、所々で掘り残されたように分断されており、細長い土坑が連結するような形状を呈する特徴的な溝である。

#### 第2期

第1期の両側溝の覆土上面で検出された硬化面を指す。埋没途上の側溝を通路として利用したことで、2条の硬化面が形成されたと考えられている。

#### 第3期

側溝で区画された道路幅約9mを測る。第1期の側溝と一部重複して検出された。

#### 第4期

調査区北部で検出された、第1～3期路線から東へ逸れていく切り通し状の道路である。

各時期の掘削年代に関しては、第1期が所沢市東の上遺跡と側溝の特徴が一致することから7世紀後半と考えられる。また、第1期の東側溝は武藏国分寺I b期の寺域を区画する溝として利用されており、東山道武藏路と武藏国分寺の密接な関連がうかがえる。

府中市内では、8世紀中葉の豊穴住居跡が第1期の側溝覆土を切り込んで構築される状況が確認されている。8世紀中葉を第1期の側溝の廃絶年代とすると、宝亀2(771)年の武藏國の東海道への所属替えの時期に近い。ただし、側溝が廃絶した後も道路としての利用は続いたものと考えられる。

第3期以降の道路の年代を示す資料は少ないが、道路面や周辺から出土する遺物の様相から、少なくとも10世紀後半までは道路として利用されていたと考えられる。10世紀後半は武藏国分寺III期に相当し、武藏国分寺の衰退とともに道路の利用も途絶えていったものと考えられる。

#### (6) 参道口

府中市栄町3丁目17番地に所在する。寺院運営上の諸施設を含む寺院地の外に、寺地と呼ぶ集落が展開する範囲があり、その南限を区切る施設として僧寺金堂跡から南に478m離れた位置で門跡が確認された。

門跡は3基確認され、いずれも共通した意図で一定期間に建て替えられている様子が判明している。その特徴は、①柱の太さが40~50cmほどで、柱間と柱径の割合が11分の1とほぼ一定していること、②柱は全て垂直に近く、内側に転んでいないこと、③東西の柱の上部は繋ぎ材で繋結されていたと思われること、④柱の上部が繋がっていたため柱の深さを調整し、東西同じ高さ、水平に合わせたことが想定されること、などがある。これらの特徴から復元される上部構造は、鳥居よりはむしろ、柱の上部を水平な冠木で貫いた冠木門のような形式の門の可能性が高いと思われる。

なお、門の直下には、武藏国分寺僧寺推定中軸線上に延びる南北方向の道路跡(参道)が走り、幅2.2~3.0m、検出延長は28mを測る。また、門跡の南側では、武藏国分尼寺方向に延びる斜行道路(幅2.4~3.0m、検出延長35m)とも合流し、進行方向の異なる2本の道路が交錯している。この道路はさらに南東方向へと伸び、武藏国衙中軸から北上する道路と交わることが推定されている。このことから、武藏国府と武藏国分寺をダイレクトに繋ぐ道路網が存在したことが考えられ、ひいては綿密な都市計画のもとで道路・町割りが整備されている様相が判明した。

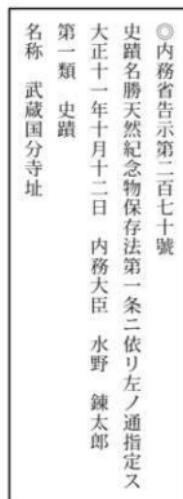
当該地区より出土した遺物は、門の柱穴から10世紀前半のもの、道路周辺からは11世紀代後半の遺物も確認されている。このことから、恐らく国分寺の七重塔が倒壊後、10世紀前半から11世紀初頭頃になって、本堂の修復供養などが営まれた際に門や参道が造られたことが想定されている。

## 5. 史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡の指定概要

武藏国分寺跡は、大正 8 年 5 月、および翌年 11 月の東京府による実地踏査に基づき、その重要性から史蹟名勝天然紀念物保存法（大正 8 年法律第 44 号）第 1 条により、大正 11 年 10 月 12 日内務省告示第 270 号をもって「史蹟」に指定された。また翌年、史蹟名勝天然紀念物保存法第 5 条第 1 項により、内務省発令第 4 号をもって「史蹟武藏国分寺址」の管理者に東京府北多摩郡国分寺村が指定された。



大正 12 年官報告示

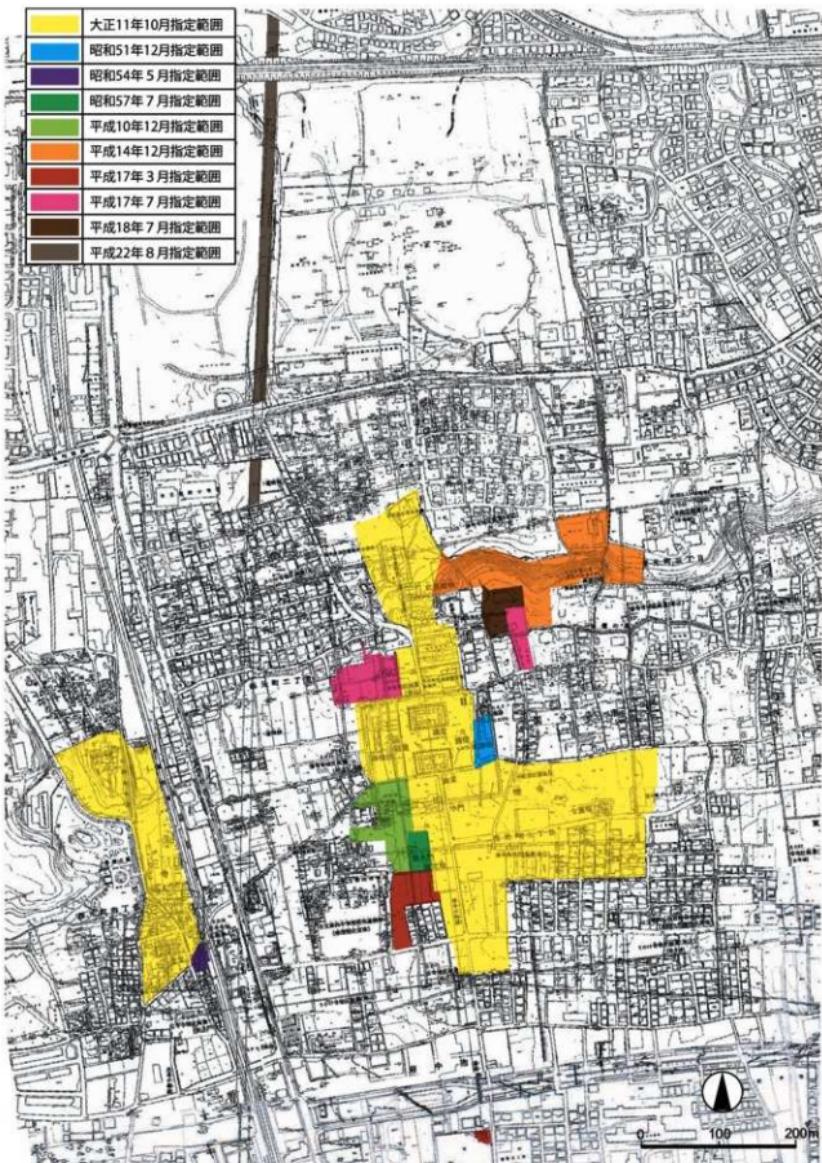


大正 11 年官報告示

その後、本格的な発掘調査が行われるようになり、調査結果に基づき、次の通り追加指定が行われた。また、平成 22 年 8 月 5 日に東山道武藏路跡が附で追加指定になるとともに、指定名称が「史跡武藏国分寺跡附 東山道武藏路跡」に変更となった。

### <追加指定履歴>

昭和 51 年 12 月 22 日追加指定 (東僧坊)	文部省告示第 171 号
昭和 54 年 5 月 14 日追加指定 (尼寺南東部)	文部省告示第 76 号
昭和 57 年 7 月 3 日追加指定 (僧寺南門西側)	文部省告示第 113 号
平成 10 年 12 月 25 日追加指定 (僧寺中門西方)	文部省告示第 185 号
平成 14 年 12 月 19 日追加指定 (僧寺北東地域)	文部科学省告示第 209 号
平成 17 年 3 月 2 日追加指定 (僧寺南門西側・参道口)	文部科学省告示第 28 号
平成 17 年 7 月 14 日追加指定 (僧寺伽藍西方)	文部科学省告示第 28 号
平成 18 年 7 月 28 日追加指定 (国分寺崖線下地域)	文部科学省告示第 174 号
平成 22 年 8 月 5 日追加指定 (東山道武藏路跡)	文部科学省告示第 127 号



第3図 史跡指定経緯図

## 6. 指定地の公有化状況

史跡指定後、昭和39年に尼寺伽藍の中心域において無断で宅地分譲が行われたことを契機として、史跡の保存問題が具体的に考えられるようになってきた。都市化により史跡周辺が市街地となりつつある中で、指定地内にも開発の影響が出始めてきたことによって、社会的にも大きな問題となったことが背景にある。

そこで、昭和40年度からは国庫補助事業として公有化事業に着手しているが、昭和50年には文化財保護法の改正により、下記第129条（管理団体による買取りの補助）の規定が新設され、法律に根拠規定をもつこととなった。

「管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のために特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国はその買取りに要する経費の一部を補助することが出来る。」

公有化の方法として、これまででは土地所有者と調整しながら土地を買収する方針で対処してきている。この方法は、買収について土地所有者の要望を優先させるため問題が少なく、円滑に公有化が行われる利点がある反面、公有地が散在し重要な地区を集中的に公有化しがたい欠点がある。

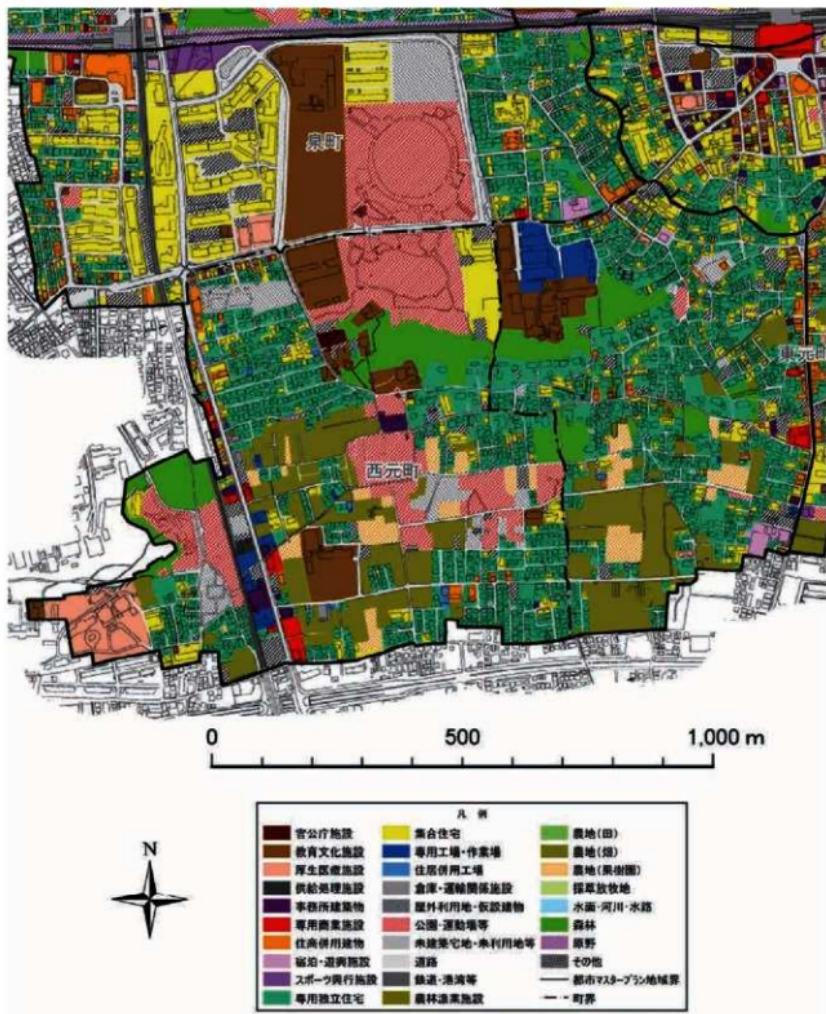
開発事業による史跡の破壊を防ぎ、保存を図るには、土地の積極的な公有化が最も効果的であるが、地価高騰により計画的な土地の買収は困難となっている。地権者の理解の元相続発生の際には優先的に対応するなどして公有地化を進めている（現在公有化率約70%）が、伽藍中枢地区内など主要箇所に未買収地が存在し、整備事業を実施する上で大きな課題となっている。強力な財政措置、土地所有者の理解と協力がなければ行政努力だけでは公有化が達成できない現状である。

これまでの公有化状況については、第4図のとおりである。なお、図示はしていないが、府中市参道口については都有地となっている。

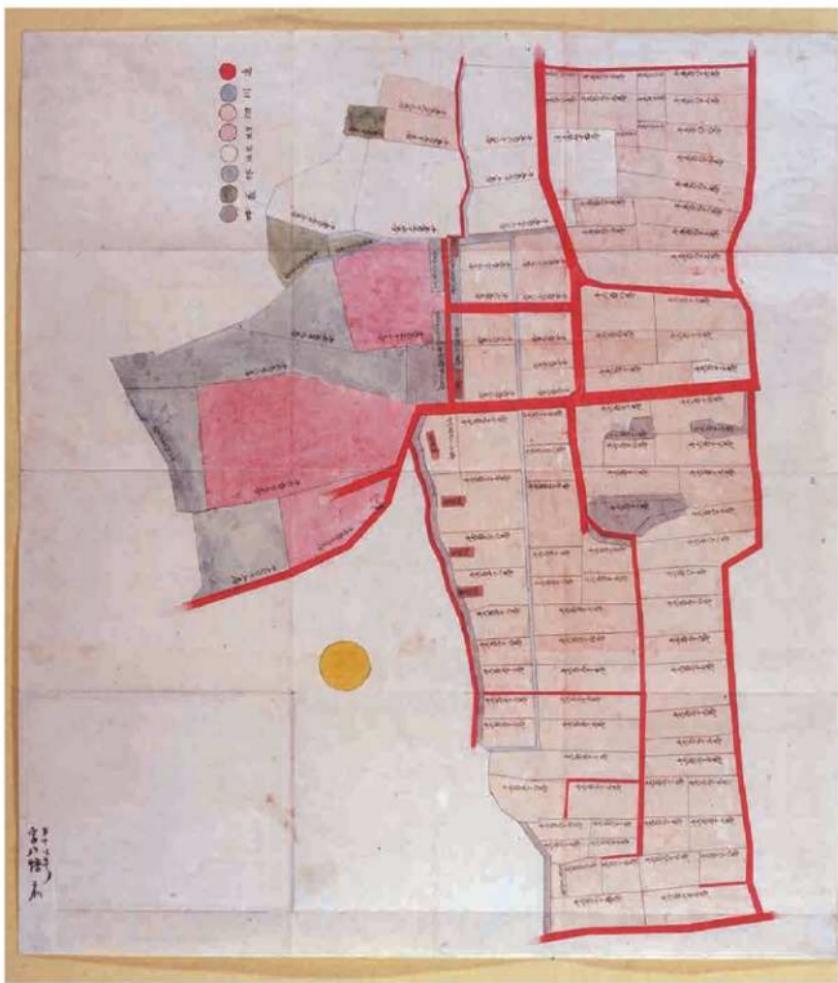


第4図 土地所有者状況図

平成 24 年 4 月現在

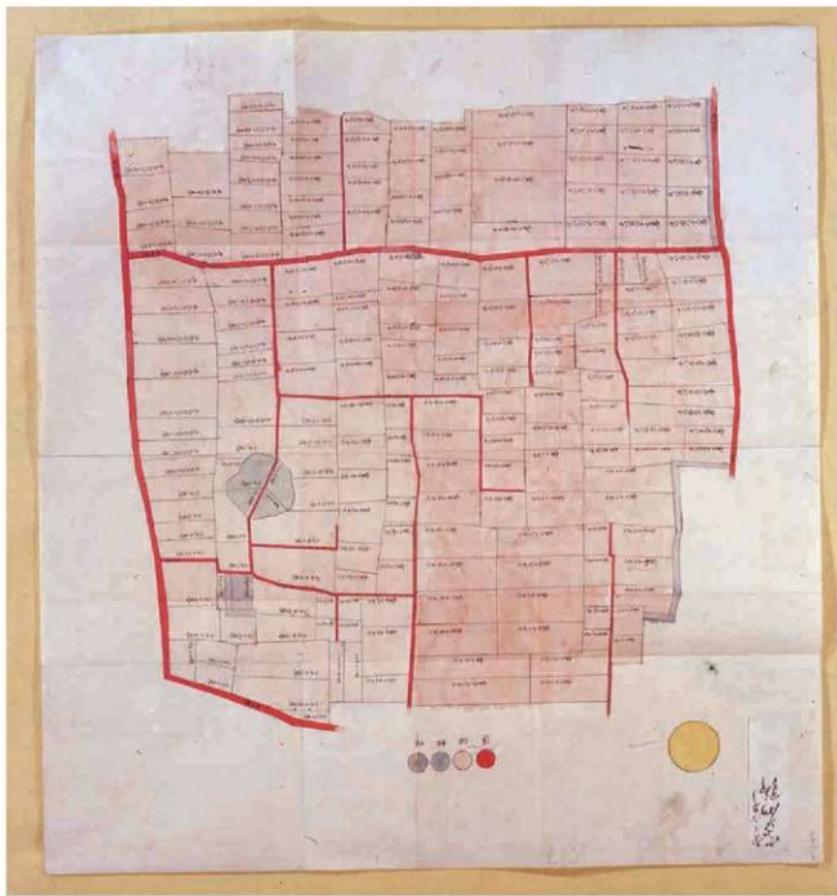


第5図 指定地周辺土地利用現況図 「引用：平成 20 年 東京都土地利用現況調査より」



第6図 国分寺村地籍図 明治7年（推定） 僧寺金堂・講堂付近

（左が北）



第7図 国分寺村地籍図 明治7年（推定）七重塔付近

（左が北）



第8図 国分寺村地籍図 明治7年（推定）尼寺付近

（左が北）

## 7. 指定地の整備状況

武藏国分寺跡の整備は、昭和40年より史跡公園化を目的として、史跡指定地の公有化事業が開始されたことに始まる。翌年、市議会に「史跡公園促進特別委員会」が設置され、文化庁の指導のもと僧寺中枢部（金堂、講堂、鐘楼周辺）を対象に、昭和46・47・49年に環境整備第1期工事が行われた。しかし、市立第4中学校の建設問題（p.9参照）が起ったことにより、この工事は途中で頓挫することとなった。

当時の竣工図（第10図）から読み取ることのできる主な整備内容は、石材を用いた主要遺構の平面表示、および敷地造成、環境整備（植栽・電気設備等）であるが、講堂、鐘楼の平面表示の範囲には誤りがあり、また整備盛土に建設発生土が使用されるなど、遺跡の保存整備として必ずしも適切とは言い難いものになっている。

その後、昭和49年から昭和61年にかけて実施された寺跡範囲確認調査の成果をもとに、国分寺市史跡武藏国分寺跡整備計画策定委員会での審議を経て、平成元年3月に「史跡武藏国分寺跡保存管理計画」、続けて平成2年3月に「整備基本構想」、翌3年3月に「整備基本計画」がそれぞれ策定された。さらに、平成4年度からは尼寺地区の史跡公有地化事業がほぼ完了したことから、同地区の整備事業に着手し、平成15年4月に市立歴史公園武藏国分尼寺跡として開園した。

一方、僧寺地区については、整備対象範囲の広さに加えて、「整備基本計画」策定後の史跡をとりまく社会情勢の変化が大きいことなどから、整備基本計画の見直しを行い、平成15年3月に「史跡武藏国分寺跡〔僧寺地区〕新整備基本計画」（以下、「新整備基本計画」という）が策定され、翌15年度より事前遺構確認調査から整備事業に着手している。

「新整備基本計画」では、僧寺地区を「中枢地区」・「塔地区」・「南大門地区」・「北方地区」の4つに区分し、それぞれの地区ごとに事前遺構確認調査→測量・基本設計→実施設計→整備工事を実施する計画とした。

このうち、北方地区に含まれる、真姿の池の北側に広がる国分寺崖線上では、開発に先立つ発掘調査で伽藍地の北辺を区画する溝が発見され、平成18・19年度に緊急整備を実施し、平成20年4月に市立歴史公園史跡武藏国分寺跡（僧寺北東地域）として開園した。

また、平成5年11月～平成8年3月には、泉町2丁目地区で西国分寺地区住宅市街地整備総合支援事業に伴う発掘調査が行われ、東山道武蔵路に比定される道路遺構が発見された。本道路遺構は、平成10年3月に策定した『東山道遺構の保存・活用整備計画策定調査報告書』に基づき、多喜窪通り北側からJR中央線南端までの幅15m、長さ約500m部分が保存・整備の対象となったが、このうち西国分寺住宅（現いざみプラザ）の東側では、10m幅の保存空地に加えて、東に隣接する12m幅の都市計画道路の西側5.0m部分が歩道となり、保存空地と歩道を合わせた15m幅の路面上に、東山道武蔵路の側溝を平面表示し、案内板が設置されている。さらに、保存対象地の北側で、JR中央線寄りの約998m部分については、屋外の遺構観察施設を設け、市立歴史公園として開園した。

東山道武蔵路については、泉町地区よりも約100m南側にあたる旧第四小学校跡地（西元町二丁目）でも、平成18年10月20日～11月24日にかけて発掘調査（確認調査）が行われ、道路の延長部分が良好な状態で確認された。そのため、翌19年度には、「第4小学

校周辺地区地区計画」により、東山道武藏路および隣接する史跡空地3箇所が地区施設として定められ、平成22年度に複数時期の側溝の平面表示を主とした整備工事を実施した。なお、本地区も歴史公園として平成23年4月1日に開園している。

府中市栄町に所在する参道口地区については、都営府中栄町三丁目第2団地建設事業の一環により、団地内に設置された都市公園「万作の木公園」の北側一角349.38m<sup>2</sup>部分が史跡として指定されている。同地区で行われた事前の発掘調査では、僧寺南門・中門へと通じる南北の参道と、尼寺・東山道方面へ続く斜方向の参道とが二つに分岐し、その分岐点から僧寺方面へ延びる参道の際で、3時期に亘る冠木門跡が発見されている。公園内には、門柱の基部を復元し、参道は路面上に平面表示を施し、解説板を設けて歴史学習の場として活用されている。参道口の整備は東京都が実施し、現在府中市が史跡公園として管理を行っている。

なお、平成23年度末現在で、国分寺市立歴史公園として整備している箇所は、次のとおりである。

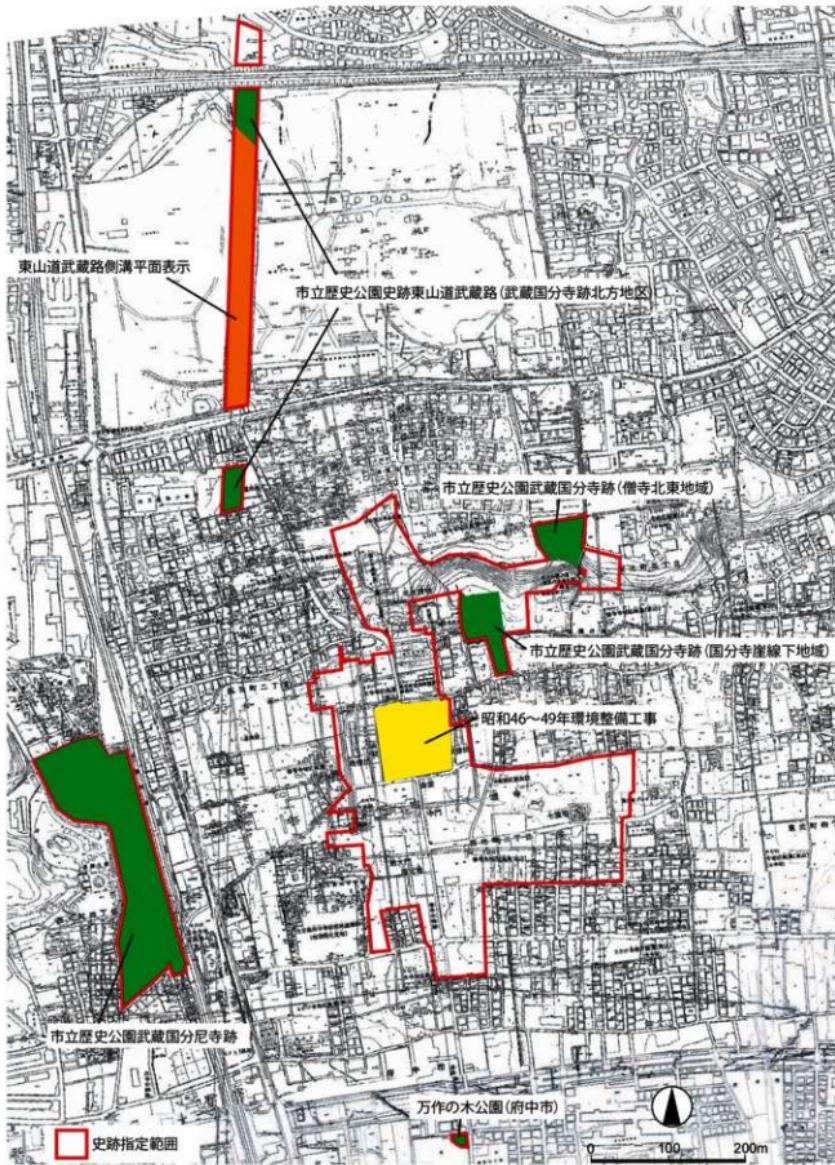
市立歴史公園 武藏国分尼寺跡 23,681.31m<sup>2</sup>

市立歴史公園 史跡武藏国分寺跡（僧寺北東地域） 3,216.94m<sup>2</sup>

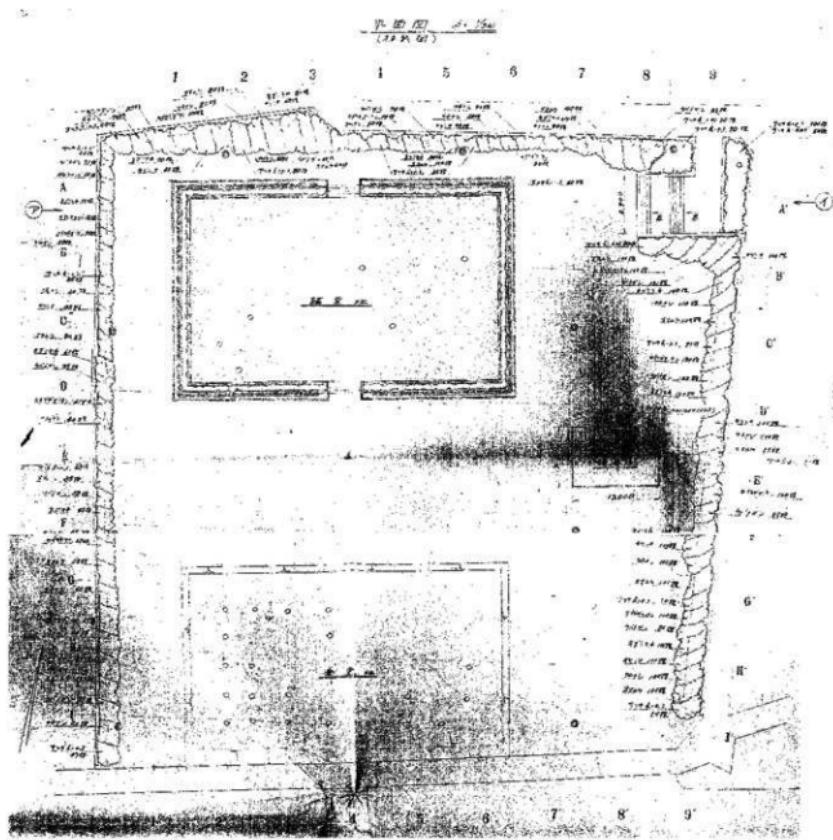
市立歴史公園 史跡武藏国分寺跡（国分寺崖線下地域） 4,571.84m<sup>2</sup>

市立歴史公園 史跡東山道武藏路（武藏国分寺跡北方地区） 2,491.04m<sup>2</sup>

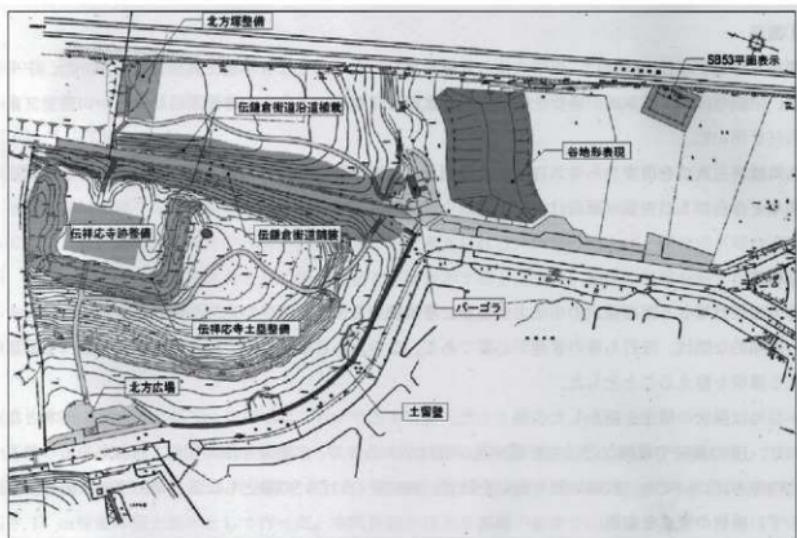
※ うち泉町地区 998.70m<sup>2</sup>、旧四小跡地地区 1,492.34m<sup>2</sup>



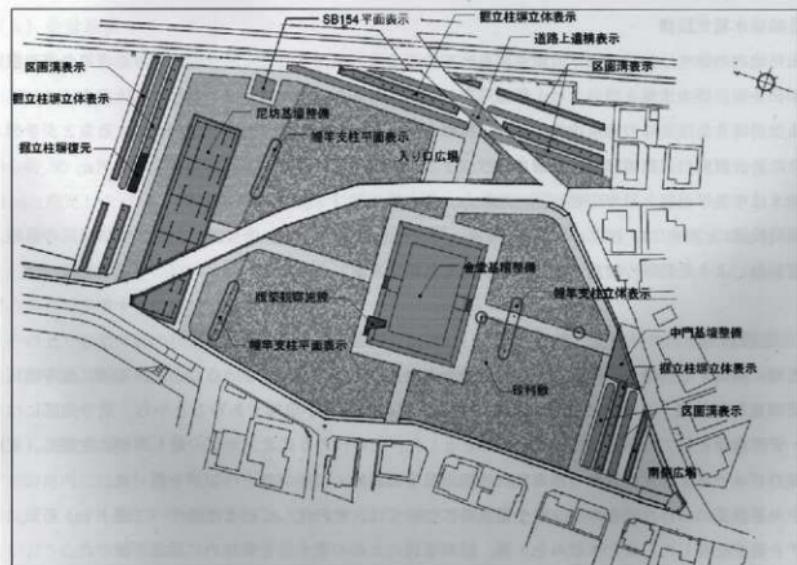
第9図 整備状況図（平成24年4月現在）



第10図 武藏国分寺跡史跡公園築造工事竣工図（昭和47年度）

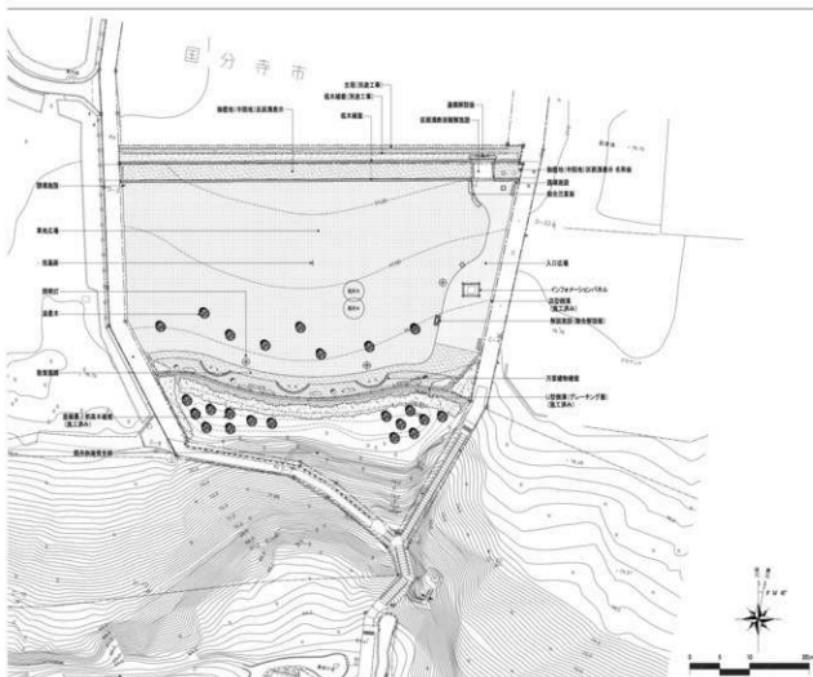


北方地区造構整備計画



中枢地区造構整備計画

第 11 図 市立歴史公園 武藏国分尼寺跡整備計画図



第12図 市立歴史公園 史跡武藏国分寺跡（僧寺北東地域）整備平面図

### III. 保存管理

#### 1. 基本方針

武藏国分寺は、往時、武藏国府に近い当地において、国府と都とを結ぶ古代道路（東山道武藏路）に沿って、東に僧寺が、西に尼寺が一体として計画的に配置された。その立地は、国府と同じ立川段丘面に中心伽藍を配置し、さらに湧水源域を経て、国分寺崖線上の武藏野段丘面まで、広く伽藍地・寺院地に取り込んでいた。1300年余りの時を経て、現在は遺跡となったが、後世の人々の英知と努力によって、東山道武藏路跡・国分僧寺跡・尼寺跡が一体となって、良好に残されている。

こうした点に大きな特徴があり、かつ歴史的意義が認められており、我が国の国分寺遺跡を代表する特別に重要な史跡としてつとに著名となっている。

教育委員会は、史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡の保護を将来にわたって万全なものとするために、保存管理計画（第1次）と同様に以下の基本方針に基づき、保存管理を行うこととする。

- ①諸国国分寺を代表する歴史資料としての国分寺跡の調査研究と保存活用を図る。
- ②今日の急速な都市化の中において、豊かな自然・歴史環境（崖線、樹木、湧水、古道、古建築、景観）に恵まれた地域の特性を十分生かし、これらとバランスのとれた形で国分寺跡の保存を推し進め、併せて地域住民の生活との調和を図る。
- ③「国分寺の名にふさわしい歴史のまち」としてのシンボル的な存在である国分寺跡を憩いの場あるいは歴史学習の場として、多くの人々が末長く親しみ活用できる歴史公園に整備する。
- ④史跡整備と併せて国分寺跡保存のセンター的機能を果たす（仮称）郷土博物館を建設する。

（『国指定史跡武藏国分寺跡 保存管理計画策定報告書』（平成元年）p.36 より）

また、平成19年8月には、史跡と周辺環境との調和を図るべく、国分寺市まちづくり条例に基づいて「史跡武藏国分寺跡周辺地区まちづくり計画」（以下「まちづくり計画」という）が策定されており、史跡周辺の土地利用方針は「まちづくり計画」に従うこととする。

## 2. 史跡を構成する諸要素

### (1) 史跡を構成する諸要素の分類

#### ①本質的価値を構成する要素

##### a. 僧寺跡

僧寺伽藍地は幅 2.1 ~ 3.0 m, 深さ 0.8 ~ 1.5 m の素掘り溝で区画されており、北辺は I a 期の寺院地北辺をそのまま使用している。その規模は、北辺 384.1 m, 東辺 428.3 m, 南辺 356.3 m, 西辺 365.4 m である。僧寺の伽藍配置は、南辺の西寄り 3 分の 1 等分線を中軸線として、伽藍地区間に設けた南門、中枢部区間に設けた中門、中枢部区画内南側の金堂、その背後の講堂、中枢部区画外の北方建物が一直線に並ぶ。金堂・講堂の両側には鐘楼・経蔵（未確認）と東西僧坊が配される。

中枢部を区画する施設は掘立柱塀と素掘り溝で構成され、中門より両翼に延びて、北へ折れ、東西僧坊を取り込み、講堂の背後で閉じる。回廊を有さず、塀と溝は僧坊等までを周縁している。中枢部区画の規模は東西約 156 m, 南北約 132 m であって、僧坊 2 棟が東西に配されて、南面する規模が大きくなっている。塔は中枢部区画の外で、金堂の中心より直線距離で約 220 m も離れた伽藍地（寺域）区画の南東隅にある。

##### a - 1. 金堂

本尊仏を安置する建物。基壇の高まりとともに、礎石 19 個が原位置に残存している。発掘調査により、桁行七間（約 36.1m）、梁行四間（約 16.6m）の東西棟礎石建物と判明している。基壇は版築により構築され、東西約 45.3m、南北約 26.2m。基壇外装は乱石積。南面中央に三間（推定）、北面中央に一間の階段を設け、外周には雨落石敷が巡っている。

##### a - 2. 講堂

経典の講義などが行われる建物。基壇の高まりとともに、礎石 5 個が原位置に残存している。発掘調査により、建物は、創建と再建の二回建てられており、創建期の建物は桁行五間（約 28.5m）、梁行四間（約 16.6m）の東西棟礎石建物と判明している。基壇は版築により構築され、東西約 34.4m、南北約 22.6m。再建期は建物の間口を七間（約 36.1m）に広げ、基壇の東西を約 42.2m に増築している。基壇外装は瓦積。南面、北面とも中央に一間の階段が設けられたと想定される。

##### a - 3. 中門

中枢部区画の中軸線上に取り付けられた門。発掘調査により、基壇を有する桁行三間（約 9.6m）、梁行二間（約 6.0m）の東西棟礎石建物（八脚門）と判明している。出土した 4 点の隅切り瓦から、屋根構造は寄せ棟または入母屋であった可能性が示唆される。

##### a - 4. 鐘楼（推定）・経蔵（推定）

時を告げる梵鐘を吊った建物（推定）。礎石 1 個が残存。発掘調査により、桁行三間（約 9.3m）、梁行二間（約 6m）の南北棟礎石建物と判明している。この建物と伽藍中軸線を挟んだ対称の位置（宗教法人国分寺墓地内）に同規模の経蔵があったと推定される。

##### a - 5. 僧坊

僧が起居する建物。発掘調査により、東僧坊は、桁行十五間（約 44.5m）、梁行四間（約 9m）の南北棟礎石建物と判明している。この建物と伽藍中軸線を挟んだ対称の位置（共

同墓地（堂山墓地）内）に同規模の西僧坊があったと推定される。

#### a - 6. 中枢部区画施設及び区画施設内範囲

金堂、講堂、鐘楼、経蔵、東西両僧坊を囲んで区画する施設は、塀と外側の溝（2重）からなり、南側中央に中門が位置する。発掘調査により、塀は掘立柱塀から築地塀に改築されたことが判明している。また、金堂～講堂の中軸線上に堂間通路、金堂・講堂の南側には幢竿支柱も存在し、この区画内は、宗教儀礼を行う空間としての機能を持つ。その範囲は東西約 156m、南北約 132m におよぶ。

#### a - 7. 七重塔

「紫紙金字光明最勝王經」を安置する建物。基壇の高まりとともに、礎石 7 個が残存している。『続日本後紀』の承和 12（845）年三月己巳条に、武藏国男衾郡前大領壬生吉志福正が、承和 2（835）年に落雷で焼失した七重塔の再建を願い出て許可されたことが記されている。発掘調査においても、建物は創建と再建、同位置において建てられており、三間（約 10m）四方の礎石建物と判明している。基壇は版築により構築され、約 18m 四方である。基壇外装は乱石積。外周には雨落石敷が巡っている。

また、上記基壇の 50m ほど西側に約 11m 四方、深さ 2.3m 以上の精緻な掘込地業を伴う塔基壇（未建設と推定）が検出され、従来の「塔 1」と区別し、「塔 2」と表記している。

#### a - 8. 北方建物

中軸線上の武藏野段丘斜面を整地した面に建てられた建物。礎石数個が残存している。発掘調査により、桁行五間（約 28.5m）、梁行四間（約 18.4m）の東西棟礎石建物と判明している。

#### a - 9. 南門

北方建物、講堂、金堂、中門の中軸線上に位置し、中門の南約 60m の場所に設けられた門。発掘調査により、間口約 4.5m の礎石建ちで、二本の親柱とその背後に控え柱が立つ棟門と判明している。門の両側には、a - 10 の伽藍地区画溝が取りつく。

#### a - 10. 伽藍地区画溝及び区画溝内範囲

中枢部区画及び北方建物、七重塔を包括した区画を囲繞する溝。上面幅約 2 m、深さ約 0.8m を有する素掘りの溝である。囲繞される範囲は東西約 370m、南北約 400 m をばかり、北側は国分寺崖線上にも延びている。当該範囲の南西側に中枢部区画があり、南東側に塔 1 と塔 2 が東西に約 50 m の距離を隔てて存在する。伽藍地区画溝の南門北側には、幅約 3m の橋が架けられていたと想定される。なお、伽藍地内北西の国分寺崖線上には、市重要史跡土師竪穴住居跡（国史跡指定地外）が存在し、僧尼寺の造営時や以降の管理・維持に関わる施設と考えられる。

#### a - 11. 寺院地区画溝及び区画溝内範囲

伽藍地の外周部に相当し、修理院、政所院、花園院等、国分寺の経営を支えた付属施設、生産域を包括した範囲を寺院地と呼称する。東西約 900m、南北約 550 m をばかり、この寺院地外周は素掘りの溝と東山道武藏路（西辺）によって囲まれる。北辺の溝は、大部分が伽藍地区画溝と重複する。また、寺院地外周には僧尼寺の造営時や以降の管理・維持に関わる掘立柱建物跡や竪穴住居跡などの遺構が多数発見されている。

## b. 尼寺跡

尼寺伽藍地は、幅 2.1 ~ 3.0 m、深さ 1.5 m の素掘り溝で区画されており、北辺は中近世の削平により残存していない。南東隅と南西隅も確認されていないが、おむね東西約 150 m、南北推定 160 m 以上と思われる。

伽藍配置は、東西の二等分線を中軸線とし、伽藍地（寺域）区画に設けた南門（未確認）、中枢部区画に設けた中門、中枢部区画内南側の金堂、その背後の講堂（未確認）、尼坊が一直線に並ぶプランであったと考えられる。

中枢部を区画する施設は掘立柱塀と素掘り溝で構成される。中門より両翼に延びて、北へ折れ、尼坊の背後で閉じる。回廊を有さず、尼坊等までを囲繞する構成は僧寺と同一である。中枢部区画の規模は東西約 89 m、南北約 119 m である。

### b - 1. 金堂

本尊仏を安置する建物。基壇の高まりがわずかに残存していた。発掘調査により、基壇は版築により構築され、東西約 26.7 m、南北約 18.5 m と判明した。礎石や基壇外装は残存していなかったが、桁行七間（約 20.8 m）、梁行四間（約 12.6 m）の東西棟建物が想定される。

### b - 2. 講堂（未確認）

講堂は金堂の北に存在すると考えられるが、当該箇所は後世に削平を受けており、調査した範囲では発見されていない。

### b - 3. 尼坊

尼僧が起居する建物。推定講堂の北側に位置し、桁行十五間（約 44.5 m）、梁行四間（約 8.9 m）の東西棟礎石建物。

### b - 4. 中門・東門

中枢部区画の中軸線上に取り付けられた門。東西約 12.5 m、南北約 9.6 m の基壇付きの八脚門が想定される。また、金堂の中心から東の位置に中枢部区画の掘立柱塀が途切れる個所があり、棟門程度の東門の存在が想定される。

### b - 5. 中枢部区画施設及び区画施設内範囲

金堂、講堂（削平）、尼坊を囲んで区画する施設は、塀と外側の溝からなり、南側中央に中門が位置し、東側中央に東門が位置する。発掘調査により、塀は掘立柱塀であったことが判明している。金堂の南側では幢竿支柱跡も確認され、この区画内は、宗教儀礼を行う空間としての機能を持つ。その範囲は東西約 89 m、南北約 119 m におよぶ。

### b - 6. 伽藍地区区画溝及び区画溝内範囲

中枢部区画の外側の区画を囲繞する溝。上面幅約 2 m、深さ約 1.5 m を有する素掘りの溝である。囲繞される範囲は東西約 150 m、南北約 160 m 以上をはかる。当該範囲の中央北側に中枢部区画があり、南辺溝と中軸線の交差部は土橋状通路が設けられている。

### c. 東山道武藏路跡

都と地方を結ぶ古代の官道が国分寺市域内を南北に通過しており、市域内の想定道路延長は、東戸倉～西元町地区間の約3kmに及んでいる。市内の埋蔵文化財包蔵地としては、市域南側を中心約1.8km部分が国分寺市No.58遺跡で周知されているが、前述のとおり、このうち西恋ヶ窪1丁目(姿見の池)、泉町2丁目(泉プラザ東側)、西元町2丁目(旧第四小学校跡地)の3箇所については、史跡に指定されている。

#### c-1. 道路遺構

泉町2丁目地区では4時期にわたる道路の変遷〔第1期(側溝間約12mの直線道路)、第2期(第1期側溝が埋没し、その上面を路面として使用)、第3期(第1期よりやや西にずらして側溝を再掘削した道路)、第4期(切り通し状の道路)〕が確認されている。また道路は、僧寺寺院地西辺区画としての機能も有していた。

#### c-2. 竪穴住居

旧第四小学校跡地では、第1期の東側溝が埋没した後、溝と重疊する形で竪穴住居が検出された。竪穴住居の覆土からは、9世紀後半頃の特徴をもつ須恵器の壺が出土しており、東山道武藏路の第1期東側溝は、遅くとも9世紀後半には機能しなくなっていたことがわかる。

#### c-3. 特殊遺構

旧第四小学校跡地の第3期の西側溝に接して、東西6.8m、南北1.9m、深さ約50cmの不整楕円形の掘り込みが検出された。この遺構の上層の一部には、直径約50cm・厚さ約15cmの硬化面があり、そこから10世紀代の須恵器の壺2点が口縁部を合わせた形で発見された。

### d. 参道口

僧寺中門、南門から南下する参道と、尼寺方面から南東に延びる道路の交差部分が発掘され、僧寺参道の左右に門の柱穴が確認された。冠木門の様な簡素な作りと推測できるが、柱穴は東西に3基ずつ存在し、建替えられている。僧尼寺の造営時や以降の管理・維持に関わる掘立柱建物跡や竪穴住居跡などが広がる寺院地周辺の範囲は寺地と呼称しているが、この広がりの南限を示す施設として、また国府・国分寺を繋いだ道路網の存在を浮かび上がらせるものとして貴重である。

## ②自然・歴史環境としての要素

### a. 国分寺崖線の地形と樹林・湧水とその流れ

国分寺崖線は約7万年前から1万年前の氷期に多摩川の流れによって土砂が削り取られることにより形成された。武藏国分寺は樹林と湧水を擁する国分寺崖線を寺域に内包しており、崖線の地形そのものも史跡を構成する重要な要素である。

b. 中世から近代の歴史を表す諸要素

b - 1. 寺域周辺の遺構群

尼寺北方には、伝鎌倉街道、伝祥応寺、塚などの中世遺構群が存在する。

b - 2. 歴史的建造物群

国分寺崖線下沿いには、旧本多家住宅長屋門（市重要有形文化財）など、近世以降の歴史環境を継承してきた建造物群が存在する。

b - 3. 宗教法人国分寺

現在地に再興され、法灯を継ぐ宗教法人国分寺の境内地および墓地。境内地には、歴史的建造物である薬師堂（市重要有形文化財）、仁王門（市重要有形文化財）が存在する。また、前住職故星野亮勝氏が収集した万葉集にちなむ植物を植栽した万葉植物園（市重要天然記念物）が存在する。墓地は、講堂跡北側と、金堂・講堂跡西側の2カ所に存在する。

③その他の要素

a. 史跡の保存活用に関する諸要素

a - 1. 歴史公園に関する諸施設

公園整備に伴い設置された展示解説施設、便益施設、植栽など。

a - 2. 遺構保全のため公有化された土地。

a - 3. 調査、整備、活用に関する諸施設

資料館、遺跡調査事務所など。

b. 公益的な利用に関する諸施設

b - 1. 道路及び関連施設

道路、標識、安全柵、街路灯など

b - 2. 電力、ガス、上下水道施設

c. 煙

指定地のうち、民有地の土地の多くは野菜、果物、植木の畠である。

d. 保育園

国分寺保育園は既に保存管理計画（第一次）に基づき史跡指定地外へ移転済みであるが、旧保育園の既存建物は改修され、現在は暫定的に公設民営保育施設として活用されている。

e. 私有・共同墓地

史跡指定地内には、仁王門下の共同墓地（国分寺他共有墓地）、推定西僧坊付近の共同墓地（堂山墓地）、塔2北方の私有墓地（本多家墓地）の3カ所の私有・共同墓地が存在する。

## （2）史跡を構成する諸要素の保存管理方法

### ①本質的価値を構成する要素

#### a. 僧寺跡

地下遺構の保全を図り、整備によって基壇や一部建物の復元を行って本質的価値を顕在化させ、活用を図る。

#### b. 尼寺跡

地下遺構の保全を図り、整備によって基壇や一部建物の復元を行って本質的価値を顕在化させ、活用を図る。

#### c. 東山道武藏路跡

地下遺構の保全を図り、整備によって道路跡の再生展示・平面表示等を行って本質的価値を顕在化させ、活用を図る。

#### d. 参道口

地下遺構の保全を図り、平面表示等を行って本質的価値を顕在化させ、現状の整備を適切に管理し、活用を図る。

### ②自然・歴史環境としての要素

#### a. 国分寺崖線の地形と樹林・湧水とその流れ

僧寺跡、尼寺跡、東山道武藏路跡の価値を減じない範囲において、崖線の地形、樹林、湧水の適切な保護および維持管理を行う。

#### b. 中世から近代の歴史を表す諸要素

##### b - 1. 寺域周辺の遺構群

地下遺構を保全し、整備によって表示を行うことを検討する。

##### b - 2. 歴史的建造物群

地域の重層的な歴史遺産として適切な維持管理及び活用を推進する。

##### b - 3. 宗教法人国分寺

宗教法人国分寺は旧伽藍と重複しており、現在地に再興された歴史的経過等を考慮し、公有化および整備の対象外とする。将来も寺としての機能を失うことがないかぎり、この基本的な原則はかわらない。寺としての経営や生活を維持するに最低限必要な現状変更は、原則として事前の発掘調査を行い、地下遺構に影響を与えないことを条件に認める。推定経蔵付近にある墓地は、遺構の検出面が非常に浅く、経蔵の保存整備に支障をきたすことが考えられるので、現位置からの移転が最良の策である。このため移転に向けての諸条件の整備（移転先の決定、墓地使用者の同意等）を行う。

### ③その他の要素

#### a. 史跡の保存活用に関する諸要素

##### a - 1. 歴史公園に関する諸施設

適切な維持管理及び活用を行う。

##### a - 2. 遺構保全のため公有化された土地

整備されるまでの間、適切な維持管理を行う。

##### a - 3. 調査、整備、活用に関する諸施設

将来的には、諸施設を統合し、史跡整備と併せて国分寺跡保存のセンター的機能を果たす（仮称）郷土博物館を建設する。それまでの間、現在の諸施設の適切な維持管理、活用運営を行う。

#### b. 公益的な利用に関する諸施設

##### b - 1. 道路及び関連施設

原則として、道路の新設・拡幅は認めない。ただし、重要遺構にかかる道路の暫定的な振替など、史跡の価値が維持向上する場合については地下遺構への影響や周辺景観に配慮した上で認めるものとする。また、地域の生活上必要な道路については、現状の機能を維持するものとする。

##### b - 2. 電力、ガス、上下水道施設

原則として新設は認めないが、公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。

#### c. 煙

原則として、現在の状態を継続する。

#### d. 保育園

多くの市民の利用がある間、遺構の保全を前提に、現在の状態を継続する。

#### e. 私有・共同墓地

推定西僧坊付近の共同墓地（堂山墓地）、および塔2北方の私有墓地（本多家墓地）は、遺構の検出面が非常に浅く、西僧坊、および塔2の保存整備に支障をきたすことが考えられるので、現位置からの移転が最良の策である。このため移転に向けての諸条件の整備（移転先の決定、墓地使用者の同意等）を行う。

### 3. 地区区分

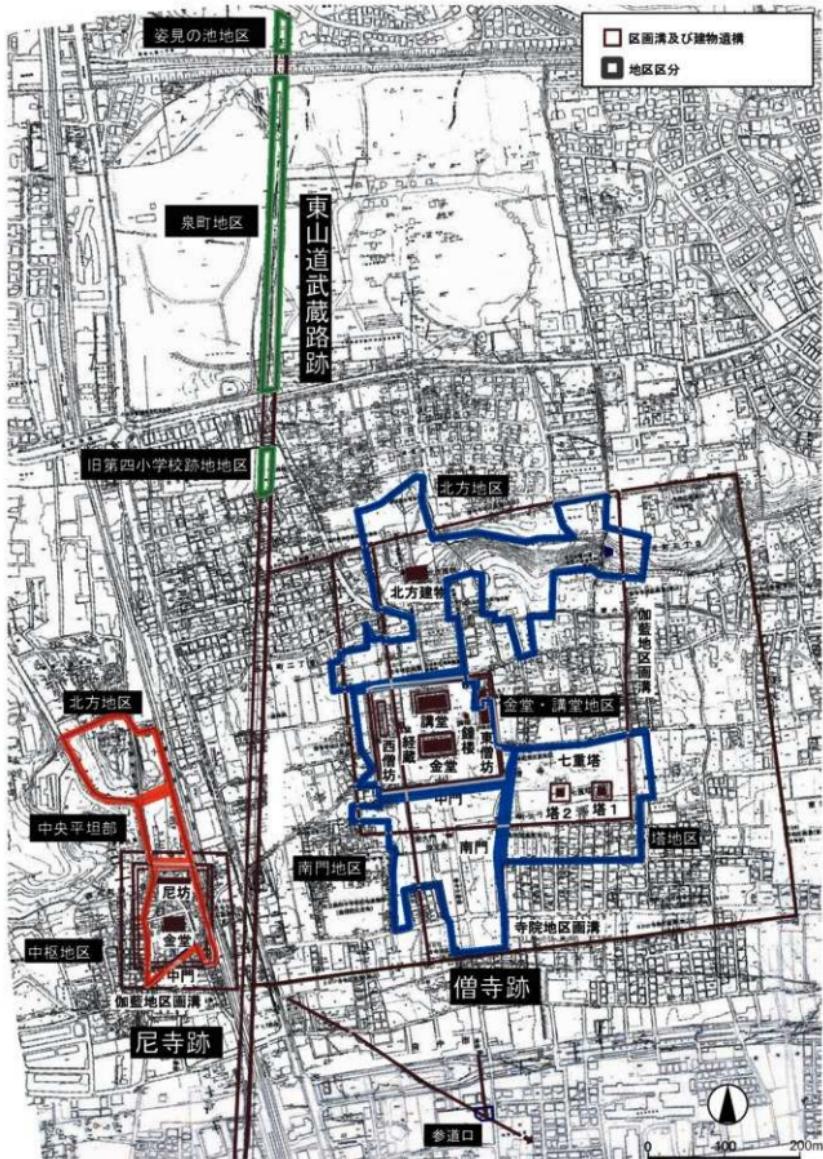
#### (1) 史跡指定地内の地区区分

地区名		保存管理方法
僧寺跡	金堂・講堂地区	整備により一部建造物を復元し、中枢部範囲の明示と儀礼空間の表現を行う。既存道路が、金堂、中門など主要遺構の一部に重なっている箇所は、保存整備に支障をきたすため、何らかの措置（長期的には廃道、短期的には振替など）が必須である。金堂西方の宗教法人国分寺墓地および共同墓地（堂山墓地）は遺構の検出面が非常に浅く、経蔵、西僧坊跡の保存整備に支障をきたすので現位置からの移転が最良の策である。このため、移転に向けての諸条件の整備（移転先の決定、墓地使用者の同意等）を行う。
	塔地区	整備により塔基壇を復元し、伽藍地範囲の表現と、緑地空間及び古代を体感できる空間としての活用を行う。既存道路に七重塔跡の一部が重なっている箇所は、保存整備に支障をきたすため、何らかの措置（長期的には廃道、短期的には振替など）が必須である。七重塔西方の私有墓地（多家墓地）は遺構の検出面が非常に浅く、塔跡2の保存整備に支障をきたすので現位置からの移転が最良の策である。このため、移転に向けての諸条件の整備（移転先の決定、墓地使用者の同意等）を行う。
	南門地区	整備により南門、参道の表示を行い導入空間としての演出を行う。
尼寺跡	北方地区	歴史的建造物と国分寺崖線の自然環境保全を行う。宗教法人国分寺は旧伽藍と重複しており、現在地に再興された歴史的経過等を考慮し、公有化、及び整備対象から原則として除外する。なお、僧寺伽藍の中で特徴的な、国分寺崖線斜面に立地する北方建物などの重要遺構については、周囲の景観に配慮しつつ、必要な遺構整備を実施する。整備により北辺区画溝を表示し、僧寺跡への北側のエントランス広場として活用されている僧寺北東地域については、今後とも継続して適切な管理を行う。
	中枢地区	整備を完了し、歴史公園として活用しており、今後とも継続して適切な管理を行う。
	中央平坦部	整備を完了し、歴史公園として活用しており、今後とも継続して適切な管理を行う。
東山道武蔵路跡	北方地区	尼寺跡後方の自然・歴史環境（国分寺崖線・伝鎌倉街道・伝祥応寺・塚）は、整備を終えた歴史公園の中で、現状のまま保存する。地区内の伝鎌倉街道においては車両の通行禁止措置を継続する。
	姿見の池地区	自然環境のなかで、特殊な地下遺構が保全されている状態を維持する。
	泉町地区	泉町地区地区計画に定める東山道跡のうち都市計画法に基づき市が帰属を受けた部分は、史跡整備を完了し、歴史公園として活用しており、今後とも継続して適切な管理を行う。また、泉町地区地区計画に定める保存空地並びに歩道には、東山道武蔵路第1期側溝跡を路面に表示しており、今後とも継続して適切な管理を行う。
参道口	旧第四小学校跡地地区	第四小学校地区地区計画に定める東山道武蔵路は、史跡整備を完了し、歴史公園として活用しており、今後とも継続して適切な管理を行う。また、第四小学校地区地区計画に定める区画道路の歩道には、東山道武蔵路第1期側溝跡、及び第3期側溝跡を表示しており、今後とも継続して適切な管理を行う。
	※府中市栄町	都市公園「万作の木公園」の一角に、冠木門の復元・参道の路面表示等の整備を完了し、史跡公園で歴史学習が出来る施設として活用している。府中市が、今後とも継続して適切な管理を行う。

第1表 史跡指定地地区区分と保存管理方法

＜各地区的面積＞

・僧寺跡	112,851.12m <sup>2</sup>	・尼寺跡	23,681.31m <sup>2</sup>	指定地総面積	1458,367.16m <sup>2</sup>
・東山道武蔵路跡	8,485.35m <sup>2</sup>	・参道口	349.38m <sup>2</sup>		

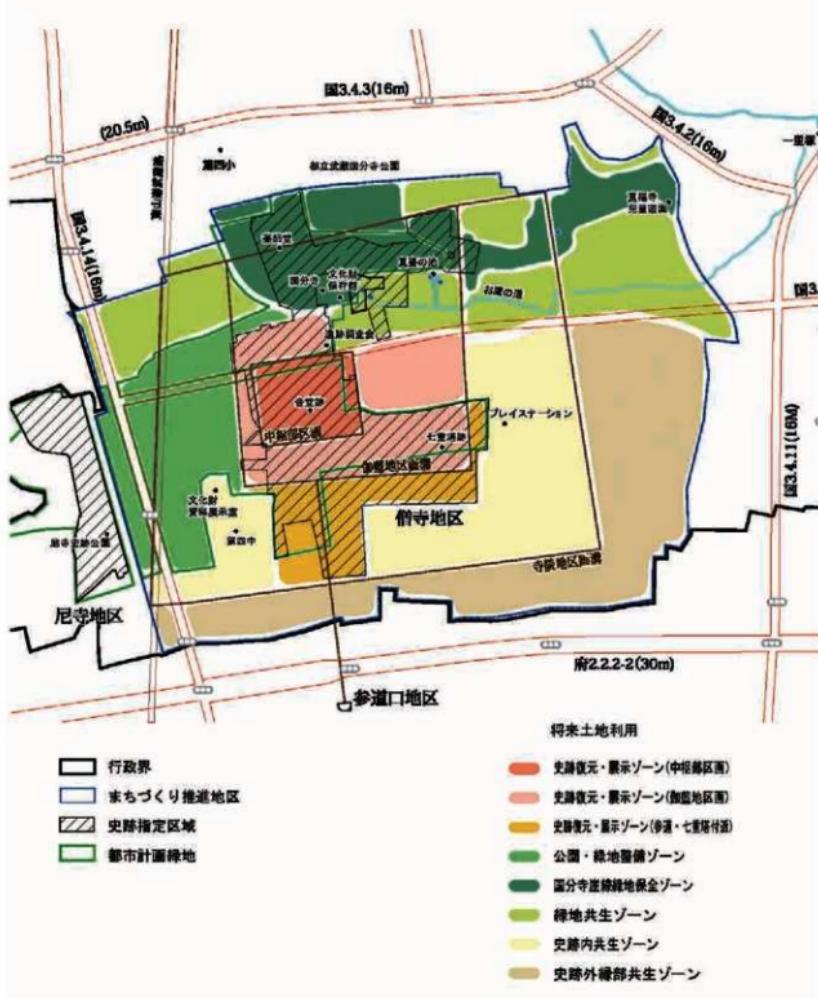


第13図 史跡指定地地区区分図

## (2) 指定地周辺の土地利用方針

### a. 国分寺市域

保存管理計画（第1次）では、指定地外についても地区を設定し、保存管理方針を定めたが、平成19年8月に国分寺市まちづくり条例に基づく「史跡武藏国分寺跡周辺地区まちづくり計画」が策定されたことを踏まえ、保存管理計画（第2次）では、その土地利用方針に準ずることとする。



第14図 土地利用方針ゾーニング（「史跡武藏国分寺跡周辺地区まちづくり計画」より）

分類		現況の土地利用	将来構想
史跡復元展示ゾーン	中枢部区画	ほぼ史跡指定区域内であり、現在は史跡公園等を中心とした土地利用。	史跡の心臓部（中枢部区画）として優先的に復元整備（建造物復元）を行うゾーン。
	伽藍地区画	過半が史跡指定区域内であり、現在は史跡公園等を中心とした土地利用。	伽藍地区画内として、史跡指定区域内において復元整備を行うゾーン。
	参道・七重塔付近	過半が史跡指定区域内であり、一部に宅地や農地がある。	伽藍地の外ではあるが、参道・七重塔付近にあたり、復元整備を行うゾーン。
公園・緑地整備ゾーン		農地が比較的多く残されているほか、都市計画緑地・都市計画公園に指定されている。一部史跡指定区域と重複している。	史跡の寺院地区画内であり、将来的にも史跡の一部として緑地の整備を図るゾーン。
国分寺崖線緑地保全ゾーン		現在残されている国分寺崖線の緑地。一部は、史跡指定区域内。	国分寺崖線として必ず保全を図るゾーン。なお、史跡指定地区内においては、遺構が確認された部分は、史跡の復元展示を進める。
緑地共生ゾーン		国分寺崖線の外縁部にあたり、住宅等が中心となっている。一部は、史跡指定区域内。	国分寺崖線の緩衝帯として、緑地を可能なかぎり保全、再生するゾーン。なお、史跡指定地区内においては、遺構が確認された部分は、史跡の復元展示を進める。
史跡内共生ゾーン		現在は、生産緑地や住宅地として利用されている。史跡指定区域は含まれていない。	当面は宅地として、遺構の保存を図るゾーン。
史跡外縁共生ゾーン		現在は、生産緑地や住宅地として利用されている。史跡指定区域は含まれていない。	寺院区画の外側を囲っており、史跡の周辺環境としてふさわしい土地利用を図るゾーン。

第2表 土地利用方針（「史跡武藏国分寺跡周辺地区まちづくり計画」より）

#### b. 府中市域

国分寺市に隣接する栄町二丁目・三丁目、武藏台一丁目地区の一部は、武藏国分寺関連遺跡（府中市No.1遺跡）の埋蔵文化財包蔵地として周知されている。当該範囲にかかる埋蔵文化財の取扱いについては、6. 埋蔵文化財包蔵地について(p.51)を参照されたいが、現史跡指定地は栄町三丁目地内にある万作の木公園の参道口部分のみである。

また、『府中市都市計画に関する基本的な方針（府中市都市計画マスタープラン）』（平成22年3月）では、この参道口周辺部の景観のまちづくり方針として、武藏国分寺跡周辺における歴史あるまち並みに配慮した景観形成を行う旨が定められている。

#### 4. 現状変更について

史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡を構成する本質的価値には、寺院跡（僧尼寺・参道口）、道路跡という遺跡（遺構）そのものの要素に加えて、それを取り巻く自然・歴史的環境という付加要素が存在する。これらの価値を損なうことなく将来にわたり保存するためには、本質的価値を構成する遺構、地形、自然環境などについて、保存が図れるよう保存管理の方法を定めるとともに、史跡地内において予測される各種の現状変更について、具体的な取扱い基準を設けた。取扱の基本方針としては、本質的価値を著しく減じる行為についての現状変更は認められないことを原則とする。なお、府中市域に含まれる参道口の現状変更の取り扱いについては、末尾（5）に示す。また、現状変更許可申請にかかる手続きについては、卷末資料9（p.97）を参照されたい。

##### （1）史跡の現状変更

国指定史跡とは、文化財保護法第2条（文化財の定義）で「貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」として定義される文化財（記念物）のうち、重要なものを同法第109条（指定）により文部科学大臣が指定したものという。

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要があるため、史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）に基づき、文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第168条（国に関する特例）の同意）が必要となる。現状変更許可申請が必要な行為は、工事など次の事項が該当する。

- ア、道路の管理のための修繕、改修工事
- イ、公園などの管理のための修繕、改修工事
- ウ、建築物の新築、増築、改築または除却
- エ、工作物の新築、増築、改築または除却
- オ、土地の掘削、盛土、切土など地形の改变
- カ、木竹の伐採、植栽
- キ、地中埋設物の設置、撤去
- ク、発掘調査及び保存整備
- ケ、その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

以上の現状変更は、史跡の価値を充分踏まえた上で検討し、実施しなければならない。事業主体は文化庁、東京都教育委員会、国分寺市教育委員会の関係機関と協議を行ったうえで、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査などを実施（軽微なものについては、立会い）し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行う。規模の大きな現状変更に際しては、学術調査の結果を踏まえたうえで、学識経験者などで構成される委員会（国分寺市史跡武藏国分寺跡保存整備委員会等）により、計画の検討を行うこととする。

## (2) 現状変更を認められない行為

- ア. 本計画書に定められた基準(p.45～47(4)現状変更許可基準, 第3表)に反する場合。
- イ. 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。
- ウ. 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合。

## (3) 現状変更の取扱い

### 1) 許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項には、「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

#### a. 維持の措置の範囲

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）第4条に規定される「維持の措置の範囲」は以下のとおりである。

- ア. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡をその指定当時の原状に復するとき
- イ. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- ウ. 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

#### b. 日常的な維持管理の行為

##### ア. 公園としての維持管理行為

- ・植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、枝剪定、草刈りなど）
- ・公園灯・解説施設などの清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修

##### イ. 道路の維持管理行為

- ・道路の日常的な管理・簡易な補修（路面の表層打ち替え・補修、街灯などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り替え

##### ウ. 既存建物の維持管理行為

- ・外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕
- ・内装および屋内諸設備の補修及び修繕

##### エ. 墓地の維持管理行為

- ・地下遺構に影響を与えない墓地としての利用

##### オ. 煙の維持管理行為

- ・地下遺構に影響を与えない日常的な烟作行為

## 2) 国分寺市による現状変更の許可が必要な行為

(1) に示した文化財保護法第125条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第5条第4項(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)に基づき、現状変更の許可およびその取り消し並びに停止命令を国分寺市教育委員会が行う。現状変更の許可申請先は、国分寺市教育委員会とする。

ア. 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。)で3か月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築または除却(ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)

イ. 工作物(建築物を除く。)の設置、改修もしくは除却(ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)

※工作物とは、小規模建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板・街灯を含む。

ウ. 道路の舗装もしくは修繕(ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)

エ. 史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除去

オ. 埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の改修(ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないもの)

カ. 史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採

## 3) 文化庁による現状変更の許可が必要な行為

(1) に示した現状変更申請が必要な行為のうち、(3)-1)と2)に示したもの以外の行為については、文化庁長官による現状変更の許可が必要である。

※申請の手続き(許可申請、終了報告等)については、巻末資料9(p.97)を参照。

## (4) 現状変更許可基準

保存管理の方法に基づき、(1)に示した現状変更の内容ごとに取扱いを以下に示した。

史跡地内には、道路など公益上必要な施設や、土地・施設の管理上必要な工作物、埋設物などがある。また、史跡地の利活用に有効な便益施設などがある。これらの機能の維持にも配慮し、遺構の破壊や景観への影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提に現状変更を取扱う。

### ア. 道路の管理のための修繕、改修工事

公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて検討する。

イ. 公園などの管理のための修繕、改修工事

史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

ウ. 建築物の新築、増築、改築、または除却

建築物の新築、増築、改築は原則認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合において認めることがある。建築物の除却は、遺構に影響のないよう図ったうえで、認めるものとする。

エ. 工作物の新築、増築、改築、または除却

防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

オ. 土地の掘削、盛土、切土など地形の変更

遺構復元といった文化財保護のための地形変更を除き、地形の大幅な変更は、原則認めないものとする。

カ. 木竹の伐採、植栽

重要な遺構周辺の新たな植樹は、崖線の法面保護や植生復元のための植樹を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。史跡整備にともなう植栽については、遺構に影響のないよう計画したうえで、史跡の価値が維持向上する場合において認めるものとする。

キ. 地中埋設物の設置、撤去

公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。

ク. 発掘調査及び保存整備

遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。発掘調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合には、その方法などを十分検討したうえで行う行為について認めるものとする。

## (5) 参道口地区にかかる現状変更について

都市公園「万作の木公園」内の一部を構成する参道口地区における取扱いは、基本的には上記（1）～（4）に準拠するが、このうち（3）2)「国分寺市による現状変更の許可が必要な行為」のうち、国分寺市を府中市と読み替えることとする。

項目	取り扱い基準の内容	備考	許可区分
道路	新設・拡幅 原則として現状変更を認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合において認めるものとする。		文化庁
	修繕・改修 公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。	土地の掘削を伴うもの 土地の掘削を伴わないもの	文化庁 市
	維持管理 日常的な管理、簡易的な補修（路面の表層打ち替え・補修、街灯などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り替えは、許可を要しない。		不要
公園	修繕・改修 史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。	土地の掘削を伴うもの 土地の掘削を伴わないもの	文化庁 市
	維持管理 植生の日常的な手入れ、公園灯・解説施設などの清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修については、許可を要しない。		不要
建築物	新築 原則として現状変更を認めない。		文化庁
	増築・改築 原則として現状変更を認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合において認めるものとする。	基礎工事を伴うもの 基礎工事を伴わないもの	文化庁 市
	維持管理 日常的な管理、簡易的な補修（外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装および屋内諸設備の補修及び修繕）は、許可を要しない。		不要
	除却 地下遺構に影響のないよう図ったうえで認めるものとする。		文化庁
建小規模物 模	新築 小規模建築物で3ヶ月以内の期間を限って設置されるものは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。※小規模建築物とは、階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。	土地の掘削を伴うもの	文化庁
	増築・改築 除却	土地の掘削を伴わないもの	市
土地	地形の改变 遺構復元といった文化財保護のための地形変更を除き、地形の大幅な変更は原則認めないものとする。		文化庁
	維持の措置 史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき、または、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をとるとときは、許可を要しない。		不要
工作物	設置 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、地下遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。 ※工作物とは、建築物などに付随する門・生垣・柵・樋、既設道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板・街灯を含む。	土地の掘削を伴うもの 土地の掘削を伴わないもの	文化庁 市
	改修		
	除却		
埋設物	新設 原則として認めない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする		文化庁
	改修 公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする	規格・規模・位置の変更を伴うもの 規格・規模・位置の変更を伴わないもの	文化庁 市
植栽	植樹 重要な遺構周辺の新たな植樹は崖縁の法面保護や植生復元のための植樹を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。史跡整備に伴う植栽については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡の価値が維持向上する場合において認めるものとする。		文化庁
	伐採 史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮する。		市
畑	営農 果樹・植木の植替えおよび広範囲にわたる植替えに伴う現状変更是、地下遺構に影響を与えないことを条件に認める。小規模な掘削を伴う現在の状態を継続する限りは、許可を要しない。	果樹・植木の植替えおよび広範囲にわたる植替え 小規模な掘削を伴う現在の状態	文化庁 不要
墓地	新設・改修 墓所の新設・改修は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする	新たな掘削を伴うもの 過去の掘削範囲でおさまる改修など	文化庁 不要
発掘調査及び保存整備	遺構の保存や状況把握に関する調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。発掘調査の成果に基づく保存修理、整備を行ふ場合には、その方法などを十分検討したうえで行う行為について認めるものとする。		文化庁

第3表 現状変更取扱い基準と許可区分



## 5. 史跡の追加指定について

糸余曲折を経て広がった現在の史跡の範囲は、本来の指定の在り方からすると不整形な範囲となっている。今後、全国的にも大規模なことで知られる武藏国分寺の全体像を明らかにし、武藏国府、東山道武藏路との関係を含めて的確に将来に伝えるため、下記の範囲を史跡に追加指定し、遺構の保護をすることを目標とする。

尚、追加指定の際には、遺構の保護に万全を期するため、数メートル程度のバッファーアーバン（緩衝帯）を設けることを検討する。

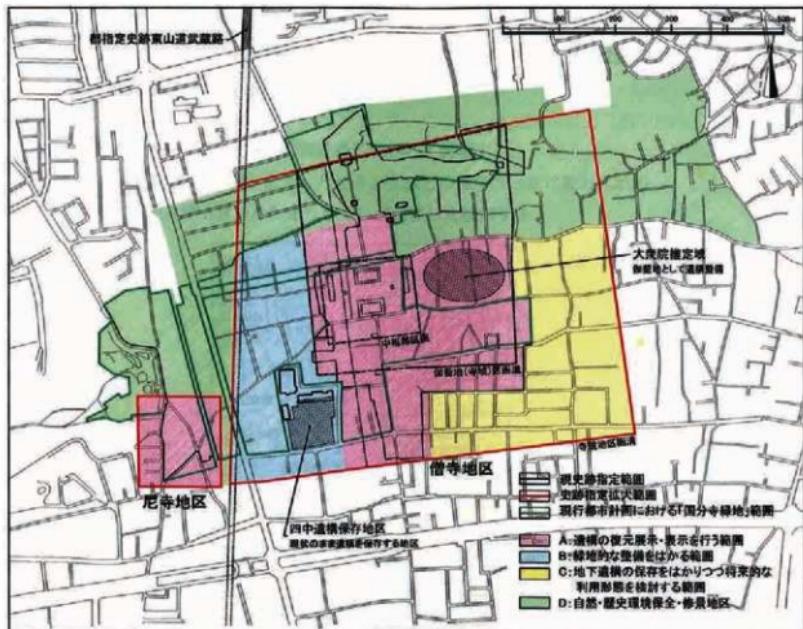
### <僧寺跡>

寺院地区画内の全域を史跡指定地に含めることを長期的目標とする。特にこのうち、伽藍中枢部に残る、区画施設北東隅、南西隅の2ヶ所の未指定地については早急に指定し、整備対象とすることを目指す。

また、史跡指定地外であるが、市立四中遺構保存地区については、国分寺関連の遺構が集中して検出された校地のグランド部分は、現状のまま遺構を保存する。

### <尼寺跡>

伽藍地（寺域）全体の指定を目指す。



第15図 史跡指定拡大計画（「史跡武藏国分寺跡〔僧寺地区〕新整備基本計画」より）

<東山道武藏路跡>

東山道武藏路は、僧寺寺院地西辺の区画としての機能をもち、その部分については、史跡指定地に含めることを長期的目標とする。

<参道口地区>

万作の木公園内の整備箇所について、適切に保存管理することを長期的目標とする。周辺における史跡の追加指定は、開発による事前の発掘調査により、極めて重要な遺構が発見された場合、府中市が中心となり適宜検討していく。

## 6. 埋蔵文化財包蔵地について

文化財保護法第93条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）では、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には、所定の書面をもって、文化庁長官（※）に届け出なければならないとしている。

※平成12年度以降の埋蔵文化財発掘の届出は、各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知「文化財保護法及び文化財保護施行令の一部改正について」（平成12年3月10日付庁保伝第14号）で、地方分権に伴う権限委譲により自治事務として東京都教育委員会宛に届出することになっている。

### （1）国分寺市

国分寺市では、「埋蔵文化財取扱いの手引（2008年3月）」でその取扱いについてまとめしており、僧寺跡、尼寺跡、東山道武藏路跡に関連するものとしては、「武藏国分寺跡（僧尼寺）」（国分寺市No.10遺跡）、「武藏国分寺跡」（No.19）、東山道武藏路（No.58）の3つの遺跡が周知されている（第16図、第4表参照）。

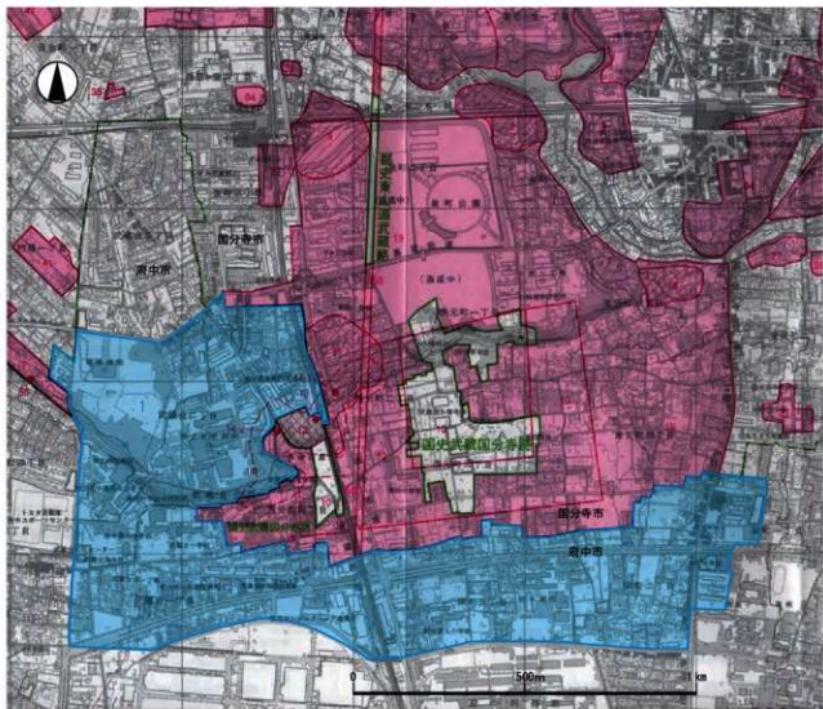
この範囲内で土木工事等が実施される場合は、埋蔵文化財発掘の届出の提出が必要となり、①試掘調査、②確認調査、③工事立会い、④事前調査、⑤慎重工事、のいずれかの指導が東京都教育委員会より届出者へ伝えられることとなる。

当該範囲で行われる発掘調査は、こうした開発等に伴う事前の記録保存を目的とした調査として行われることが多いが、No.10遺跡では中枢部・伽藍地・寺院地をそれぞれ区画する施設や主要伽藍を構成する建物群、No.19遺跡では附属諸院等が含まれる可能性が高いため、適宜、学術調査を実施していく必要がある。

その際、往時の武藏国分寺の構成・性格を考えるうえで、学術的に極めて重要な発見があった場合には、遺跡の保存、史跡の追加指定等を検討していく。

### （2）府中市

参道口の周辺は、「武藏国分寺関連遺跡」（府中市No.1遺跡）として埋蔵文化財包蔵地に含まれている。当該地内における埋蔵文化財の届出およびその取扱いについては、上記（1）に準拠する。



第16図 国分寺市・府中市遺跡地図 ※国分寺市遺跡地図（2008年3月）をもとに作成

所在地	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
国分寺市	10	武藏国分寺跡（僧尼寺）	寺院跡	奈良・平安
国分寺市	19	武藏国分寺跡	集落跡・道路跡	旧石器・縄文・奈良・平安・中世・近世
国分寺市	58	東山道武藏路	道路跡	奈良・平安
府中市	1	武藏国分寺跡関連	集落跡	旧石器・縄文・奈良・平安・中世・近世

第4表 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

## IV. 整備活用

### 1. 基本方針

史跡指定地のうち、尼寺跡、東山道武藏路跡、僧寺北東地域、参道口については、整備が完了し、活用されている状態であるので、引き続き適切な維持管理活用を継続する。

僧寺跡については、昭和47年～昭和49年に、環境整備第1期工事として、僧寺中枢部である金堂・講堂周辺の整備が実施されたが、保護盛土に悪質な建設発生土が利用されるなど、粗悪な整備であると言わざるをえない。

尼寺跡の整備終了後、僧寺跡について整備基本計画を見直し、平成15年3月に「史跡武藏国分寺跡〔僧寺地区〕新整備基本計画」が策定された。

僧寺跡については、「新整備基本計画」に基づき、整備・活用を進めていくこととする。

#### 新整備基本計画における僧寺跡の整備イメージ

##### メインイメージ

国分寺崖線の縁を借景とし、壮大な武藏国分寺の伽藍をイメージした史跡公園の整備を行う。

往時の官道である東山道武藏路の東西に配置された武藏国分二寺の伽藍と背景の縁、湧水とは創建時から不可分のものであった。今日まで武藏国分寺とともに経過してきた崖線縁地と豊かな湧水を、あらためて伽藍地の背景として認識した整備を行う。

##### サブイメージ

広く市民に親しまれるふるさと公園として整備する。

今後も史跡武藏国分寺跡が広く市民に利用されてゆくために、自然とふれあい、歴史と親しめるふるさと歴史公園として整備する。生涯学習の場とすることはもとより、散策や休憩、自然観察などの場として広く親しまれる公園づくりをめざす。

## 2. 事前の発掘調査

事前遺構確認調査は、整備工事に必要な基礎データを収集することを主目的とした発掘調査という位置づけであり、国宝重要文化財等保存整備費補助金（国・東京都）の交付を受けて実施している。

尼寺跡については、平成4年～7年度に事前遺構確認調査を実施し、平成9年～14年度に整備工事を完了した。

僧寺跡の事前遺構確認調査は、平成15年度から開始し、一部着手している整備工事と併行して、現在も継続中である。今後とも、僧寺伽藍の規模、構造、機能、変遷などを明らかにするとともに、その成果を保存整備活用事業によって市民へ還元するべく、計画的かつ効率的な調査を実施していく必要がある。

## 3. 整備計画

基本方針において述べたように、僧寺跡の整備事業は、「新整備基本計画」に示された整備を到達目標とするものである。

その上で、発掘調査や指定地の公有化状況の進展、まちづくり計画を踏まえ、「新整備基本計画」で示された整備のうち、短期目標を実施するための具体的な計画として、平成21年2月に「史跡武藏国分寺跡（僧寺地区）整備実施計画」（以下「整備実施計画」という）を策定した。

「整備実施計画」に定められた整備を第一期整備事業とし、平成22年度は、「史跡武藏国分寺跡（僧寺地区）第一期整備〔中枢地区〕基本設計」を行った。平成23年度は、史跡武藏国分寺跡（僧寺地区）第一期整備工事〔中枢地区〕第一工区の実施設計に着手しており、初年度分の工事を実施した。

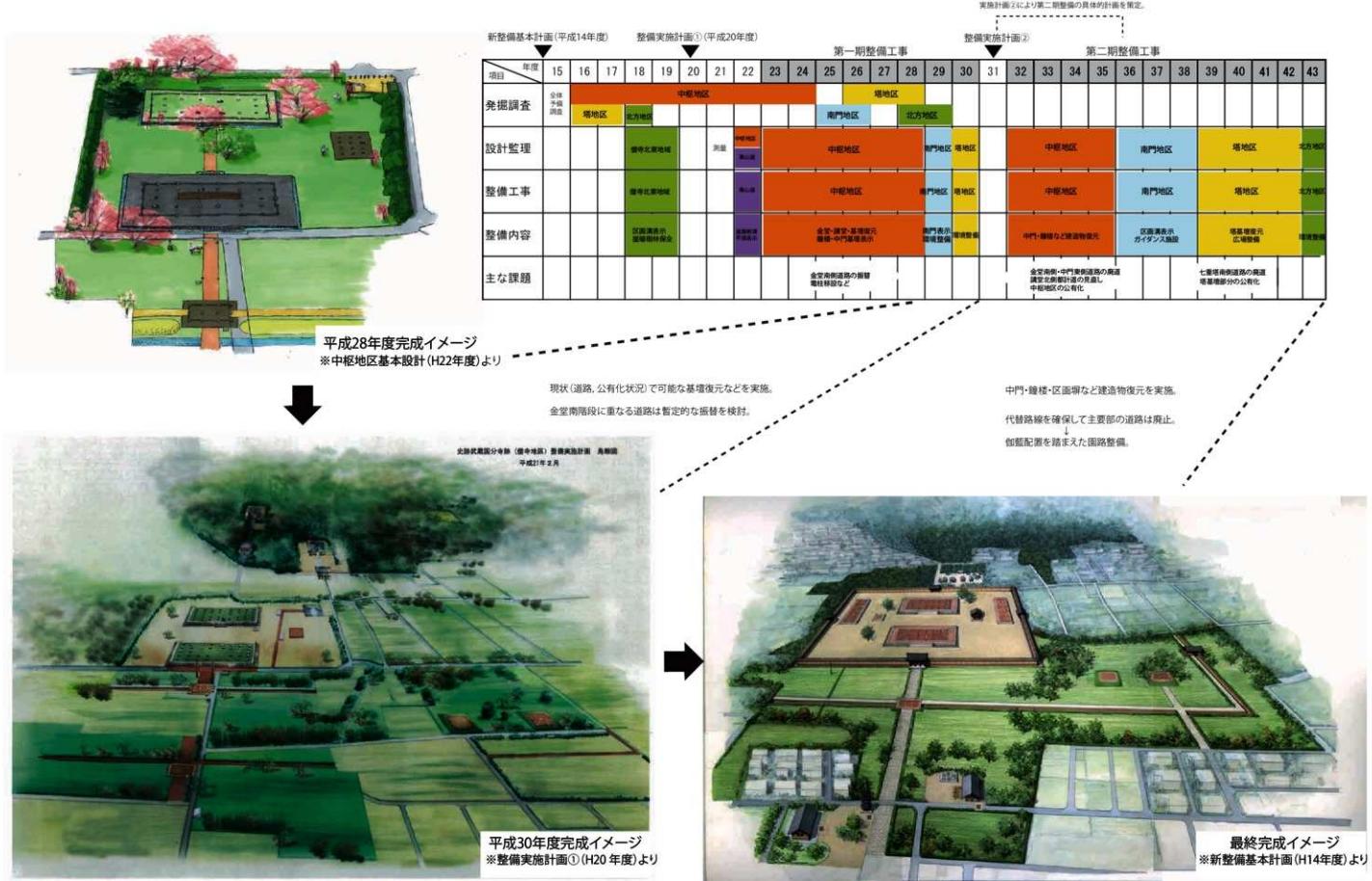
次頁に、平成24年1月に修正された僧寺跡の整備全体計画（平成23年度第3回史跡武藏国分寺跡保存整備委員会資料）を示す。今後とも、「新整備基本計画」に示された整備を実現するべく、適切かつ柔軟に検討を進めることとする。

## 4. まちづくりとの調和

史跡指定地北方には国分寺崖線が東西に横断し、崖線沿いには、環境省名水百選、東京都指定名勝に指定されたお鷹の道・真姿の池湧水群などの良好な自然環境が残されている。また、現国分寺をはじめ古道、古建築等の文化財も集中しており自然・歴史環境に恵まれたオアシスとなっている。

国分寺市では、良好な住環境整備と史跡整備の調和を目指し、史跡武藏国分寺跡、お鷹の道・真姿の池湧水群、国分寺縁地を含む「史跡武藏国分寺跡周辺地区（約65ha）」を国分寺市まちづくり条例に基づく「まちづくり推進地区」の第一号に指定し、市民と協働で「史跡武藏国分寺跡周辺地区まちづくり計画」（平成19年）を策定した。今後は計画に定められた諸施策について全市をあげて着実に実行していく。

さらに、景観地区や地区計画などの都市計画的手法を導入することも視野に入れて、まちづくり計画に描かれた将来像の実現を積極的に推進する。



第17図 僧寺跡の全体整備計画 (平成23年度第3回史跡武藏国分寺跡保存整備委員会資料より)



## 5. 維持管理・運営活用

### (1) 市民参加の維持管理・運営活用のための体制つくり

市民に親しまれる史跡としていくためには、市民参加の維持管理や活用のための体制整備をはかることが必要である。

史跡の維持管理や運営を地元住民の参加により行うことは、近年、各地の史跡公園で実施されるようになってきている。地元住民参加の維持管理・運営活用体制はボランティアによるものから、NPOや財団などの法人を組織して業務を委託するという形態が主流になりつつある。

業務として「委託」を行うことにより、地元住民がボランティア以上に積極的に維持管理・運営活用に関わることを期待したことと考えられ、実際にそうした効果が認められる。これらの維持管理・運営活用体制をとっている史跡では、業務を委託している組織の前身となる団体・組織が存在し、行政側との対話や協力体制を積み上げてきている例が多い。こうした市民参加の維持管理・運営活用を行う市民組織の発足を目指して、地域住民、市民との協議を行っていく。

### (2) ボランティアガイドの育成

ボランティアガイドは、史跡のネットワーク強化のためにも有効な手段と考えられるため、早期の育成が望まれる。ガイド内容に関するマニュアル作成を行った上で、公募を行いおもてなし・地域交流施設の開館に併せて、施設内にガイドが配置できることを目標に育成を行っていく。

### (3) 体験学習・イベント事業の推進

国分寺境内にある万葉植物園は、史跡を訪れる人々に、武藏国分寺が建立された当時の生活・文化・思想について、同時期に編纂された『万葉集』を通じて理解を深めてもらおうと、前住職によって、昭和25年から13年かけて万葉集に登場する植物が採集、栽培されて作られたもので、市の天然記念物に指定され、今では、四季を通じて、多くの方々をいざなっている。

その『万葉集』には、古代東山道武藏路、武藏国府を経て、九州の地へと旅立っていった防人の望郷の歌をはじめ、武藏国内の民衆の歌が収められている。

史跡の保護活用とあわせて、こうした古典に親しむ機会は大切であり、さまざまな機会の創出が望まれる。

今でも、市民による万葉花まつりや市による薪能などが長年継続して行われているが、平成20年度に整備した文化財拠点施設（おたかの道湧水園、武藏国分寺跡資料館、史跡の駅）の設置を機に、今後さらに僧尼寺跡の活発な活用を進める。

これらを、市民参加で進めることを基本として、前出の市民組織の発足を目指して、地域住民、市民との協議を行っていくとともに、どのような活用ソフトが望ましいか市民アンケート等を行って検討していく。

#### ○考えられるイベント事業例

夏休み、GW、秋の行楽シーズン等と併せて毎年開催できるイベントを創出する。

##### ■灯籠祭り

市民手作りの灯籠を主要遺構や区画施設上に置き、光による演出を楽しむ。併せて夏祭りやコンサート等を行うことも検討する。

##### ■幡祭り

市民手作りの幡を主要遺構や区画施設上に立てる。ベストデザインの幡コンテストや幡と併せて季節の草花の鉢植えなどを展示することも検討する。併せてバザーや地元の野菜の即売会などを行う。

##### ■短歌や俳句の会や、万葉集など古典を学ぶ会など

#### ○考えられる体験学習例

生涯学習および学校教育との連携を視野に入れたプログラムの検討を行う。

##### ■古代植物の栽培

国分寺で栽培されていたことが推定される薬草など、古代植物の栽培。それらの植物を利用した草木染など。

##### ■古代生活技術体験

瓦や土器の製作、古代織や木器の製作など、古代の生活技術の体験

#### (4) 情報発信の強化

##### ■市民向け解説パンフレットの作成・配布など

これまでの調査成果をわかりやすくまとめた市民向け解説パンフレットの作成・配布を行う（武藏国分寺跡資料館だより等）。また、絵本等、子供向けの解説メディアの作成についての検討も行う。

##### ■インターネットによる情報発信の強化

これまでの調査・研究成果等を、インターネットを通じて（仮称）武藏国分寺跡サイバーミュージアムとして広く発信していくことを検討する。整備事業の経過の発信も行う。

##### ■シンポジウム等情報発信系事業の推進

調査成果の発表会、遺跡見学会、シンポジウム等の情報発信系事業を定期的に実施していく。

## V. 今後の課題

### 1. 都市計画道路国3・4・1号線の見直しの推進

都市計画道路国3・4・1号線（幅員16m、延長約1,000m）は、僧寺講堂北方を東西に横断するかたちで計画されており、史跡の保存整備活用に重大な影響を及ぼすことが考えられる。

「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」（平成18年4月 東京都・28市町 ※巻末資料8(p.94)）において、「要検討路線（区間）」として挙げられ、今後、まちづくりの観点からの議論を行い、その上で見直しについて検討していくと位置付けられている。

今後は、地下遺構の保全を第一に、復元整備される歴史公園の価値を損なうことのないよう、また、歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりについて定めた「史跡武藏国分寺跡周辺地区まちづくり計画」の考え方を踏まえ、（史跡と共に存が可能な）都市計画道路国3・4・1号線のあり方を検討していく。

### 2.（仮称）郷土博物館の位置付け

史跡出土の文化財や調査資料は、史跡の価値を構成する要素であって、本来、史跡と一体的な保全が図られるべきである。

構想の定められている（仮称）郷土博物館は、かかる歴史資料を適切に収蔵保管して、歴史公園と一体化した特色ある博物館を目指されており、史跡保存整備活用、武藏国分寺跡の全体像を明確にするための調査研究、歴史公園の維持・管理、生涯学習や情報の集積・発信並びに学校教育と積極的に連携するための拠点として、欠くことの出来ない施設である。

よって、保存管理計画（第1次）に定める基本方針（④）に基づき、（仮称）郷土博物館建設計画の立案にあたっては、埋蔵文化財センターの設置を含めた段階的な整備を進めるなど、実現可能な計画の検討を行っていく。

その立地については、歴史公園ガイダンス機能や史跡武藏国分寺跡に係る地下遺構の露出展示などを施設の機能に取り込むなど、史跡武藏国分寺跡と一体化させて、より積極的な活用を図ることが可能な適地の検討を行っていく。

なお、国分寺都市計画泉町地区地区計画区域のうち、土地利用の方針において、「駅前から史跡に至る沿道に様々な公益施設整備を進め、幅広い市民のための教育文化拠点の形成を図る」とした「公益地区」は、交通至便の広大な土地であって、（仮称）郷土博物館の建設適地の一つとして重要である。



## 卷末資料



国分寺市教育委員会

委員長 内田 修様

国文審発第 2 号

平成 20 年 8 月 8 日

国分寺市文化財保護審議会

委員長 坂 誠



### 武藏国分寺跡の全体保全構想について（建議）

平成 16 年 11 月 19 日に開催された平成 16 年度第 2 回文化財保護審議会（以下「審議会」という）において、西元町一丁目に所在する現国分寺の東側に隣接する民有地が開発の危機に直面している状況が確認された。審議会としては、歴史的・学術的価値を有する当該地の史跡・自然・歴史的環境の保全を図ることが肝要と協議し、意見の一致をみた。そこで、国・都の指導のもと、地権者の同意等の条件が整い次第に、国史跡の追加指定を申請し、指定後すみやかに公有化を行う方向で対応されたいとする意見を、「国分寺崖線下現国分寺周辺地区内の史跡・自然・歴史環境の保全について（建議）」（平成 16 年 11 月 19 日付国文審発第 2 号）として提出した。

その後、当該地については、市当局の的確な対応により追加指定を受け、開発の危機から免れたことは高く評価される。

かかる建議については、特定地域の保全のため全体保全構想の建議を前提として、緊急的に提出したものであり、本審議会において、その後、全体保全構想について審議を進め、以下のとおり、意見の一致をみた。

#### （1）寺跡の保存範囲に関する事項

平成 15 年 3 月に貴教育委員会が定めた史跡武藏国分寺跡（僧寺地区）新整備基本計画において、「全国的にも大規模なことで知られる武藏国分寺の全体像を明らかにし、将来に伝えるため、寺院地の全体を史跡とし、遺構の保護を万全にするととも

に計画的な調査・整備を進めていく必要がある。このことから、僧寺地区では現行の保存管理計画を基本としながら、寺院地区画内の全域を史跡指定地に含めることを長期的目標とする。特にこのうち、伽藍中枢部に残る3ヶ所の未指定地については早急に史跡に取り込み整備対象とすることをめざす。また、尼寺地区についても、史跡指定範囲を伽藍地（寺域）全体に拡大することをめざす。」（「史跡指定拡大目標範囲」の項）とされているが、今後とも、この方針にのっとり、積極的な対応を進められたい。

#### （2）寺跡と一体的な自然・歴史環境の保全に関する事項

武藏国分寺跡の北側崖線縁辺部は、崖線樹林地や真姿の池湧水群ほかの湧水源と元町用水があって、良好な自然環境が保存され、元町用水・お鷹の道沿いには、江戸時代以来の屋敷地が連なり、古建築が残され、古村の景観など優れた歴史的な環境が保存されている。

かかる状況を踏まえ、平成元年3月に貴教育委員会が定めた「国指定史跡武藏国分寺跡保存管理計画」において、「自然・歴史環境保全地区」として、国分寺周辺の自然・歴史環境を構成する国分寺崖線・樹木・湧水・古建築・古道・景観等を原則として現状のまま保存する地区、と定められている。

歴史的・学術的価値を有する史跡・自然・歴史環境は、ひとたび破壊されると、再生することは不可能であり、かかる事態に至らぬように不斷の努力を期待するが、万が一、大規模開発事業等が計画されるなどにより、史跡・自然・歴史環境保全の危機に至った場合には、平成16年11月19日建議の事案と同様に、積極的な対応を進められたい。

#### （3）出土文化財や調査資料の史跡と一体的な保全に関する事項

武藏国分寺跡より出土した古瓦・土器等の文化財は、本来、史跡と一体的に存在し、また、発掘遺構の記録である図面や写真等の調査資料も、同様の性質を有している。よって、出土文化財及び調査関連資料は、災害に強い恒久的な施設において、史跡と一緒に保存、活用されるよう、今後とも、積極的な対応を進められたい。

#### （4）国指定史跡武藏国分寺跡保存管理計画の修正に関する事項

平成元年3月に貴教育委員会が定めた国指定史跡武藏国分寺跡保存管理計画については、この建議の趣旨を踏まえて、すみやかに所要の修正を行われたい。

以上

「国分寺市史跡武藏国分寺跡整備計画策定委員会」委員名簿

(平成 20 年 7 月 8 日～平成 24 年 7 月 7 日)

※平成 23 年 10 月 1 日より条例改正により委員会名称は

「国分寺市史跡武藏国分寺跡保存整備委員会」に改称。

---

委員長	坂誥 秀一	文化財保護審議会会长・立正大学名誉教授（考古学）
副委員長	関口 雄基臣	文化財保護審議会副会長（郷土史）
委 員	本多 隆	史跡地主会会长（～平成 23 年 4 月 27 日）
委 員	小柳 久美子	史跡地主会会长代行（平成 23 年 4 月 28 日～）
委 員	星野 亮雅	国分寺住職
委 員	藤井 恵介	東京大学大学院工学系研究科教授（建築史学）
委 員	佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科教授（古代史学）
委 員	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授（造園学）
委 員	野澤 康	工学院大学工学部教授（都市計画）
委 員	久保田 尚	埼玉大学工学部建設工学科教授（交通計画）
委 員	酒井 清治	駒澤大学文学部教授（考古学）（平成 23 年 11 月 17 日～）

---

指導・助言	市原 富士夫	文化庁文化財部記念物課（整備部門）文化財調査官
	山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課（史跡部門）文化財調査官
	伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長補佐 兼埋蔵文化財係長（学芸員）

---

事務局 国分寺市教育委員会教育部ふるさと文化財課



諸問第 1 号

平成21年 8月21日

国分寺市史跡武藏国分寺跡整備計画策定委員会

委員長 坂 誉 秀 様

国分寺市教育委員会

委員長 内 田 修



史跡武藏国分寺跡保存管理計画（第2次）の策定について

（ 諸 問 ）

このことについて、平成元年3月に策定しました史跡武藏国分寺跡保存管理計画（以下「計画」という）について、僧寺伽藍中核部の北東にあたる国分寺崖線下地域における史跡・自然・歴史環境の保全に伴い、国分寺市文化財保護審議会から、平成20年8月8日付けで提出された「武藏国分寺跡の全体保全構想について（建議）」の趣旨を踏まえて、保存管理の基本方針はそのままに、主として、別記する項目について検討し、所要の修正を行って、史跡武藏国分寺跡保存管理計画（第2次）を策定する必要があります。

つきましては、国分寺市史跡武藏国分寺跡整備計画策定委員会条例（昭和54年条例第17号）第2条に定める貴委員会の任務として、標記についてご審議の上、ご意見を賜りたく諸問します。

#### 別記

- (1) 寺跡の保存範囲に関する事項
- (2) 寺跡と一体的な自然・歴史環境の保全に関する事項
- (3) 出土文化財や調査資料の寺跡と一体的な保全に関する事項



国史保発第4号

平成24年3月9日

国分寺市教育委員会

委員長 富山謙一様

国分寺市史跡武藏国分寺跡保存整備委員会

委員長 坂詰秀一

国指定史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡

保存管理計画（第2次）の策定について（答申）

のことについて、平成21年8月21日付け諮問第1号について、文化庁・東京都教育委員会のご指導、ご助言、並びに市民の皆様よりいただいたご意見等を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別添のとおり、「国指定史跡武藏国分寺跡附東山道武藏路跡保存管理計画（第2次）」（以下「計画」という）の成案を得ました。

教育委員会におかれでは、本答申を踏まえ、計画を策定されたうえで、貴重な歴史遺産を守り後世に伝えるべく、着実に保存管理・整備活用を推進していくことを切望します。

## 付記 審議経過

- 平成 21 年度 第2回 平成 21 年 8 月 21 日 ・ 詮問、審議の進め方決定  
第3回 平成 21 年 12 月 7 日 ・ 目次案、修正検討資料について審議  
第4回 平成 22 年 1 月 25 日 ・ 修正本文案について審議

※東山道武藏路の附指定が予定されたため、その内容を追加。

- 平成 22 年度 第1回 平成 22 年 9 月 10 日 ・ 修正本文案について継続審議  
第2回 平成 22 年 11 月 16 日 ・ 修正本文案について継続審議

※文化庁・東京都より、構成について、近年の保存管理計画に合わせ、大幅な見直し(①史跡を構成する要素、本質的価値を明示して、その保存管理方法を定めること。  
②現状変更の取扱について定めること。)を求める指導・助言。

- 第3回 平成 23 年 1 月 17 日 ・ 変更目次案、史跡を構成する要素について審議  
第4回 平成 23 年 2 月 28 日 ・ 史跡を構成する要素・地区区分について審議

※東京都より参道口（府中市域）についても、府中市と調整し、本計画に含めるよう指導・助言。

- 平成 23 年度 第1回 平成 23 年 9 月 15 日 ・ 全体構成案について審議。  
第2回 平成 23 年 11 月 15 日 ・ 全体構成案について継続審議  
第3回 平成 24 年 1 月 18 日 ・ 保存管理計画（第2次）素案について審議

※素案市民説明会 平成 24 年 2 月 17 日・18 日

- 第4回 平成 24 年 3 月 9 日 ・ 保存管理計画（第2次）について最終審議

以 上

# 大英年官報

傳名御覽

攝政名

大英十一年十月十一日

總理大臣 告別奉旨

諭令

諭令大英十一年十月十一日 諭令

諭令大英十一年十月十一日 諭令

勅令

諭令大英十一年十月十一日 諭令

諭令

諭令大英十一年十月十一日 諭令

大英十一年十月十一日 諭令大臣 告別奉旨

憲

諭令大英十一年十月十一日 諭令

諭令大英十一年十月十一日 諭令

諭令大英十一年十月十一日 諭令

諭令大英十一年十月十一日 諭令

諭令大英十一年十月十一日 諭令



卷一

總理大臣

諭令

圖例：1:20萬 1:10萬 1:5萬 1:2.5萬 1:1.5萬

地圖比例尺 圖例：1:20萬 1:10萬 1:5萬 1:2.5萬 1:1.5萬



# 東京府史蹟

大正八年三月二十五日印刷  
大正八年三月二十八日發行

## 東京府

東京市中央區西之谷町九十三番地  
印 刷 人 高梨由太郎

東京市中央區西之谷町九十三番地  
印 刷 所 洪洋社寫眞印刷部  
總經理 洪洋社寫眞印刷部  
總經理 洪洋社寫眞印刷部

國 分 寺 (其二)

國分寺は北を鹿郡國分寺村國分寺にあり、北に丘陵を負ひ、南は廣大開原と隔て、府中町の樹林風影を望み、遂に多摩川の極方向の岡一帯の丘陵と接続しむべし。

其の境内は二千四百二十坪、上圖は其の東部に位する鐘門及草堂にして、即ち國分寺の正門及客殿僧房取御等なり。下圖は其の西部に位する國分寺の本堂にして、仁王門より數十級の石階を上れる丘陵の上に立てり。仁王門には丈七尺餘の仁王の立像立ち、頭蓋の作と傳へられ、内務省より保存資金の下附あり。本堂には深見玄俗が勅額と揮毫せし「金光明圓天王護國之寺」の額と掛け、正面の厨子には、大正六年國寶に指定せられたる木造薬師如來の座像と安置しなほ脇侍日光佛月光佛と十二神將とある。



國 分 寺 鐘 門



國 分 寺 上 堂

圖 分 帶 (式二)

此の寺は天平十九年の創建に係り、施主五十戸水田十町代二十戸と記されたる巨刹なれば、其の境内は十町四方に亘り、宝塔伽藍の規模宏大壯なりしは想像するに難からず。今に正門の南約半町に當る豪傑の門には、昔の仁王門の碑石跡となり真南一町許の小丘に方九尺に當る六角の碑を据へ中に徑三尺の石壇の穴あるは、其の穴に塔の心柱を据てたる七層塔の遺址ならんといふ。此の宏壯なる雄姿が、元弘年間の兵亂に罹りて、本尊の外悉く鳥有に擲せしは惜しきべし。

此の遺址より發見する古瓦には郡名姓名氏名等の記されたるもの多く、郡名は島、島佐原、橘、都筑、足立、入間、高麗、比企、横見、鷹玉、大里、馬込、幡、藤原、河見、玉秋父の十七郡の多きに亘れり。



大正十二年三月

東京府史蹟勝地調査報告書第一冊  
〔式蘇國分寺址の調査〕

東京府

序　　言

史蹟名勝天然記念物の調査保存は國民性の涵養上尤も重要なり。特に吾國の如き光輝ある歴史を有し天然の恩恵に富むる國民は、その歴史を物語る史蹟こそ天惠に頼れる名勝天然記念物との保存によりて精神修養に資すべきこと勘少ならず。歴史は祖先の文化活動の記録にして、史蹟はその文化活動の舞臺なり。是を保存を要護することによりて愛國の精神を涵養し、祖先の文化を理解すべきなり。

本府に存する式蘇國分寺址は現存國分寺址中規模尤も雄大なるものにして、大正十一年十月内務大臣より史蹟の指定を受けたり。今回之が實地調査を経て其の結果を報告し以て史蹟保存の主旨を徹底せんとする。

大正十二年三月

東　　京　　府

東京府史蹟勝地調査報告書 第一冊

「武藏國分寺址の調査」

本文目次

第一、沿革

甲、總川時期時代以前	一頁
------------	----

乙、總川時期時代	二六
----------	----

丙、古墳及信仰	九
---------	---

第二、遺址

甲、大寺址	一四
-------	----

乙、金堂址	一七
-------	----

丙、北塔址	三三
-------	----

丁、西院址	二四
-------	----

武藏國分寺跡調査報告書

第三、遺物

圖版目次

第一	國分寺前瓦罐圖(二萬分之一)
----	----------------

第二	國分寺造瓦罐圖
----	---------

第三	(一)、大寺址石配瓦圖
----	-------------

第四	(二)、大寺心柱石
----	-----------

第五	金穴、講堂石配瓦圖
----	-----------

第六	(一)、金堂址石配瓦圖
----	-------------

第七	(二)、講堂石配瓦圖
----	------------

第八	(一)、推定佛壇石配瓦圖
----	--------------

第九	僧房址石配瓦圖
----	---------

第十	(一)、南門址
----	---------

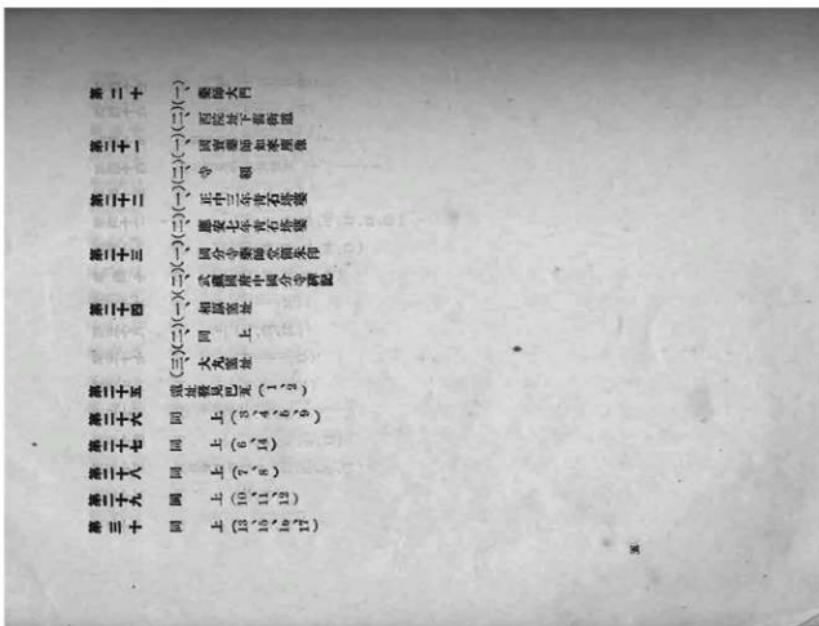
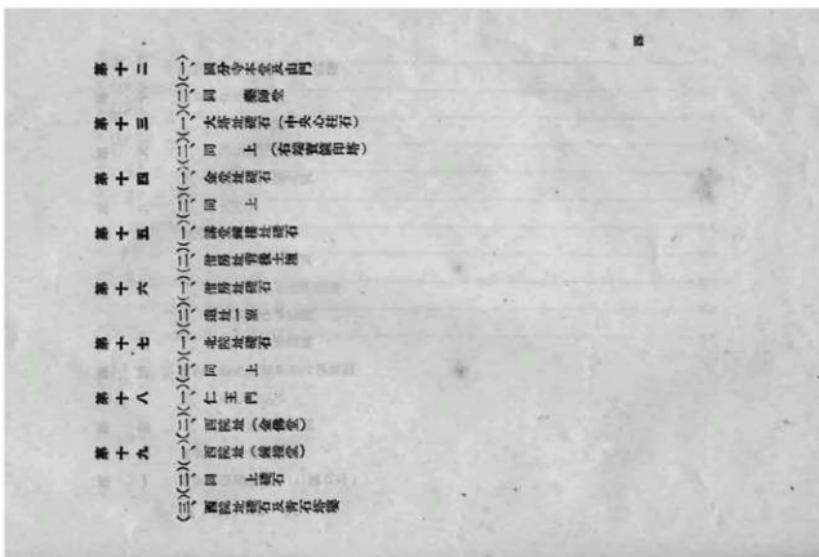
第十一	寺院址石配瓦圖
-----	---------

第十二	(二)、河底址石配瓦圖(放大)
-----	-----------------

第十三	西院址石配瓦圖
-----	---------

第十四	現址瓦片
-----	------

第十五	重田定一氏國分寺造石板圖
-----	--------------



（こらにちつて當時の實相は、）「人馬にて搬みづからず。數千の大石依頼野にゆること不可思議の事なり。」まことに人力の及ぶ所にあらず。難穴の壁の石木舟に運す事なれば云ふ。

建武二年夏六月日、式部卿分守藤原公輔等。

## 第一造 址

式部卿分守藤原公輔等大内卿分守等在。ノノ瀬北の難穴事が難穴シテ、凡ノ東西六町半、南北五町ノ間ノ真ノ正門小野ノ跡ノ分布。之ノ現在難穴ノ分佈ヨリヲ大約、左ノ西面ノ爲シテ説明セントス。（第一圖版及第二圖版参照）

甲、第一區域 大塔址

乙、第二區域 金堂及講堂、僧房等、市大門址

丙、第三區域 老院寺（假定）

丁、第四區域 西園寺（假定）

甲等ノ區域ノ大塔址は、心柱石ノ存在ヨリテ之ノ推測也。乙等ノ區域ノ金堂、講堂、僧房共、大門址ノ位置ヲシテ、柱之ノ推測セキ。丙、第四區域又丁等ノ區域ノ老院寺、西園寺等アリヲハ今蓋附ノ便堂、エコトハ、既定ノ大塔地址ニテ確實ノ跡跡アベテ、根拠ナリ。

## 甲、大 塔 坐 地

大塔北ノ園分寺竹小屋前野ノ在。天井ノ間ヨリテ七重塔ヲ建立キ。後承知十二年再起セラレタバ塔ノ基

址ナリ。現今塔ノ中、柱石十個アリ。れん柱也。一體アリ。更に荷造少シト高ク才度ノ形アリセキ。第一層ニ三個、第二層ニ四個、第三層ニ三個アリ。第三層ノ全體取扱シタリ。（第三圖版（一）參照）

各柱石ノ面離、各中央間（放タヨリ）（三）ノ間二十尺三寸、（三）（四）ノ間十尺七寸、（三）（五）ノ間十八尺五寸、（四）（六）ノ間又十六尺五寸、（五）（六）ノ間二十尺五寸ナリ。即チ砂石圓頭配列ノ兩端ノ間各三十三尺ナメトキ如テシ。脚ネノ塔ノ天井尺八寸餘、中間十二尺。圓頭四合十ノ柱間ナリシタケ如テ。柱石ノ大字何レセ候三尺五寸以上五尺五寸五寸迄ノミシタ。橋ノフサ腰、安山岩ノ土臺ノ柱合ナリ用ヒタシ。十個ノ角筋（10）ノヘハ腰筋セギモ急脚ヘ瓦置置、安室セキ。

心柱石（1）ハ長八尺四寸五寸五寸又石柱（2）中空ニ圓柱穴アリ者ナリ。穴ノ大キナハ直徑二尺三寸五分、深ナハ八寸五分、底徑也二寸ナリ。心柱石又其側（3）ノ壁石ノ火ノ壁アリ。其壁等ノ爲ノ一部分被覆セラレタセノノ如ク、表面ノ鐵タケ又筋有キ。此ノ壁ノ帶ノ裏實木ケ能ス。（第三圖版（二）參照）

斯處武藏風土記傳文及江ノ名所圖解ノ圖分寺塔堂ノ事シテ、圖分寺ノ東南一町餘ノ所ノ平石一枚アリ。記シ風土記傳ハシテ、「大さ大坂國に五六十丈有」。中心圓穴あり、底一尺深まる四尺餘、是古ヘ七疊塔の塔石にて圓穴は心柱の穴ならべじと云ふ。」と記す。名所圖解ハ「二万八尺ばかり六角に壁を施さたり。往古其塔の中心を收めだるものは」と云ふ。中間三尺ばかり、石にて盛んだる穴穴ありて、内に水をたまへたま」ト記す。之ヲ觀今ノ心中圓石ノアリヲ考ム。甚其其之形體アリス。思フハ往昔ノ心柱石、現在心柱ノ上に延タリ、一ノ大直石ヲ、筋ヘタマヘ地也。下部圓石ノ合せは、中ニ縫合御アリ也。上部圓石ノ圓穴ヨリヲ塔ノ中央住ア文ヘタケルナシ也。而シカレ其ノ心柱石ノ體位を考ラシカガロナセバ、之ハ現今ノ心柱石ヲ他ノ起石矣哉。

ヨリトイ約一尺五寸許り底より、面を嵌入式體野跡、石切口各々出セテヨリヨリ者アリ。其處に御寶石也。今はひむかに標識を安置する事一宇とある所にして、往昔御室の某も田舎の間に據て、五瓣の塔の基は今に存して、此の寺の東南二町間に石碑にて云ぐる小地名の據れるは、塔の内にありじと記えてある。此行のうち少し寺中人々の石を取りて石臼をせしより、石碑頂の地名あらを立石傳ふ」と云くや。會多是寺御石、一施金アリ人ヨリヨリ持テ去ラレドキテアケ示スモノナシ。

其後昭和三十一年本堂前ノ庭園内中等石、磨き石モラシ前也。此へ金剛石ノ子守、頭波ノ原ノク石ノ大ア「頭火ノ有無等」切見シ前アリニ由、右邊隣ニ有ル前セラキタ。

昭治廿五年、金光明院尼寺住持・相良ノ相良ヲ資徳印塔ノ造也。大塔坐壇石(+)之上之越(?)互ノ明治維新以後、対外へ歸フヨリ常徳ノ田畠シ貰ひ配ス、萬ヲ八人許シ、萬文ナム如シ。

(資徳印塔) 宮内閣主事官長谷川公介有於山並藤院園寺有者、人氣四十五代源次大夫也。其間、御御也。既從輪門所、當初規模宏大、相模社前、七年而始成。全勢輝耀、巍然爲武野之名跡。參之也雖甚也。至中世、慶暦、政和、熙寧、元祐、嘉祐、崇寧、大觀、政和不復、繼承不正、作骨之高(?)。其後、數々存滅也。或今日者、空寺也。追慕之時序也。東南一石有石、東北一石有石、北云五塔坐塔也。此塔明治維新頃既失之矣。分、南近便民莫知。即離坐塔之詳地、實往在不詳耳矣。不、坐塔坐塔之所、致也。村民迷惑者入矣。實是因之以仰焉。客者請也。及今、終歸、奉、祭。資徳印塔一塚也。芳園子不朽、仰。御御御史之用也。以故、幽室、誰不勝也。故此造土山寺等百世之法跡也。因日信生者言之、固也。其事猶續、系之以日、英日、都思家、千家翁下、靈地前竹不勝也。一基坐塔坐塔、皆、御御御史之用也。正佐善源丈、多喜野寺也。

### （三）食堂・廚房・膳所付門

#### （1）食堂

食堂、傍水、道北ノ園分寺村八幡神社アリ。萬葉七十回、附五十回、十斗雨側。所在ス。（櫛田園園參照）食堂地ノ壁石、圓筒形者、傍分ノ偏シテ石在ト、通稱小牛リ右室、空云ケリ。現今漆喰及々草板ノ内、壁石十九個アリ。周圍土堆多シ。壁石から圓筒を手前、右側ヲ示セリ。最南端ノ壁二列、六個。中央ノ北側二列、次ノ二列、四個。第三列、三面、第四列、二面。第五列、半数半壁、西側アリ。（第五面底（））參照）而シテ各種石同ノ中心距離ハ第一列、十寸餘（（））、（（））ノ間十三尺五寸、（（））、（（））ノ間十七尺、（（））、（（））ノ間十九尺五寸、（（））、（（））ノ間三十尺五寸也。（（））、（（））ノ間十七尺五寸也。第六列、（（））、（（））ノ間十三尺五寸也。（（））、（（））ノ間十七尺也。（（））、（（））ノ間十九尺五寸也。南端相對シテ同ノ面壁ヲ僅テ。第七列、（（））、（（））ノ間十三尺五寸也。（（））、（（））ノ間十七尺也。（（））、（（））ノ間十九尺五寸也。而シテ面壁ニ於テ、（（））、（（））ノ間十三尺五寸也。（（））、（（））ノ間十五尺五寸也。（（））、（（））ノ間十五尺五寸也。（（））、（（））ノ間十二尺五寸也。即ち食堂ノ七面間四面、御物ノ三面也。故圓、次第アリ。面壁ノ十四尺、十七尺五寸、二十尺、二十一尺、二十六尺、十七尺五寸、十間也。面壁ハ十尺、十間也。十六尺、十六尺也。壁石ノ大イナカ大抵四尺、三尺餘ノ石モシタ壁キ安山岩ナシ。但シ、（（））及

ビ(13)ノ相手に尤モ大キハ六尺ノ圓尺ノ大キヤア有メ。而シテ礫石中僅少用家ノ操作等ニシテ被覆餘欠キセキノアリテ(エ)(イ)(ロ)(シ)ノ相手ノシテ爲スル其ノ形態トナリ(13)ノ相手ノ大圓木中ノ現況シテ只表面ノ一部ヲ蓋シスベシナリ。

礁石(ヨ)(ロ)(10)(13)ノ附近ノ尾井橋ノ下流アタシ、水谷ノ圓土壁之ノテリテ難易、天、小川等繁茂シ、中々松樹ニ生え立チタリ。ヨリ傍ノ部分ノ堤岸ノ既シテ中間ノ面ノ堤岸を過ギ。

明治廿六年ノ實田氏調査シテ、全圓石河床面ノ距離ヲ十尺又脚レテ一河ノ圓石ノ礁石アリテ、各礁石間ノ距離、先ヨリ三十尺、八尺、八尺ノ位置ヲ保テ、而シテ礁石埋没シテノ大イナク如シ可ズト云ヘリ。然ニテ現今ニシテ一河ノ堤石ノ脚アリ止アキタルシテク。故ニ大カ如ケナシ礁石ノ礁石ナリカ今考フヤニ山ナリ。(第六回參照)

#### (ロ) 南 大 門 地

金堂址ノ近南方百二十脚ノ道路上ノ左方礁石シテ高地ア爲セリ。是レ即ナ南大門地トベシ。明治初年ノ頃、ヨリ附近ノ礁石四五個ヲ存シタリド。我民等破壊シ特ナリトナリ。一個アリヌ、然シテ現今ノ道路ノ全境址リ。南大門址アヨダ正ミテ南方ノ道也。約十四五町ノシテ仰中ノ道也。是レ即ナ往昔國分寺ト武藏國府トア連絡セシ大道也シテ。今宵ヨリ人羣離散ノ際ノ狂歌ノ所シテ、獨キテ南大門ト云フ。現今體員六七尺ノ通路タリ。(第六回參照)

#### (ハ) 謂 全 地

金堂ノ北端ヲ共ニ北方十八間ノ所ニ群ノ礁石散在キ。各種石數石、全面積ハ東西二十間、南北十二間ノ内ニ

シテラノ數、凡テ十個、一系ヲ形成シ得シト。(第五回參照)

四方施設(1)(2)(3)ノ三種石各五尺五寸ノ距離ヲ保テ裏面ニ「列」名シ、横シテ安定シテ移動ノ跡ア見ズ。礁石(4)(5)ナリテ十尺ノ北方アキヨリ底層石セシムシテノリシキ礁石アシテ能ヘズ。礁石(6)(7)ハ(1)(2)ナリテ北方二十三尺五寸ノ距離ヲ保テ。安定シテ移動セズ。礁石(8)(9)ナリテ裏面ニ「列」名シテ五尺五寸ノ距離アシテ安定ナリ。即ナ(6)(7)(8)ノ横セシテ一河ノ堤面也。

(10)(11)(12)三種石ハ東面ノ「列」並シ。(6)(7)(8)又「列」三十間足近也。(13)ト(14)ト(15)ト(16)ト(17)ト(18)ト(19)ト(20)ト(21)ト(22)ト(23)ト(24)ナリ。其ノ堤面ノ「列」並ニ十三尺六寸ナリ。其ノ堤面ノ「列」並ニ移動無シテ見ズ。礁石(9)(10)ハ(11)ノ近左ニ十六尺足サ。距離アリテ又移動ノ跡ア見ズ。(12)ハ(13)ノ東方四十尺三寸ノ所ニアリテ現成リテ(14)ノ近右ニ北方アキヨリ者ト謂シラバ。

實田定一氏明治三十一年ノ調査ニヨリ、船上荷物ノ礁石外、更ラ大隅ノ礁石、存在シタマモノノ如ク、即ナ礁石(17)ノ北方約二千八九尺ノ所ニ「列」(17)ト(18)(19)(20)ノ礁石近傍上ニ位シ。(17)ノ北方約三千尺ノ所ニ「列」(17)アキヨリ者ト(19)(20)ト(21)ト(22)ト(23)ノ礁石上ニ位シ。又(17)ノ北方約二千八九尺ノ所ニ「列」(17)アキヨリ者ト(18)(20)又(19)ノ北方約二千八九尺ノ所ニ「列」(19)(20)ナリテ礁石(19)(20)ノ裏面崩落シテ。更ラ(17)(18)(19)ノ礁石近傍上ニ(18)(20)ト(21)ト(22)ト(23)ノ礁石ノ位置アキヨリ者ト(19)(20)ノ(18)(20)ムヘ中央位ニ「列」(17)アキヨリ者ケタリト云フ。而シテ現今之第ノ六脚ノ礁石(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(22)(23)ノ移動ナシテ前ノ礁石ケシテ裏面崩落ニ佐佐キズ。礁石之夢ノ事例ノ「礁石」ノ脚有ル脚有ル。是時礁石ノ大イナ(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(22)(23)ノ脚有ル。他ノ可ナリ人キシテ(1)尺ニ三尺五寸ナリナリ。

ノノ礁石ノ面積リ考フレスカ成ハ金堂以上ノ大礁石御ノ非シカ想候セラ。(第六回十一回參照)

講堂左ノ壁石(一)ヨリ南方六十二尺アリ諸タガ木板中ニ一列ノ壁石散在シ、東面二十尺、南北五十八ノ幅間アリ。現今三面ノ壁也。

壁石(一)(二)(三)(四)(五)皆其ノ號定ノ號也アリト。(一)ヨリ南面十四尺(一)ヨリ(三)ノ南面三十尺隔す。(二)(三)ノ南面四十尺(二)ヨリ(一)(二)ノ西面三十八尺、(二)ヨリ(四)ノ南面十二尺五寸ノ面五寸半也アリ。諸石を合計七個アリセリ。(三)ヨリ(三)ノ西面四十尺也。諸石之大者何以三尺ニ三戸五六寸ノ大イナナシアリ大成也。

實田氏開基治十六年ノ時諸寺折衷朱墨見里三面ノ壁石ヲ計合七個アリセリ。(三)ヨリ(四)ノ南面ノ隅(イ)ヲ併メ(一)ヨリ(四)ノ交シナシ也。角縫合一個ロアリ。

此ノ跡ノ壁石(二)面ノ小壁也。存せりシ所ト思ひト。面シテ諸堂ヲ横ゾコレ等ノ壁石ト相接スル東方約四十七間ノ所。壁石二個也。其ノ號定ノ號也。北面半柱也。之ニヨリヲ考フキ。東方ニキ。同様ノ起敷地存在セリ。シテ如テ「或く經傳」數條、其ノ者ハ道也。非ナシタルト思候セラ。後ノ唐經持寺、大安寺諸堂西方圓隅ノ壁石。後修東面ノ相割シテ存近スド日一式形アリナラシ。(前回讀法參照)

諸堂左ノ東方、十二間ノ處壁石。諸堂右端壁石(一)ヨリ二十間ノ所ニ一列ノ壁石アリ。面シテ三列ノ壁石也。位置距離トノハ距離セリ。十五尺五寸、十八尺ノ距離。十年等位隔也。既経也。積立ス。造カクハ後長和也。移轉シタスモノト推測セラ。其内一個ノ壁石ノ如キハ皆傍ノ頑抗シテ當初、諸壁也。面シテ其ノ頭表面ハ節ノ諸堂、余堂等ノ地表面比シテ四十五尺ノ低地ナア以テ其等距石ノ間ノ距離、便値ト思但スヘ難シテナラシ。(前回讀法參照)

## (二) 併 周 地

諸堂北ノ正シク南方ノ會シ、諸堂南端壁石(一)ヨリ二十間ノ所ニ一列ノ壁石アリ。ノソ所ノ牆及ヒ高塁ニシテ中ノ小塗等仕入度リタリ。壁石群ノ邊等ノ損耗成シ國棟テンアリ也。其ノ面額、直高十一寸。面を十二間ノ直セリ。(第六回讀法參照)

諸石ノ數全節十六個アリセス。ノ後散落等ノ諸堂ノ爲メテ後退移轉シタカセ也。トキハ壁石上ノ首ナニ高塁ヲ立タカクサヘタアシテ其ノ配列様ノラ離隔タリ。諸石ノ中(一)(二)(三)(四)(五)ノ號定シタク後移轉又ノ後權ノ移轉ナシ。(六)(七)(八)(九)(十)(十一)(十二)ノ號定シタク後移轉也。諸石ノ頭面ノ位置タリ。諸石ノ頭面ノ裏面壁石ノ高基石等ナシカセリ。ノ如ク。(三)(四)ノ如キハ兩少シテ移動又ノ鉛錠シタスヘヘノ相應セラ。諸石(10)(11)(12)ノ東面ノ裏面壁上ナシ。ト(10)ト(11)ト(12)ノ面二十間四尺、(10)ト(11)ト(12)面三十六尺八寸弱也。(13)(14)が京直面ノ相應也。其ニ十二尺一寸許爾タリ。(15)(16)(17)ノ面セリ。相應シテ其ノ面二十一尺八寸ナラシ。此ノヨリ解方五十九尺三寸ノ所セリ。諸堂左ノ北方四十尺ノ所ニアリチャ。東方ノ牆也。諸石ノ大者ニ大體二十六互ナリ三尺位シテ。諸堂諸牆也。セリ。諸堂ニシテ諸堂左ノ古處ノ牆也。諸堂左ノ牆也。諸堂左ノ牆也。

實田氏讀書ニハ「諸ノ壁石ノヨリ証據シ難ス。其壁石ノ頃及成スケ後後廢軒ノ牆也シテシテ其ノ牆也。」ト。諸堂等ノ物類及び諸堂北ノ北方ハノノ繩張ノ爲シ也。」後ト紙ナシ。ノ後底、委附五尺也。牆也。面シテ其ノ牆也。實田氏讀書ニハ「諸ノ壁石ノヨリ証據シ難ス。其壁石ノ頃及成スケ後後廢軒ノ牆也シテシテ其ノ牆也。」ト。諸堂等ノ物類及び諸堂北ノ北方ハノノ繩張ノ爲シ也。」後ト紙ナシ。ノ後底、委附五尺也。牆也。面シテ其ノ牆也。

## 四本院社(假定)

總合地主と北方園十間ノ近主ノ數多ノ御石能在ナリ。シテ丘上ニ「現今に王門、源通文、義重等越す度ビテ總石ノ其用關へ無事又ヘ体得ヘ内貯也」(第七圖版參照)。

御石ノ總計同合六領ノ算スヒテ、其大部分ノ御石丘上八十八所御場及ヒ三十三所觀音石他ヲ安置スヘ降ニ移動シテシソノ原因用シタキニキシテ始ヒ「原位置ノ有キシ」多ク小抵ノ用例ヘ在シ。然ニニニ王門ノ攝摩トノ間ヘ其ケル丘上ノ一平地ノ存スヘ較前ノ御石ノ何等變相移動ハ形跡ナシ。極ムク安定ノ位置ヲ保ツフ(前八圖版(二)參照)。總石(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)中「原位」爲シタモ、各處は「四十五石五互ヲ算シ」(一)(二)(三)(四)(五)ヘ又東面ヘ「直幅ニ並ビ」(一)(二)(三)(四)(五)ヘ「四十六石五互」(一)(二)(三)(四)(五)「四三石九互アリ」。即テ(一)(二)(三)(四)(五)「原位」於テ「總石」存在シタシト知也。而シテ邱上ノ餘タバヘ、御石百石ノ御石著シタ御石セキ。之ニヨリテ持フヤヘコト無ヘ少タトミ三間ニ直り又ヘ西面ニ百石ノ余字ノ御石シテコト間タナリ。

總合國分寺安ヲ研究シテ者ニ「丘上ノ總石ノ原ノ位置アリテ、凡テノ御石ノ骨下方リテ移轉シ遷ビタルモノト等ヘ當リキ。是シ總國分寺造ノ日也」。中間ノリ山上ヘ百互ヲ御石ノ有スル者甚ダ爾シテシ。而モ當國分寺ノ山也。餘多々人走坂見テシケル爲ヘシトシテ、然シテ邱上ニ「空塔ノ遺址アリト生垣セシタモ」、實見顯微氏(大正九年十一月)「木作櫛記御石原」扁氏、作務名御紫室守道式氏ト非諸達セラレシ結果、邱上ノ御石ノ内藏前ノ在ノ安室シテ田代寺ノ空塔前タヘ事ヲ聞フコレタリ。

新嘗式應風土記稿ノ國分寺ニ國シカツ、ノ邱上總石空塔ノ林中ニ四十九面ノ總石一疋成シテ有シ。予石ノ國分寺等ナリト記載シテ之ニヨリハ「現今總石文、北方ニ更ニ空塔ノ總石拆列セシム者ベラ」。然テ「現今

總石空塔ヘ約十五面ノ總石僅ヘ「總石數也」。シテ尙先備ヘ「所」御集セリ。而シテ各石ノ骨移動ノ經歴然トシテ御風化後アリ特考者也。

現今ノ總石空塔實六年前「當時仕官數十、努力シテ難立セシムケヘ」。總石山ノ總石ヲ運ビ用ヒテ、有總石ノ上ヘ空塔ノ總石トシテ「和」、シテ御石堂ノ御石也。見テノ御石石見ヘシ。御石南側アリテ圓也。而レバ現今總石空塔ノ所ニ又済メ二字空ノ有シタ御石セシム。即テ山上少ク二字ノ空塔ハ存セリナラベシト思ヘバ、其總石傳「王門ノ總石」亦舊總石ノ用ニシテ考フ體ノ之等御石總集ノ御山上ノ遺石ヲ持テ去リタルモノト考フ。

## (新嘗式應風土記稿) 諸帝宗廟ノ御石參同 国分寺等

總石文、全ノ後宮本林中ノ往古ノ御石アリ。國分寺等ニ「凡七石アリ」。土人ノ考ヘ總石様子ヲ以テ考スヒテ往古ノ全ノ大抵ニ十九面圓方モアリナキナリト。

(新嘗式應風) 義神宗廟、總石宗廟、三間半、總石アリ。三七武將堂圓門ノ外、吉ニ木堂ノ跡、今總石空塔ナリ。

總石空塔前ノ御石ヘ其方約四町ノ所ニ「五互空塔」ヘ「源通アリ」。現今國分寺等ノ宇國分寺村等入ヶ有方丘上ヘシテ御石堂ニ以テ「二字空」多基、云フ。總石等ヘ今一個存ヘセド、以南ヘ三四個存ヘセド者ノ如ク、附近ノ數セシキ又方ヘ此ヨリ總石ナリ者アリ。後ノ御石ノ御石空塔ノ圓門ノ持定セバ、ノ所ニ或院ノ相資ス。

承和ノ御石堂ニ中院ノ隣アリ。御石堂ノ存セシヤモテ知ル可リ。然レバ御石堂ノ存ノ體ノスベキヨヘ御石ノ「今且ヲ越ヘ存セラセタ」。(第一圖版及第十四圖版參照)



「御子様と萬歳と相成りておきまつて三回町子す、宜く候と御申され。」  
「貴殿名所御様、」こう連れて以て國分寺守田と改め御事奉ひの事より改めやう。然しその間より御子と呼稱する。  
「武藏國分尼寺へ道地へ詔くべくセヨナテ御見せシテ、而シテヨハ御官國分寺國分寺守院ノ一院トシテハ可  
ナリ。規模ノ大に過ぎず跡ヨアシテ此へ武藏國分尼寺ノ御子セトツ御ア存セシムベキノ御子非レドモ、何等之ヲ  
能スミ御推ナキアリ。」今へ且ラク詔聞り存ラク後、國分寺守田云々。

〔後醍醐天皇十國經卷四〕 國分寺守田 僧

「國分寺守田セヨア、府中六所ノア。」其所ノ國分寺守院ノ僧谷口ヨリ御出セシムナリト云フ。此所ノ丘林ア、解  
説中風ハ、コノ通ニ御詔見テ吉元多カ御出ヨリ御詔ハ、國分寺守田十一經ノモナリ云々。

### 〔同 上〕 六所ノ僧

「御佛一尊、御陀ノ坐像ナリ。」長七八寸也アリ。此へ御佛國分寺ノ寶物ナシト云フ。其ノ故ハ國分寺ヨリ  
「丁利國南ノ谷リヨリ御田タマツ根ヨリ社地ノ移セリト云。」其谷ノ御谷ト云ヘテ此ノ佛田アリ故ナバテ  
云々。

### 〔後醍醐天皇〕 卷二、唐中國・越北阿宮ノ御

「御佛國分寺在キ田中ノ御堂ノ御院前ノ宮ノ國分寺ノ御都ナベシトセ云。其面レハ國分寺ヨリ一町餘南青  
ノ方ノ野林アリ。甚遠リ御田タマツ根ヨリ社地ノ移セリト云。此ノ佛ノ出テノ御ア十人馬合ト呼ベリ、又其ノ邊ニ國  
分寺ノ古瓦ト國リキ古ノ瓦アレバ既ニ古ノ御事寺跡ナキト云々。」  
「ノ御定西院北御禪金堂坐室隣地ニ一ノ方形仰御ア、金佛堂ト御街道ノ御ソア相對ス。土垣ハ華麗堂ノ

正門と相連テ、裏木林ア蝶々。」其土ハ高約十八尺、底面六間ヲ存メ方丈形ノ頂ヲ圓レヘぬセシム。後世重筋ノ發  
露テシ諸塔アリ。御庭ノ古瓦片ヲ敷ス。是レケノ奈良ノ頭塔、大陸ノ車、人足、頭冠セヨリノイシテ、國分寺ハ、御  
佛が在ヘリ。御庭ノ十石有餘ノ御花、御草也。ノクノ附近ニ古代瓦瓶原ノ堆ニシテ遺物ア由古スヘヨリアヒトノ墓ヲ有頭ノ存  
在セシア見ズテアサノ御土ノ築ヘ古須ノ參ヘコトノ御子セキ非ズト御モ、通常古墳トハヤト越セリ。而シテ  
之ノ周ニ御碑ニシテ之ヲ「西方三面町ノ所ニ更ニ一個存在シテ富士塚ト稱セリ。」富士塚ハ高約十五尺、直徑五  
間ノ方形塔シテ現存正門ノ御壁中ニ獨立リ。土人之ヲ御シテ富士塚ト云フ。其ノ形狀リヨクタクシタクナカヘ  
テ。〔前一圖板×、後九圖版(二)參照〕

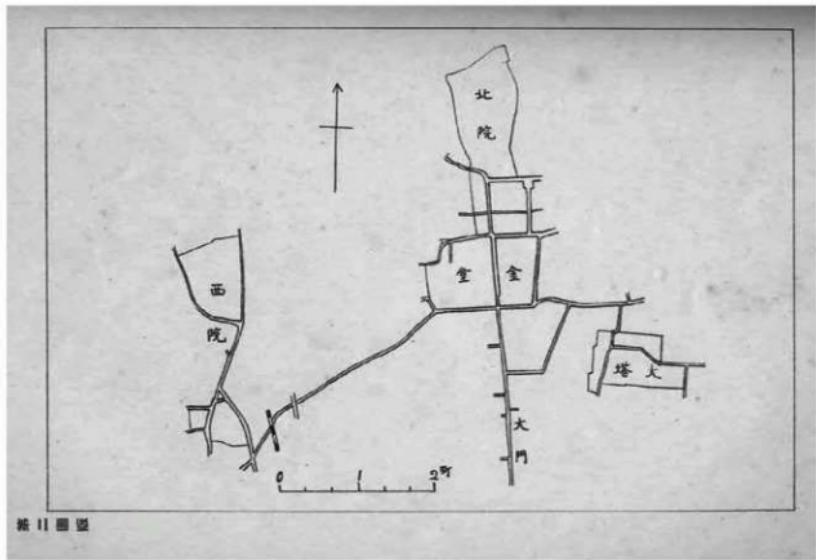
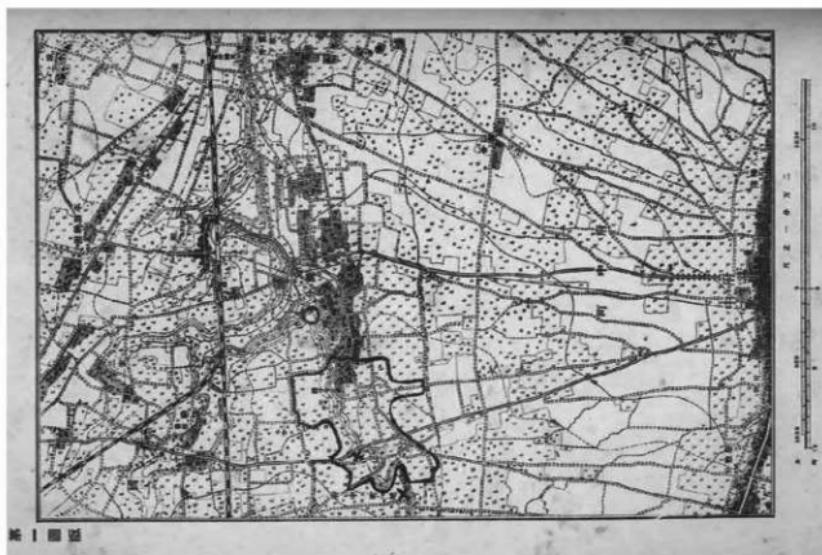
### 武藏國分寺址踏査報告書

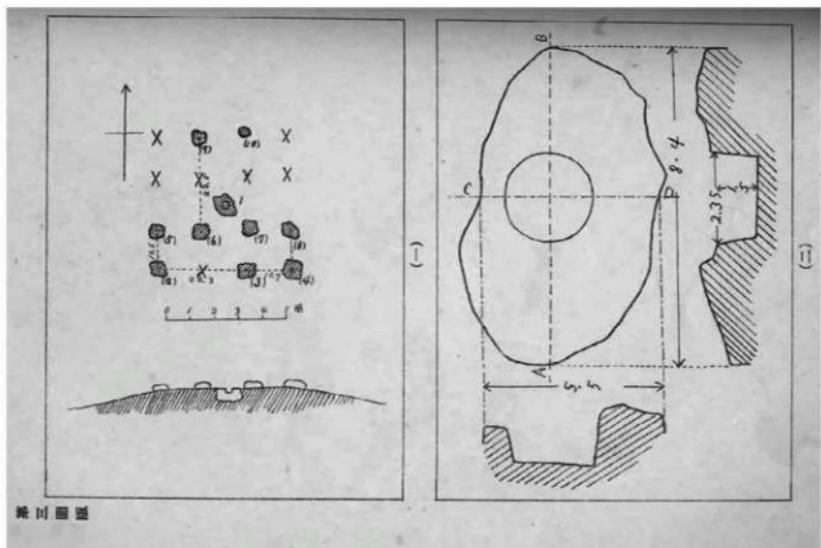
然復御足御名御文 節 尾 順 敬

大正九年十一月七日東京府御正門橋瀬ノ御氏と共に、武藏國分寺址踏査踏査して研究したる結果左の如し。

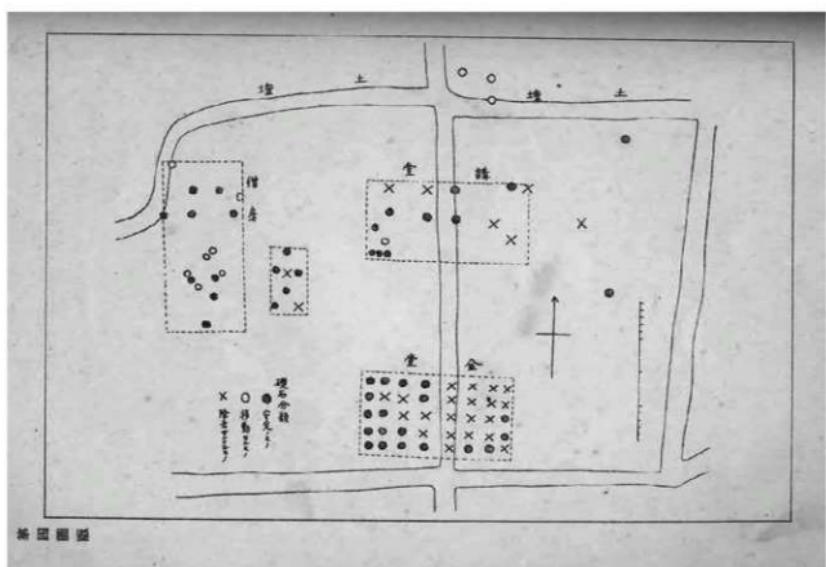
武藏國分寺の位置に關じては、幾々部都の繪図を取扱り、頗る御見聞實地に就いて踏査等を體察した。然る  
に今日得た結果を基に「御定西院」なるところを參照し、大に參照するぞ。これらよりは。

御定西院御堂に此の繪図の位置に關してかく記を存す。然じどもこの繪図の位置に關しては、「諸の  
説に依り、塔の位置、及で他の諸の繪を觀、極めて決定的位にあり。」當時の大寺の起建物を観察するに足るなり。

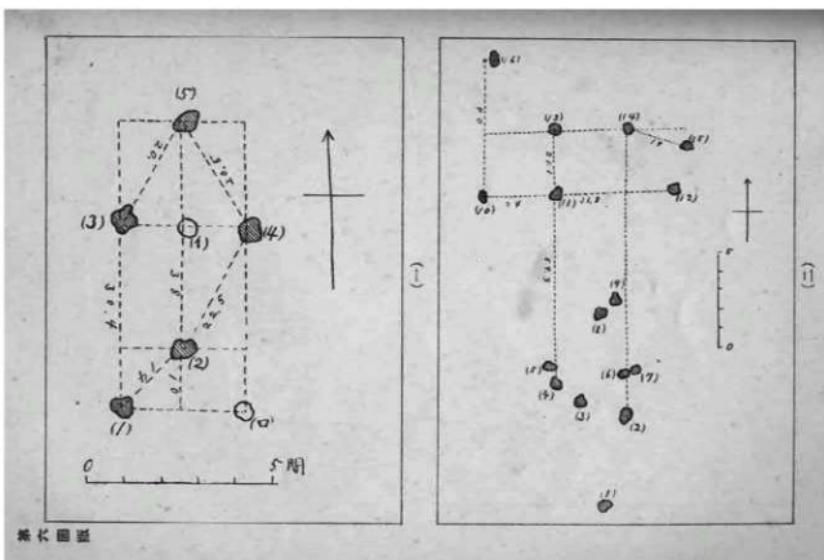
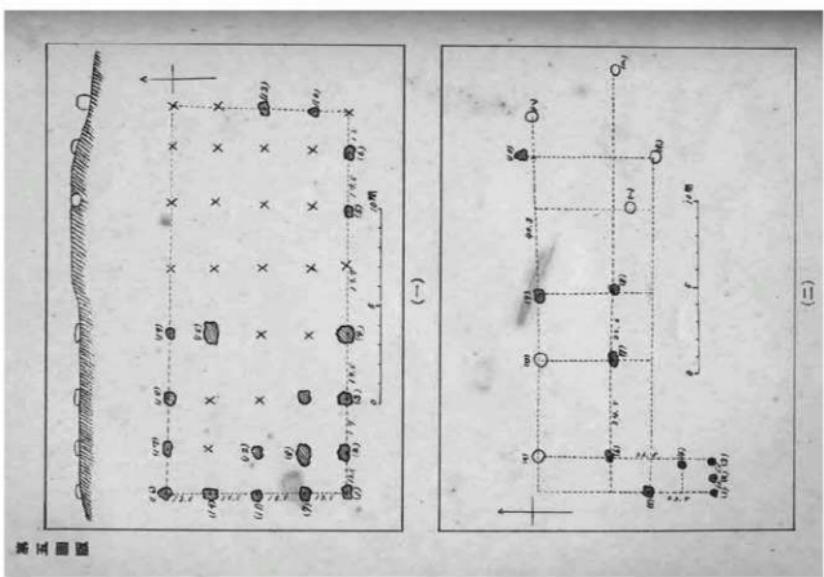


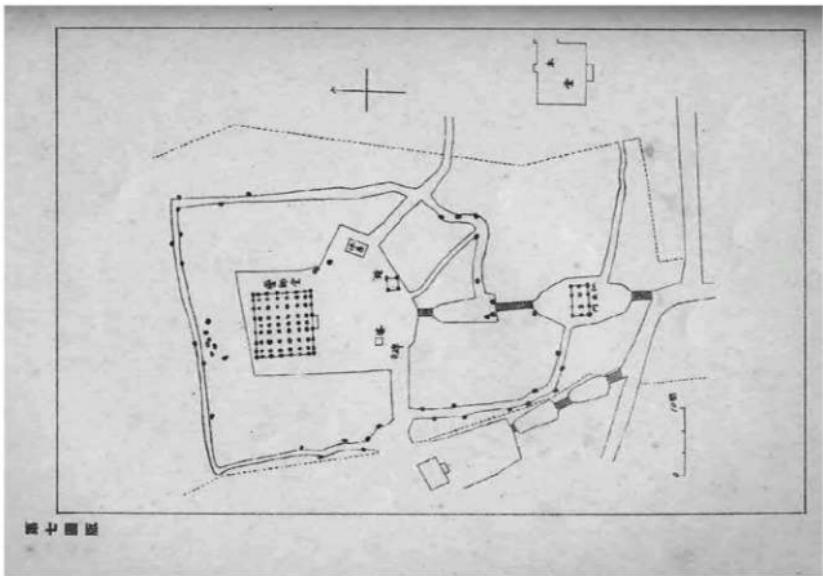


新田遺跡

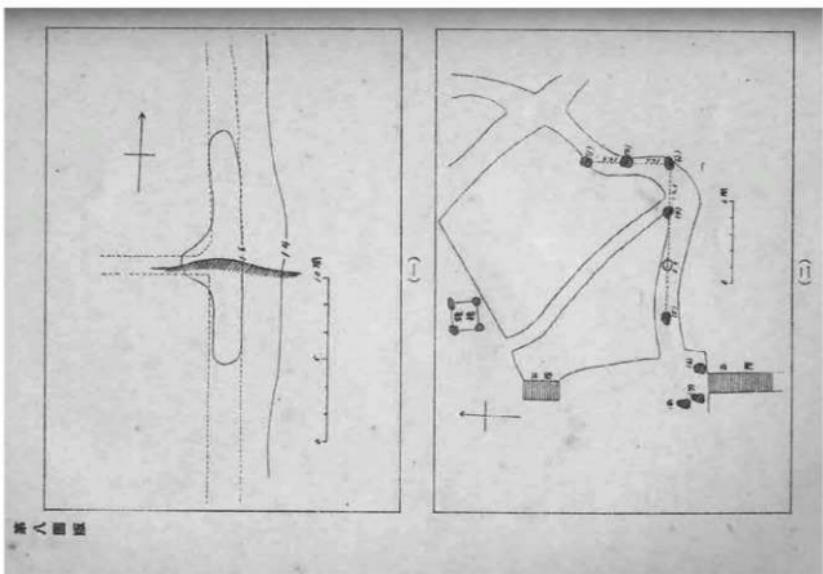


新田遺跡

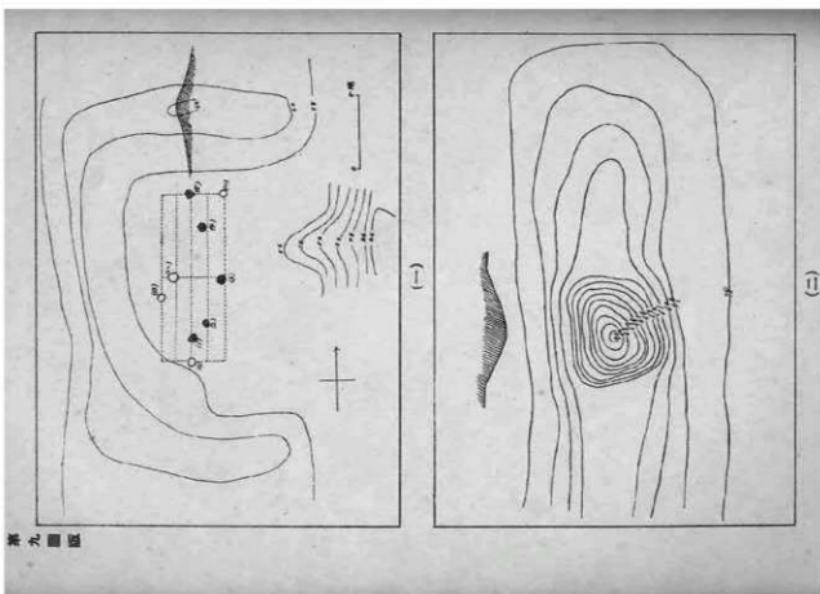




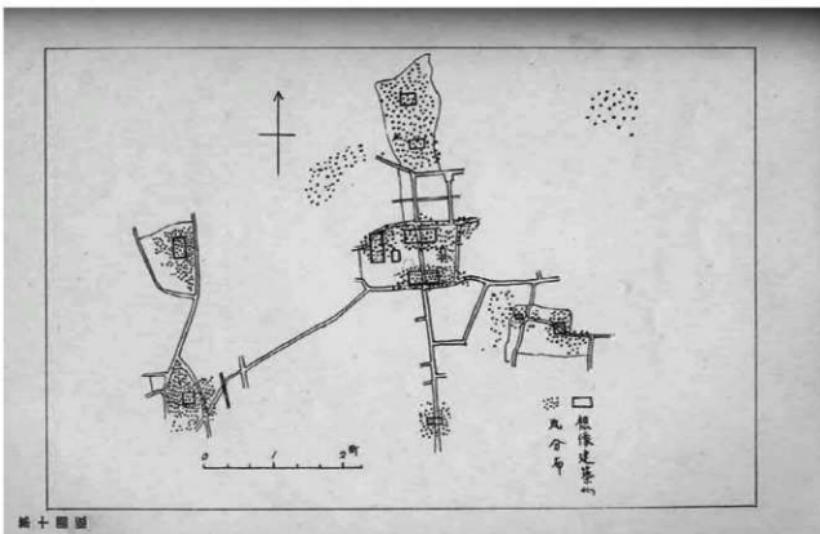
第七圖版



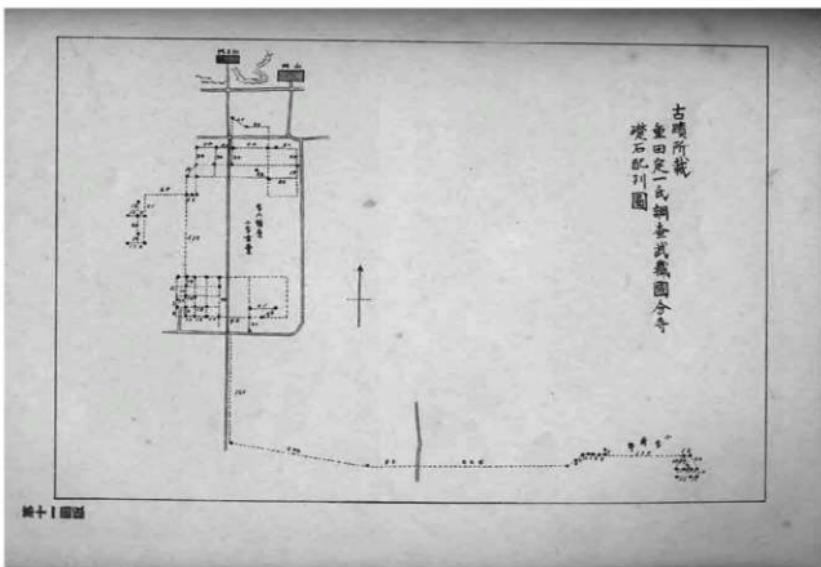
第八圖版

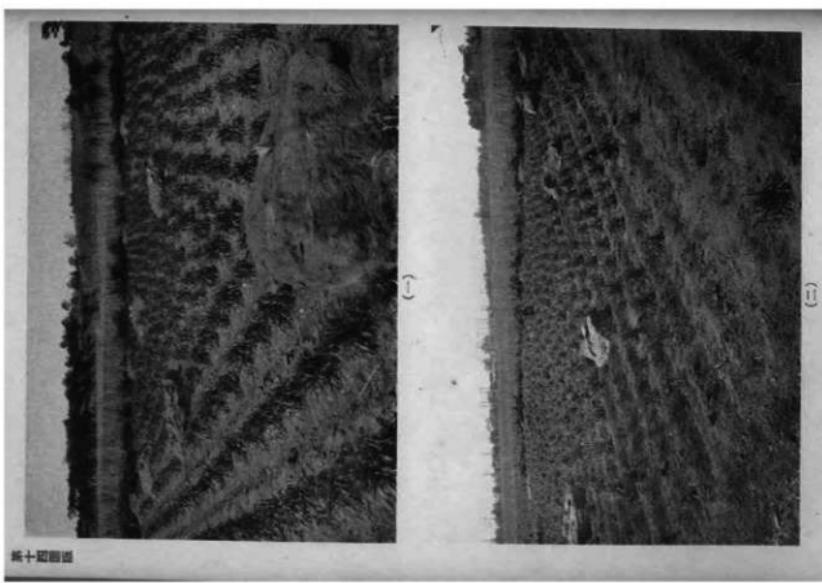


第九圖面

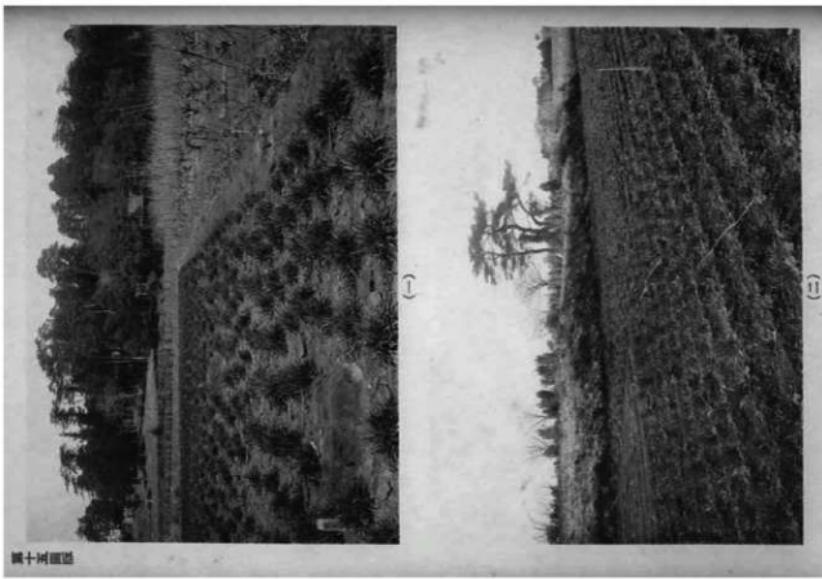


第十圖面

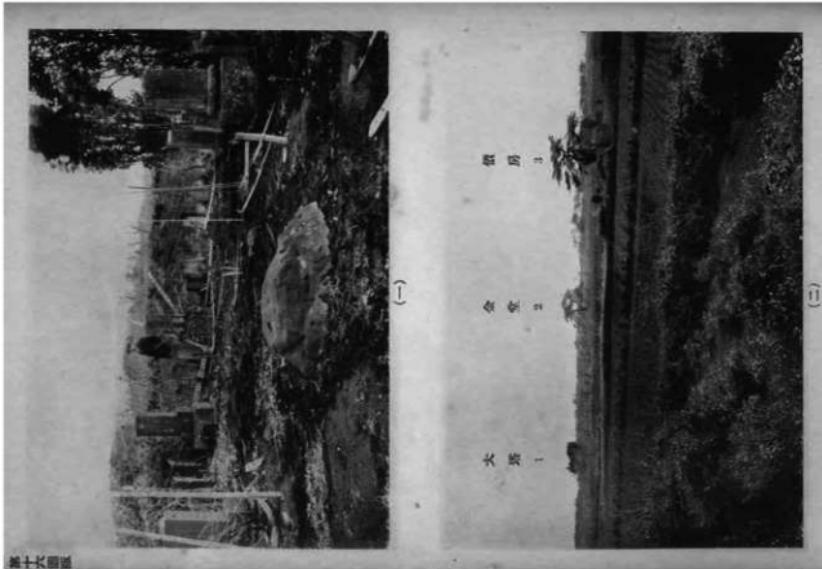




第十图 土剖面



第十图 土剖面



第十一幅圖

鐵頭 3

金金 2

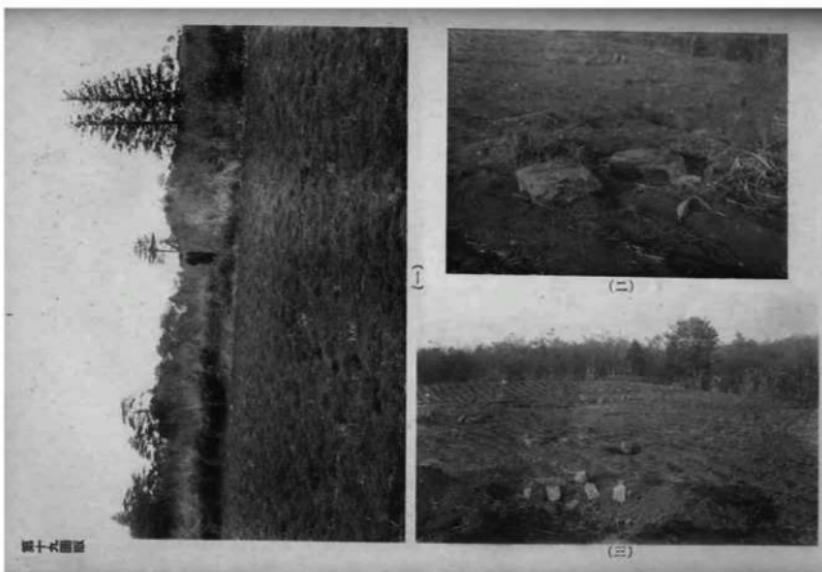
火塔 1

(二)

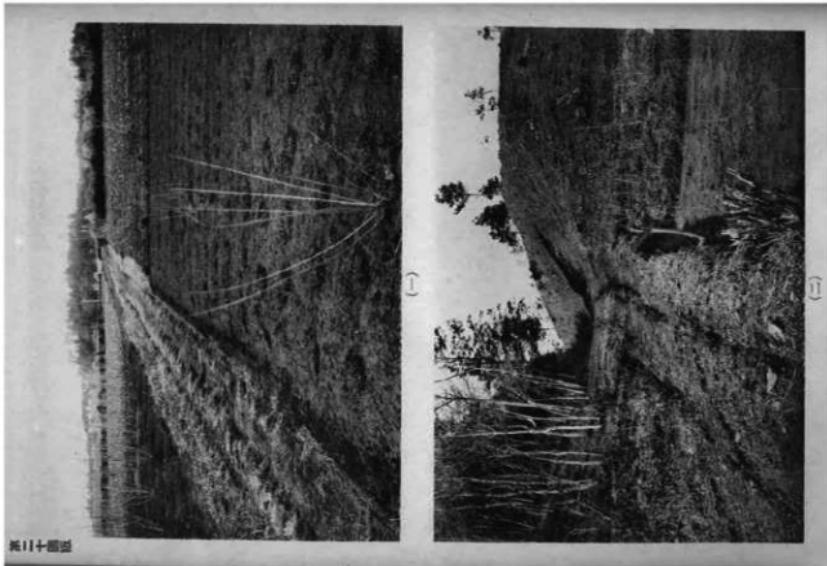


第十二幅圖

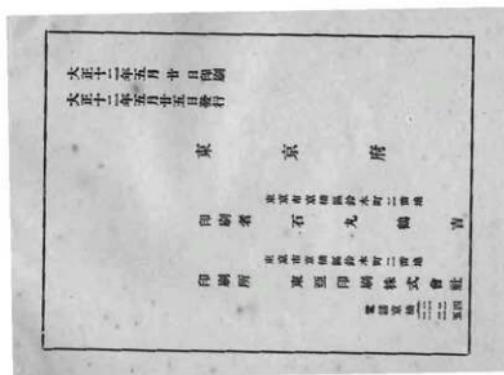
(二)



第十六圖



第三十圖版



# 多摩地域における 都市計画道路の整備方針

## (第三次事業化計画)



平成18年4月

東京都・28市町

(28市町)

八王子市・立川市・武藏野市・三鹰市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・  
小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・  
東久留米市・武藏村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきるの市・西東京市・瑞穂町・日の出町

## (2) 要検討路線（区間）の抽出

評価項目（評価の基準）に照らし評価を行った結果、今後、検討が必要と思われる路線（以下、要検討路線（区間）という。）として1区間を抽出しました。（表2-2(a)）

ところで、都市計画道路の中には、路線そのものの必要性もさることながら、「特別の事由」により、計画線や構造等の検討を要するものがあります。

こうしたことから、以下に示す「特別の事由」に該当する場合にも、こうした都市計画道路を「要検討路線（区間）」として抽出しました。（表2-2(b)～(d)）

### 【要検討路線（区間）としての「特別の事由】】

⑦都市計画道路の計画線上に国指定史跡があり、かつ史跡の復元等にあたり検討が必要な路線

⑧都県境において、隣接する他県の都市計画道路と計画が不整合となっている路線

⑨高速道路が地下化された場合に検討が必要な路線

今後、これらの「要検討路線（区間）」については、代替機能の有無やまちづくりなどの観点から検討を行い、その上で、線形や幅員、構造等の変更などの見直しについて検討していきます。

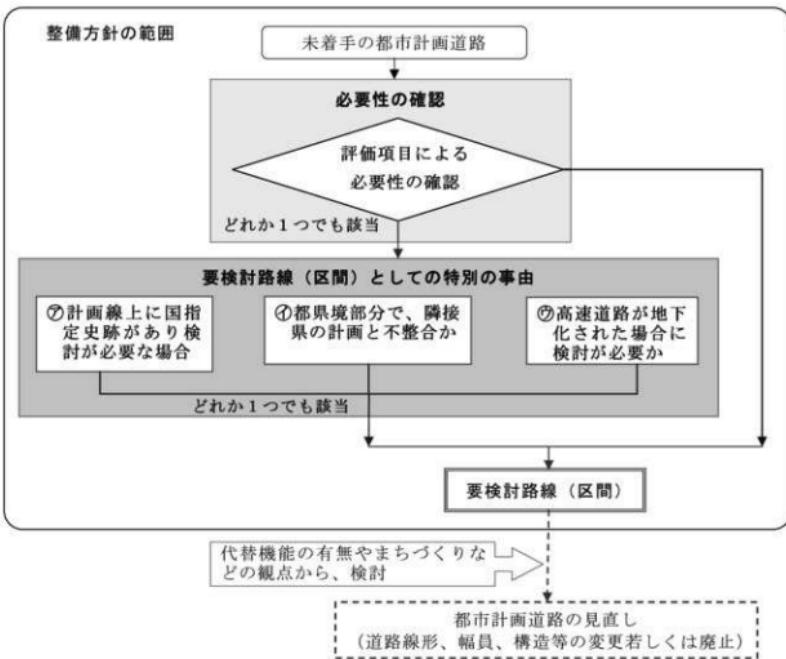


図2-15 要検討路線（区間）の抽出フロー

(b) 計画線上に国指定史跡があり、かつ史跡の復元等にあたり検討が必要な路線

(事由⑦)

奈良時代の中ごろ(天平 13 年[西暦 741 年])に聖武天皇の詔により建立された古代の武藏国分寺の遺跡は、大正 11 年に国の史跡指定を受け、保護の措置が講じられています。国分寺市では、この 11ha の指定区域において、平成 15 年に新整備基本計画を策定し、4 地区に区分して保存整備事業を進めています。

この中の僧寺地区においては、伽藍中枢部建造物などの復元を計画していますが、国分寺 3・4・1 の計画線が、復元する伽藍中枢部建造物などの地下構造にかかっていることから、建造物などの都市計画道路の共存について、検討が必要です。

こうしたことから、下記の対象区间については、歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりを踏まえ、復元する建造物などとの共存が可能な都市計画道路のあり方を検討しています。

[対象区间] 国分寺 3・4・1

- ・ 区間：国分寺 3・4・11～国分寺 3・4・14（府中街道）
- ・ 幅員：16m
- ・ 延長：約 1,000m

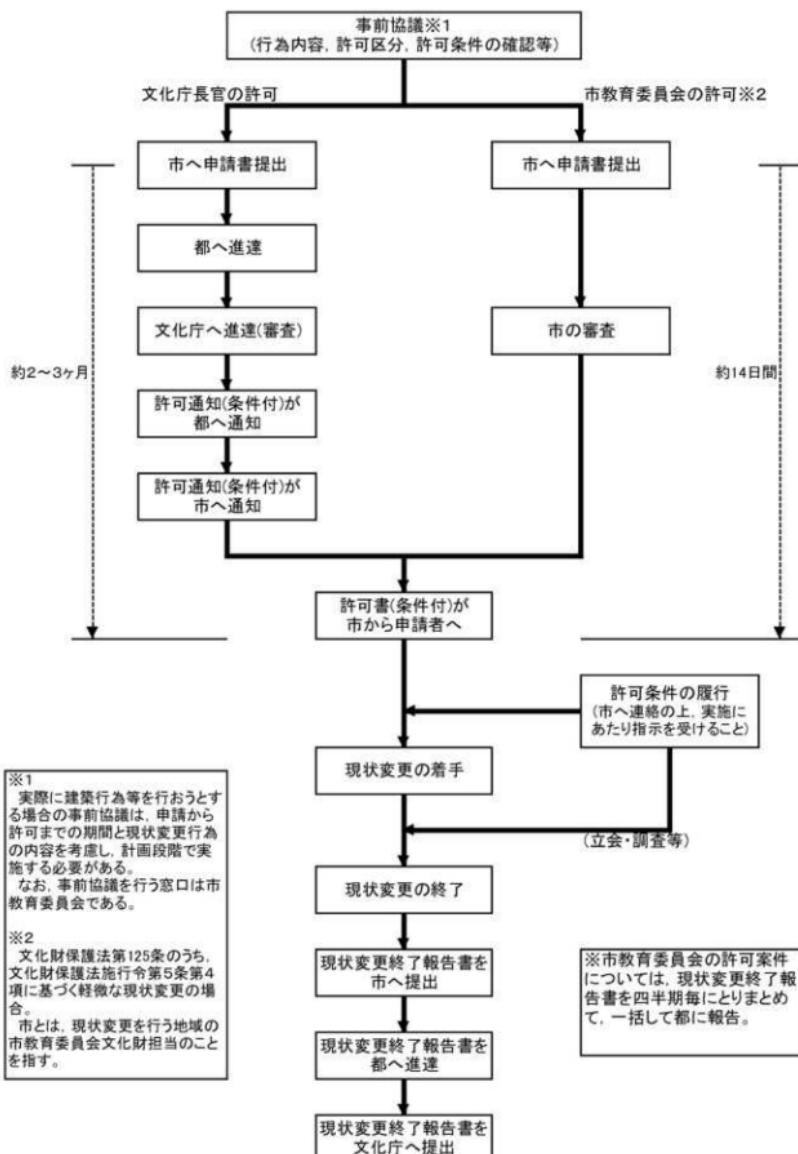


図 2-17 要検討路線（区間）（国分寺 3・4・1）の位置図



図 2-18 僧寺地区の復元イメージ

## 文化財保護法による現状変更等に関する手続きの流れ



様式1

(文書番号)

平成 年月日

文化庁長官 殿

申請者名

○ ○ ○ ○

現状変更許可申請書

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 史跡 武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡

2 指定年月日

大正11年10月12日

追加指定年月日

昭和51年12月22日、昭和54年5月14日、昭和57年7月3日

平成10年12月25日、平成14年12月19日、平成17年3月2日

平成17年7月14日、平成18年7月28日、平成22年8月5日

3 所在地

東京都国分寺市西元町一丁目～四丁目、東元町三丁目

泉町二丁目、西恋ヶ窪一丁目地内

東京都府中市栄町三丁目地内

4 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名

住所

5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

氏名

住所

- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地  
名称 国分寺市  
事務所の所在地 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
- 7 管理責任者がある場合は、その名称及び住所  
氏名  
住所
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地  
氏名 ○ ○ ○ ○  
住所 ○○○○○○○○○○○○丁目○番地○
- 9 現状変更等を必要とする理由
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法  
内容 ○○○○  
実施の方法 ○○○○
- 11 現状変更等により生ずべき物件の減失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項  
○○○○
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定期間  
着手：平成 年 月 日(許可あり次第等も可)  
終了：平成 年 月 日  
(終了時期については、余裕をもって記載すること。)
- 13 現状変更等に係る地域の地番  
東京都国分寺市○○○○丁目○番地○
- 14 現状変更等に係る工事の施工者の氏名及び住所  
氏名 株式会社○○○○建設 代表 ○○○○  
住所 東京都○○市○○○○丁目○番地○
- 15 その他参考となるべき事項

【許可申請書の添付書類等】

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

※ 以上、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」(昭和 26 年 7 月 13 日 文化財保護委員会規則第十号)第 2 条(許可申請書の添付書類等)による。

様式2  
(文書番号)  
平成 年月日

文化庁長官 殿

申請者名  
○ ○ ○ ○

現状変更の期間変更届けの提出について

平成〇年〇月〇日付け〇〇受庁財第〇号の〇〇〇で別添のとおり許可された現状変更については、以下の理由により期間の延長をする必要がありますので、期間変更について承認くださいますようお願いします。

- 1 史跡 武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所  
氏名 国分寺市長 星野 信夫  
住所 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
- 3 現状変更の申請内容  
(具体的な行為の内容を簡潔に記載すること。)
- 4 現状変更の期間を変更する理由  
(期間を延長する必要が生じた理由を具体的に記載すること。)
- 5 許可されていた期間及び期間変更後の期間  
許可された期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日  
変更後の期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日
- 6 申請者が所有者等以外の場合  
(今回の期間の延長にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記述するか所有者等の承諾書を添付すること)
- 10 その他に必要となるべき資料  
(必要に応じて、期間変更届け提出時の現況写真などを添付してください。)

様式3  
(文書番号)  
平成 年月日

文化庁長官殿

申請者名

### 現状変更の計画変更書の提出について

平成〇年〇月〇日付け〇〇受庁財第〇号の〇〇〇で別添のとおり許可された現状変更については、以下のとおり軽微な計画の内容変更する必要がありますので、計画変更について承認くださいますようお願いします。

- 1 史跡 武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所  
氏名 国分寺市長 星野 信夫  
住所 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
- 3 現状変更の申請内容  
(具体的な行為の内容を簡潔に記載すること。)
- 4 現状変更の計画内容を変更する理由 ※必要に応じて別紙に記載すること  
(軽微な仕様(材質、色、形状)の変更が必要となった理由及び文化財に配慮したものであることについての説明を記載すること。(注1及び2)を参照)
- 5 現状変更に係る地域の地番  
(現状変更の計画内容の変更が生じた当該地域の地番が、確認できるように記載すること。)
- 6 許可されていた期間及び期間変更後の期間  
許可された期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日  
変更後の期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日  
(計画内容の変更に伴い、期間を延長する場合に記載する。なお、この場合には、様式2の期間変更届けの手続きは不要とする。)

- 7 申請者が所有者等以外の場合 ※該当する場合に記載  
(今回の計画内容の変更にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記載するか所有者等の承諾書を添付すること。)
- 8 管理団体がある場合 ※該当する場合に記載  
(申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書を添付すること。  
なお、管理責任者がある場合にも、同様の取扱いをすること。)
- 9 その他に添付することが必要な資料
  - ・変更前・変更後の変更内容が確認できる図面等
  - ・計画内容を変更する必要が生じた軽微な仕様に関する写真等
  - ・現状変更に係る地域の現況写真

など

(注1)軽微な仕様(材質、色、形状)の変更について

材質の変更とは、鉄製から木製の柵への変更、色の変更とは、原色から中間色への看板の色彩変更、形状の変更とは、照明等設置工事において、当初は高さ3mのハイポールタイプを設置する計画から、高さ80cmのフットライトタイプに変更するなどの場合等が該当する。

(注2)文化財に配慮されている場合について

保存管理計画等が策定されている場合には、当該変更が保存管理計画等において許容されている場合。策定されていない場合には、変更前よりも、当該文化財への影響や周囲の景観等に与える影響が小さくなる場合などが該当する。

(文 書 番 号)

平成 年 月 日

文 化 庁 長 官 殿

申 請 者 名

○ ○ ○ ○

現 状 変 更 終 了 報 告 書

平成〇年〇月〇日付、〇受府財第〇号の〇にて許可を受けた史跡武藏国分寺跡  
附東山道武藏路跡指定地内現状変更について終了したので、文化財保護法第 125  
条第 1 項の規定により、下記資料を添付のうえ報告します。

添付資料

案内図(見取図・竣工図)

キャビネ型写真

※ 「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等  
に関する規則」(昭和 26 年 7 月 13 日 文化財保護委員会規則第十号)第 3 条(終了の報告)による。

「法第 125 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更  
等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第 184 条第一項第二号  
及び令第 5 条第 4 項第 1 号の規定による当該許可を都道府県又は市の教育委  
員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものと  
する。」



国指定史跡武藏国分寺跡 附東山道武藏路跡 保存管理計画（第2次）

平成24年4月

編 集 国分寺市教育委員会教育部ふるさと文化財課

〒185-0023 国分寺市西元町1-13-10

発 行 国分寺市教育委員会

令和4年(2022)8月29日 デジタル版作成  
個人情報削除

